

群馬県高等学校野球連盟

要 覧

令和4年度版





群馬県高等学校野球連盟

高野連のマーク

野球競技は精神力・体力・技術の総合力の比較であるが、不断の精進・努力の成果が勝敗を決する鍵となる。

高野連のマークはホームベースに白球を型どり、

中央のFは $\begin{cases} \text{FIGHT} \\ \text{FAIR PLAY} \\ \text{FRIENDSHIP} \end{cases}$

がそれであり、しかも真紅の色彩は、若人の熱情を示す。

令和4年度 群馬県高等学校野球連盟行事予定表

	理 事 会 ・ 評 議 員 会 等	大 会 等	講 習 会 等
2022 3 月	2. 第1回理事会 11. 部員登録締切（第1次） 16. 第1回評議員会（前橋工） 23. 春季大会選手登録締切	5. 練習試合解禁（R4のみ） 16. 第74回春季関東地区高等学校野球大会県予選 組合せ抽選会（前橋工）	第56回関東地区審判講習会 （2/27 東京）伝達講習のみ 16. メディカルチェック報告会
4 月	9. 第2回理事会 27. 第1回審判委員会（高崎城南球場） 30. 臨時評議員会・歓送迎会（メトロポリタン高崎）	16. 第74回春季関東地区高等学校野球大会県予選 開幕（4/16～5/5 高崎城南球場 他）	
5 月	11. 第3回理事会 25. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会運営委員会	4. 第74回春季関東地区高等学校野球大会県予選 準決勝 5. 第74回春季関東地区高等学校野球大会県予選 決勝・閉会式（高崎城南球場）	25. 加盟校説明会（前橋工）
6 月	1. 第4回理事会 8. 第5回理事会、春季県予選会計監査 14. 選手権群馬大会選手登録締切 15. 第6回理事会 16. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会評議員会・理事会 22. 第7回理事会 29. （第8回理事会）	16. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会 組合せ抽選会（昌賢学園前橋ホール）	
7 月	2. 第2回審判委員会（上毛新聞敷島球場） 7. 選手権群馬大会選手変更締切 15:00 7. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会 全体会（楽々園） 18. 第3回審判委員会（楽々園）	8. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会リハ・準備 9. 第104回全国高等学校野球選手権群馬大会 開会式（7/9～27 上毛新聞敷島球場 他） 25. 同 上 準決勝 27. 同 上 決 勝・閉会式（上毛新聞敷島球場）	2. 審判講習会（上毛新聞敷島球場） 報道関係説明会（同 上） アナウンス講習会（前橋工） 8. 大会準備・大会委員打合せ 会議（楽々園）
8 月	第75回秋季関東地区高等学校野球大会県予選登録締切 27. 第9回理事会・選手権会計監査 29. 第2回評議員会（前橋工）	29. 第75回秋季関東地区高等学校野球大会県予選 組合せ抽選会（前橋工）	5. 中体連技術強化練習会
9 月	14. 第10回理事会 17. 第4回審判委員会（楽々園）	3. 第75回秋季関東地区高等学校野球大会県予選 開幕（9/3～10/2 桐生球場 他）	
10 月	12. 第11回理事会	1. 第75回秋季関東地区高等学校野球大会県予選 準決勝 2. 第75回秋季関東地区高等学校野球大会県予選 決勝・閉会式（桐生球場）	2. 栃木国体（10/2～5）
11 月	9. 第12回理事会、秋季県予選会計監査（前橋工）	5. 第46回1年生強化試合 （11/5・6・12 前橋市民球場）	
12 月	3. 責任教師・監督会議（12/3～4 伊香保） 中旬、球場調整会議始まる（～2月中旬）	1. シーズンオフ	10. 野球部員向け審判講習会 （上毛新聞敷島球場） 17. 技術強化講習会 （上毛新聞敷島球場）
2023 1 月	11. 第13回理事会		ぐんま野球フェスタ 中旬～メディカルチェック開始 （群馬大学医学部附属病院） 21. 記録・アナウンス講習会 （前橋工）
2 月	1. 第14回理事会 4. 育成・強化連絡協議会（前橋工） 22. 第15回理事会		25. 第57回関東地区審判講習会 （2/25～26 千葉）
3 月	2. 第1回理事会・会計監査 13. 部員登録締切（第1次） 16. 第1回評議員会（前橋工） 23. 春季大会選手登録締切	8. 練習試合解禁 16. 第75回春季関東地区高等学校野球大会県予選 組合せ抽選会（前橋工）	16. メディカルチェック報告会

下線部は例年より変更または未定

- | | | | |
|-----------------------|-------------------|-----|-------|
| ① 第94回 選抜高等学校野球大会 | （3月18日～3月30日 | 甲子園 | 13日間） |
| ② 第74回 春季関東地区高等学校野球大会 | （5月21～24日、28・29日 | 栃木県 | 6日間） |
| ③ 第104回 全国高等学校野球選手権大会 | （8月6日～8月22日 | 甲子園 | 17日間） |
| ④ 第75回 秋季関東地区高等学校野球大会 | （10月22～24日、29・30日 | 埼玉県 | 5日間） |
| ⑤ 第53回 明治神宮野球大会 | （11月18日～11月23日 | 東京都 | 6日間） |
| ⑥ 第6回 関東理事会 | （2023年1月13日～14日 | 群馬県 | 2日間） |
| ⑦ 第57回 関東地区審判講習会 | （2023年2月25日～26日 | 千葉県 | 2日間） |

2022年度 重点指導事項

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

【投手に関する規則】の徹底

今年度の規則改正では、規則 5. 07 投手 (a) 正規の投球姿勢 (1) ワインドアップポジション (2) セットポジションのそれぞれ【注 1】が削除されました。

いずれも「アマチュア野球では、～」と、これまで制限していたものを撤廃し Official Baseball Rules に沿った表記になります。

(1) ワインドアップポジションの【注 1】削除は、これまで投手の軸足および自由な足に関し定めていた制限を撤廃し、また (2) セットポジションの【注 1】削除は、「走者が塁にいない場合、必ずしも完全静止をする必要はない」というものです。

しかし、高校野球は裾野が広く、また、投球姿勢の混乱および投球動作の乱れが生じる恐れがあるため、高校野球特別規則 27 を制定し『従来どおり』の運用といたします。

また、2018 年には投球動作におけるいわゆる二段モーションを規制する解釈変更の際にも、『従来どおり』の運用として高校野球特別規則を制定しましたが、近年投手に関する規則改正や解釈変更が行われていることから、特に、下記の 4 点を今年度の重点指導事項として指導の徹底をお願いします。

1. ワインドアップポジションとセットポジションの違いは、自由な足（軸足でない方の足）の位置で決まる。ワインドアップポジションをとる投手の自由な足は、投手板に触れて置くか、投手板から離して置くときは、足全体を投手板の前縁の延長線より前に置くことはできない。
これに対して、セットポジションをとる投手の自由な足は、足全体を投手板の前縁の延長線より前に置かなければならない。（高校野球特別規則 27）
2. 打者への投球動作を起こしたならば、中断したり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。したがって、投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行わず、ことさら段階をつけるモーションなどしたりしてはいけない。
3. セットポジションをとる投手は、投手板を踏んだ後、投球するまでに、必ずボールを両手で保持したことを明らかにしなければならない。
また、投球に先立って、いったんボールを身体の前方で保持し、完全に動作を静止しなければならない。
4. 投手が投げ手をロジンに触れた後、粉を掃うために息を吹きかけることは認めない。（高校野球特別規則 17）

上記以外の【投手に関する規則】やマナーについても併せてご指導をお願いします。

目 次

令和4年度行事予定表	
2022年度重点指導事項	
日本学生野球憲章	7
群馬県高等学校野球連盟規約	18
春・秋季大会県予選参加のための留意点	21
全国高等学校野球選手権群馬大会参加のための留意点	24
入場と応援について	28
令和4年度 大会参加者資格規定	30
高等学校野球の関連規定	31
諸手続きについて	33
「2022年度野球規則改正」「アマチュア野球内規(2022年)」「高校野球特別規則(2022年版)」等についてのお知らせ	36
「高校野球特別規則(2022年度版)」改正の要点説明	37
高校野球特別規則(2022年版)	38
「平成29年度高校野球用具の使用制限」について	49
「平成30年度高校野球用具の使用制限」について	50
「令和3年度高校野球用具の使用制限」について	52
2022年度「高校野球用具の使用制限」	53
顎ガードつきヘルメットならびに打撃投手用ヘッドギア等の使用について	61
野球用ヘルメット(捕手用を除く)のSG基準改正、及び改正後のSG基準を満たした顎ガードつきのヘルメットの使用について	62
2022年度「周知徹底事項」	63
注意すべき基本プレイ	65
「甲子園から全国へ・・・2018年春」	68
「甲子園から全国へ・・・2019年春」	69
「甲子園から全国へ・・・2021年春」	70
「甲子園から全国へ・・・2022年春」	72
危険防止とマナー向上の指導について	76
金属バットの日常点検と取り扱い 他	77
金属製バット新基準について	79
高校野球の事故防止対策について 他	84
暴力のない高校野球を目指して	89
指導者による体罰および野球部員による部内暴力いじめの根絶について	91
指導者に関するガイドライン	92
指導者の交通違反の報告について(お願い)	93
『アウトオブシーズンについての規定』の改正について 他	94
部員不足による合同チームの編成について	98
部員不足による大会参加の特別措置について 他	99
部員不足による連合チームの大会参加について	103
統廃合による大会参加の特別措置について 他	105
廃校となる野球部の特別措置について 他	108
中等教育学校の取り扱いについて 他	113
2003年度規則改正、高校野球野球特別規則の追加とスピードアップの指導事項について 他	113
中学生の体験入部について	114
高校野球関係者と少年野球(小学生・中学生)との関わりについて	117
高校野球関係者(指導者、部員)と少年野球(小学生・中学生)との交流に関する規程	118
保護者会の健全化について	122
「高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定」について	123

高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定	124
2019年度プロ野球(NPB)ドラフト会議に伴う措置について	126
プロ野球との関係規定の変更について	129
学生野球資格の回復に関する規則	130
学生野球憲章適用規定の改正について	131
学生野球資格回復に関する研修制度 実施要項	132
資格回復後から指導までの手続きについて	135
硬式野球ボールの規格変更について	138
プロ野球入団予定選手の秋季練習見学について	138
学生野球資格を持たない者との交流に関する規則	139
中学生の勧誘行為の自粛について	144
高等学校の入学選抜に係る運動選手等の勧誘について	146
学生野球憲章適用規定の改正について	147
V T R・写真撮影等撮影許可願い	148
プロ野球育成ドラフトについて	149
育成選手制度について	150
野球場に関する規則改正に伴うお願い 他	151
投手の受傷事故防止について 他	153
中学生の練習参加に対する安全対策について	154
高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定	155
全国高校定時制通信制軟式野球連盟加盟校との対外試合について	156
都道府県高等学校野球連盟H Pの協賛広告について	157
海外から留学する生徒の取り扱いについて	159
高校野球特待生制度の制定について 他	160
指導者の金品授受について	161
群馬県高等学校野球連盟記録方法	162
投球数の解釈	164
加盟校野球部創立年度	165
歴 代 会 長	166
歴 代 理 事 長	167

<各種書類様式>

硬式野球部員登録名簿	硬式野球部員 ^{抹消} _{追加} 登録届
大会出場選手登録名簿	大会出場選手登録変更届(春・秋 選手権)
責任教師・監督変更届	県外試合開催承認申請書
大会参加者資格審査願	大会参加者資格審査願(規定第4条7項該当者)
練習試合審判実績表	応援団入場許可申請書
記 録 用 紙 No.1	記 録 用 紙 No.2

日本学生野球憲章

前 文

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和21（1946）年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールของすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 公益財団法人日本学生野球協会（以下「日本学生野球協会」という。）は、大学野球および高等学校野球（以下「学生野球」という。）の組織、活動および運用の基準と

して日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）を定める。

（学生野球の基本原理）

第 2 条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。

- ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。
- ④ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
- ⑤ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- ⑥ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- ⑦ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。
- ⑧ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念とする。

（定義）

第 3 条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生野球団体日本学生野球協会、公益財団法人全日本大学野球連盟（以下「全日本大学野球連盟」という。）、公益財団法人日本高等学校野球連盟（以下「日本高等学校野球連盟」という。）、全日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟（以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。）、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟（以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。）をいう。
- ② 加盟校学生野球団体に加盟する学校をいう。
 - ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
 - イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- ③ 野球部：加盟校において、教育活動として位置づけられた野球（大学にあっては硬式野球、高等学校にあっては硬式野球および軟式野球）を活動内容とする部をいう。
- ④ クラブチーム：加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生：加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員：加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手：試合・大会において出場登録された部員をいう。

- ⑧ 指導者：加盟校の学校長（大学の学長および高等学校の校長）ならびに野球部の部長、監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。
- ⑨ 審判員：学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員：学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ⑪ 試合：野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ⑫ 大会：3チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ⑬ 学生野球構成員資格（以下「学生野球資格」という。）部員、クラブチーム参加者、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ⑭ プロ野球選手：国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑮ プロ野球団体：国を問わず、プロ野球選手を組織する団体をいう。
- ⑯ プロ野球関係者：国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなど全ての構成員をいう。
- ⑰ 元プロ野球選手：国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑱ 元プロ野球関係者：国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑲ 審査室：日本学生野球協会が定める手続に基づき選任された審査員によって構成され、理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

（学生野球を行う機会の保障および部員の権利）

第 4 条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。

- 2 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
- 3 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。

（学生野球に関わるすべての者の義務）

第 5 条 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員は、本憲章および関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

（学生野球団体の責務）

第 6 条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。

- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
- 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。

- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章を実施するため、本憲章に抵触しない範囲で、それぞれ必要な規則を定める。

(加盟校および指導者の責務)

第 7 条 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。

- 2 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
- 4 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前 2 項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

第 2 章 学校教育の一環としての野球部活動

(学校教育と野球部の活動との調和)

第 8 条 野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。

- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として 1 週間につき最低 1 日は野球部としての活動を行わない日を設ける。
- 3 学生野球団体は、前 2 項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。
- 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第 1 項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

(加盟校の部員への指導)

第 9 条 加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。

- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導しなければならない。

第 3 章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

第 10 条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

- ① 全国大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野

球連盟が主催するもの

- ② 地域大会にあっては、関係する学生野球団体が主催するもの
- ③ 国際試合・大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの
- ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催するもの
- ⑤ クラブチームの試合にあっては、当該加盟校の主催するもの
- ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム（ピックアップチーム）の試合にあっては、日本学生野球協会の定めるところにより承認を得たもの
- ⑦ 前6号以外の試合・大会にあっては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの

2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。

3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を徴収することができる。

4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

（試合・大会出場選手資格）

第11条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

第4章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

（学生野球資格）

第12条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、学生野球資格を持たない。

2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。

3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球団体の役員となることができない。

（学生野球資格を持たない者との関係の基本原則）

第13条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、学生野球資格を持たない者（本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。）と交流することができる。

- ① 練習、試合など
- ② 講習会、シンポジウムなど
- ③ その他学生野球の発展に資する活動

2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。

- ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと。
- ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める規則に従うこと。
- ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。
- ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(学生野球資格の回復)

第14条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

(他の野球団体との関係)

第15条 部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第5章 学生野球にかかわる寄附または援助

(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

第16条 学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

- 2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ認められる。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第17条 学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

第18条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援助の内容・金額を記録しなければならない。
- ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。剰余

金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。

- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(野球部が受ける寄附または援助)

第19条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第20条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および使途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

第21条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。

- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。
 - ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
 - ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前3項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

第22条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

- 2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前2項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第6章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関与する基本原則)

第23条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

第24条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、報酬を得てはならない。

3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第25条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物（以下「記事、放送、出版物」という。）について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像など一切の情報および予め提供された個人情報を学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用する。

第7章 注意・厳重注意および処分

(注意・厳重注意)

第26条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為（学生野球の基本原則に違反する行為を含む。以下同じ。）をした場合には、注意または厳重注意をすることができる。

- 2 注意および嚴重注意は書面をもって行う。
- 3 嚴重注意の場合には、それを受ける者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および嚴重注意に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

- 第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または嚴重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。
- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。
 - 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。
 - 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して指導をすることができる。
 - 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

- 第28条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。
- ① 謹慎：処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
 - ② 対外試合禁止：処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
 - ③ 登録抹消・登録資格喪失：処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
 - ④ 除名：処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

- 第29条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。
- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。
 - 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、

自己の権利を守るための適正な手続が保障される。

- 4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受けない。
- 5 処分に関する手続は日本学生野球協会規則で定める。

第8章 学生野球団体の決定および 日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

（学生野球団体の決定等に対する不服申立）

- 第30条 学生野球団体が行った決定（競技中になされる審判員の判定を除く。）および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または嚴重注意により不利益を受けた者は、当該決定等に対して、学生野球団体の定めた規則に従い不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する学生野球団体の決定に不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して当該学生野球団体が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

（審査室の処分決定に対する不服申立）

- 第31条 審査室の処分決定を受けた者は、当該処分決定に対して、日本学生野球協会が定めた規則に従い審査室に不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する審査室の決定になお不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の審査室の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

第9章 憲章の解釈と改正手続

（日本学生野球憲章の解釈）

- 第32条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

（日本学生野球憲章の改正）

- 第33条 本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。
- 2 この議決には、総評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

(施行日)

第 1 条 本憲章は平成22（2010）年4月1日より施行する。

(経過措置)

第 2 条 本憲章7章および第8章の規定の内、注意、嚴重注意、処分および不服申立の手續
きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

昭和21年12月21日	学生野球基準要項として制定
昭和25年1月22日	日本学生野球憲章と改正
昭和38年2月11日	改正
昭和40年2月6日	改正
昭和46年2月13日	改正
昭和53年2月22日	改正
昭和54年7月12日	改正
平成4年2月14日	改正
平成22（2010）年2月24日	全面改正
平成24（2012）年4月1日	改正
平成29（2017）年2月27日	改正

以 上

群馬県高等学校野球連盟規約

第一章 名 称

第 一 条 本連盟は群馬県高等学校野球連盟と称す

第二章 事 務 所

第 二 条 本連盟の事務所は原則として理事長在職の学校内に置く

第三章 目 的

第 三 条 本連盟は高等学校野球の健全なる発達を図るを以って目的とする

第四章 組 織

第 四 条 本連盟は群馬県高等学校野球部を以って組織する
野球部とは学校長、責任教師、監督、顧問、部員のすべてをいう

第 五 条 本連盟への加盟は理事会の議をへて評議員会においてこれを承認するものとする

第五章 事 業

第 六 条 本連盟は第三条の目的を達成するため次の事業を行う

- (一) 高校野球大会の開催奨励
- (二) 野球に関する研究調査
- (三) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第六章 役 員

第 七 条 本連盟に次の役員を置く

- | | | | |
|---------|-----|----------|------------|
| (一) 会 長 | 一名 | (二) 副会長 | 若干名 |
| (三) 理事長 | 一名 | (四) 副理事長 | 若干名 |
| (五) 理 事 | 若干名 | (六) 評議員 | 加盟校より各一名の他 |
| (七) 監 査 | 二名 | | 会長が指名する若干名 |

第 八 条 本連盟に理事会の推薦による顧問及び参与を置くことができる
顧問及び参与は会長の諮問に応ずる。任期は二カ年とし再任を妨げない

第 九 条 会長及び副会長は評議員会においてこれを推挙する

- 会長は本連盟を代表し会務を統轄する
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する
- 第十條 理事は評議員会において評議員のなかから選出し会務を執行する
会長が必要と認める時は評議員の中から別に理事を指名することができる
- 第十一條 理事長は理事会において理事の中から選出し理事会を統轄する
理事長任期中に限り当該校では別に責任教師を定めることもできる。ただし、評議員会で評議権は1名とする
会長は必要に応じ常任理事を委嘱し会務を常時分掌させることができる
- 第十二條 評議員は各校一名（責任教師）とする
但し本連盟において適当と認めたものについては評議員会の承認を得て野球部顧問の中から若干名を置くことができる
評議員は評議員会を組織し次の事項を審議する
（一） 本連盟の規約改正
（二） 予算、決算
（三） その他本連盟に関する重要事項
- 第十三條 監査は評議員会において選出し会計を監査する
- 第十四條 補欠選挙において就任したる役員の任期は前任者の残任期間とする
役員はその任期が満了しても後任者の就任するまではその職務を行う

第七章 会 議

- 第十五條 本連盟の会議は常任理事会と理事会及び評議員会とする
会議の議長は評議員会は会長、常任理事会及び理事会は理事長とする
- 第十六條 常任理事会及び理事会の会議は理事長において必要と認めたるとき
又は理事の過半数以上の請求のあるとき理事長がこれを招集する
- 第十七條 評議員会は毎年三、六、九月に開催する
会長は必要に応じて臨時評議員会を招集することができる
- 第十八條 理事会及び評議員会の会議は会員の二分一以上が出席しなければこれを開くことができない。評議員に差支えあるときは代理人（野球部顧問）を出席せしむることができる
理事会及び評議員会の議事は出席会員の過半数によりこれを決する
可否同数のときは議長がこれを決する
- 第十九條 理事、評議員の任期は二カ年とする

第八章 会 計

- 第二十条 本連盟の会計年度は自三月一日至翌年二月末日とする
- 第二十一条 本連盟の経費は分担金、寄付金その他を以ってこれに充てる

第九章 審判委員会

第二十二條 本連盟は審判委員会を置くこととする

(1) 名 称

本委員会は群馬県高等学校野球連盟審判委員会と称す
以下略称（県高野連審判委員会）とする

(2) 目 的

本委員会は群馬県高等学校野球連盟が主催する大会の審判員の委嘱と大会の審判に関わる全ての事項について協議し、円滑なる大会運営が図られることを目的とする

(3) 構 成

本委員会は群馬県野球連盟審判部長、副部長及び群馬県高等学校野球連盟常任理事をもって構成する

(4) 役 員

本委員会に次の役員を置く

(一) 委員長 1 名

(二) 副委員長 若干名

附 記

この規約は昭和41年2月改正

〳 48年3月改正

〳 49年9月改正

〳 50年3月改正

〳 52年3月改正

平成2年6月改正

〳 6年6月改正

以 上

春・秋季大会県予選参加のための留意点

1. 大会運営について

- ① 小雨決行、雨天順延（各会場で予備日が違うので連絡を密にする）
原則として、第1試合のチームは雨天の場合でも球場に来ること。
- ② 球場への入場他について
 - ① 第1試合は試合開始予定時刻の1時間前とする。第2試合目以降は、それ以前の試合経過によって早まる場合があるので注意のこと。
 - ② 球場に到着後、責任教師は直ちに本部へその旨を報告する。
 - ③ 第1試合のチームは試合開始予定時刻の1時間前からウォーミングアップができる。但し、両チームが揃えばそれ以前に始めることもありうる。
 - ④ 第1試合は開始予定時刻40分前、第2試合は第1試合の5回終了時に、攻守の決定及びメンバー交換を責任教師、主将同席にて行なうので、予め準備しておくこと。
- ③ 登録変更について
 - ① 選手については、準決勝の試合開始予定時刻の1時間前まで変更を認める。その場合は正規の登録変更用紙（春秋大会は様式Ⅳ－1）を用い、校長職印の押印を必要とする。提出先は、当該球場の本部とする。部員登録未済者の場合は部員追加登録（様式Ⅱ）を県高野連に提出した上で、当該球場の本部に写しを持参すること。春・秋季大会については、背番号の変更も可。
 - ② 責任教師、監督、記録員については全試合変更を認めるので、変更届を試合開始予定時刻の1時間前までに当該球場本部へ提出すること。変更届の様式については責任教師、監督は様式Ⅴ、記録員は様式Ⅳ－1（春秋大会）により、校長職印の押印を必要とする。責任教師、監督の変更届は県高野連にも提出すること。
- ④ 得点差コールドゲーム、継続試合及びタイブレーク制度について
 - ① コールドゲームについて
 - ・点差による場合は、決勝戦を除き4回半又は5回以降10点差及び6回半又は7回以降7点差になったとき。
 - ② 継続試合を採用する（高校野球特別規則22参照）
 - ③ タイブレーク制度を採用する（高校野球特別規則23参照）
- ⑤ 春・秋季大会県予選では、試合に必要な諸係は当事校が担当するので、そのことについては本部の指示に従う。
- ⑥ 春・秋季大会中は練習試合を行なってもかまわない。

2. 試合について

- ① ベンチサイドは、組み合わせ番号の若い番号を1塁側とする。
- ② ベンチ入り人数は、責任教師、監督、記録員各1名、登録選手18名合計21名とする。

但し、秋季大会においての記録員は、ベンチ入り人数が少ないチーム（11名以内）に限り3年生部員でもかまわない。

- ③ 服装については、責任教師は平服を原則とするが、自校ユニフォームでもよい。監督、選手は、自校ユニフォームとする。主将は、主将章を右袖に着用する。記録員は、自校制服、背番号のない試合用ユニフォームのいずれかとする。グラウンド内に入る時、グラウンドコートは原則脱ぐこと。（投手はこの限りではない）
- ④ 試合前のシートノックは原則として10分間とするが、天候等で変更の場合もある。試合前ノックの際の補助生徒は5人まで認めるが、ノックを受けることはできない。自チームノック時のブルペン捕手は可。服装は自校ユニフォーム又はいわゆる練習用ユニフォームで、靴はスパイク又はアップシューズとする。ツートンカラー、Tシャツ、氏名の入ったユニフォーム、グラウンドコートの着用は不可。補助員はシートノックの時のみ参加できる。
- ⑤ シートノック時の補助員、ベースコーチはヘルメットを着用すること。
- ⑥ トスバッティングをスタンドに向って行なわないこと。
- ⑦ 監督、ノッカーは、自校のユニフォーム、スパイクを着用すること。
ノッカーは、連盟に申し出たコーチ・各校野球部顧問または選手とする。
- ⑧ 対戦当事校の関係者は、その試合中は必ずスタンドにて観戦のこと。また、スタンドからのメモ、試合中のベンチ裏への出入り等絶対ない様にフェアプレイの精神を守ること。（厳守）
- ⑨ 試合開始後は、責任教師、監督、記録員はベンチを離れないことを原則とする。また、試合に直接関わっていない選手も同様である。
- ⑩ 審判員への申し出は、主将が問題の当事者及び伝令に限る。（厳守）
- ⑪ 試合中は、携帯電話やラジオ等の使用は厳禁。
- ⑫ 試合の進行をスピーディーにするよう行動すること。
 - ① 攻守交代は迅速に行なうこと。攻撃側の第一打者とベースコーチ、次打者は、ミーティングには加わず速やかに所定の位置につくこと。
 - ② 投手は投手板に軸足を触れている状態で、捕手からのサインを受けること。捕手のブロックサインは禁止。
 - ③ 捕手は投手へ返球したり、野手に声をかけるため、1球毎にホームプレートの前に出ないこと。
 - ④ 打者はみだりにバッタースボックスを出ないこと。
 - ⑤ 外野飛球によるアウトの際には、ボール回しを行なわないこと。
 - ⑥ 試合中、靴紐の結び直し等でみだりにタイムをとることのないよう、ベンチにいる間に点検しておくこと。
 - ⑦ 試合中選手をベンチに呼び戻さないこと。攻撃の場合も伝令を使うこと。（厳守）
 - ⑧ 制限がないからといって、むやみにバッテリタイムをとらないこと。
- ⑬ 次打者は必ずネクストバッタースボックスに入り、飛球が来たら逃げられる姿勢で待機すること。またサークル内で投球時にタイミングをとる行為や素振りはしないこと。投手が次打者の場合も、必ず本人が待機すること。

- ⑭ 投球に対しては故意に当たりにいく行為はしないこと。
- ⑮ 打者走者はスリーフットレーン内（特に後半部分は）を走ること。
- ⑯ 盗塁の場合、打者が走者の盗塁を助けるために捕手を妨害するような行為（ボックスから踏み出したり、遅らせてのスイング等）をしないこと。
- ⑰ 試合中投球練習場でピッチング練習をする場合には、守備及び試合進行の妨げにならないよう留意すること。
- ⑱ ビデオ撮影をする場合には、バックネット裏からとし、1・3 塁側スタンドからは避けること。保護者会等に極力連絡しておくこと。
- ⑲ 打者や走者、ベースコーチ等が捕手のサインを見る行為、球種やコースを知らせる行為がない様、高校野球の精神に基づいてプレーすること。
- ⑳ 1 人の投手が投球できる総数は 1 週間500球以内とする。

3. 用具について

- ① ユニフォーム、アンダーシャツ、ストッキング、足首保護ガード等の商標は取り除いておくこと。特にアンダーシャツとストッキングに注意のこと。また、グラウンドコートやシューズの規定（選手名他）に注意のこと。
- ② 金属バットは日本高野連の認可したものに限る。（-Nマーク）
- ③ リング、鉄棒をベンチ内に持ち込まないこと。
- ④ メガホンのベンチへの持ち込みは、2 個以内とする。
- ⑤ テーピング、足首保護ガード、サングラス使用の場合はメンバー交換の際に本部へ申し出る。テーピングの色はベージュとする。チタンテープ、スパイラルテープ等の使用は禁止。
なお、レッグガードやエルボーガードの色の規定をよく見ておくこと。
- ⑥ ラダー等試合に関係のない物をベンチに持ち込まないこと。
- ⑦ サングラスの使用は守備時のみとする。
- ⑧ グラウンドコートは原則 2 種類までとする。

4. マナーについて

- ① ベースコーチはボックスを離れないこと。また、セーフの発声やジェスチュア等審判類似行為をしないこと。
- ② 個人を罵倒するような汚い野次を慎むこと。
- ③ ファンにせがまれても、個人的にサインをすることを禁止する。
- ④ ホームランを打った打者を迎える時でも、試合を遅滞させない、ベンチから出ない等試合上の諸規則を遵守すること。
- ⑤ ユニフォームをきちんと着用のこと。特にボタンをはずしたり、ズボンの裾をだらしなく下げることがないように。指導者も注意のこと。
- ⑥ 試合上の挨拶は、原則として開始時と終了時の審判の発声によって行うものだけでよい。例えば、打者がバッタースボックスに入る毎に、ヘルメットを脱いで審判員に挨拶をしたり、終了時の挨拶の後、相手校ベンチへ出向いて挨拶をする必要はない。またホームプレート上での礼はテンポ良く 1 回とすること。

- ④ 試合のため入場する登録選手は選手章を着用し、20名一緒に入場すること。
- ⑤ 自校の試合以外を観戦する登録選手は、選手章着用の上入場する。他人に貸与しないこと。
- ⑥ 自校の試合の登録選手以外の部員の入場は、一般入場口で大会役員と当該校顧問立ち合いの上、入場申請書を提出し一括で入場する。
- ⑦ 大会参加校の職員は、入場口で身分証明書を示して入場する。
- ⑦ その他
 - ① ナイター施設は原則として使用しないが、状況により使用することがある。
 - ② 大会期間中は、練習試合を禁止する。

2. 試合について

- ① ベンチサイドは、組み合わせ番号の若い番号を1塁側とする。
- ② ベンチ入り人数は、責任教師、監督、記録員各1名、登録選手20名合計23名とする。
- ③ 服装については、責任教師は平服を原則とするが、自校ユニフォームでもよい。監督、選手は、自校ユニフォームとする。主将は、主将章を右袖に着用する。記録員は自校制服、トレーニングウェア、背番号のない試合用ユニフォームのいずれかとする。特に女子記録員の服装や靴に注意のこと。監督とノッカーは自校のユニフォーム、スパイクを着用すること。ノッカーは自チームのノック時に限りグラウンドに出てよいこととする。
ノッカーは連盟に登録されたコーチ・各校野球部顧問または選手とする。
- ④ トスバッティングをスタンドに向かって行なわないこと。
- ⑤ ベースコーチはヘルメットを着用すること。
- ⑥ 試合前のシートノックは原則として7分間とするが、天候等で変更の場合もある。補助生徒は認めない。
- ⑦ 対戦当事校関係者は、その試合中はスタンドにて観戦のこと。また、スタンドからのメモ、試合中のベンチ裏への出入り等絶対ない様にフェアプレイの精神を守ること。(厳守)
- ⑧ 試合開始後は、責任教師、監督、記録員はベンチを離れないことを原則とする。また、試合に直接関わっていない選手も同様である。
- ⑨ 審判員への申し出は、主将か問題の当事者及び伝令に限る。(厳守)
- ⑩ 試合中は、携帯電話やラジオ等の使用は厳禁。
- ⑪ 試合の進行をスピーディーにするよう行動すること。
 - ① 攻守交代は迅速に行なうこと。攻撃側のその回の第1打者とベースコーチ、次打者は、ミーティングには加わず速やかに所定の位置につくこと。
 - ② 投手は投手板に軸足を触れている状態で、捕手からのサインをうけること。捕手のブロックサインは禁止。
 - ③ 捕手は投手へ返球したり、野手に声をかけるため、1球毎にホームプレートの前へ出ないこと。
 - ④ 打者はみだりにバッタースボックスを出ないこと。
 - ⑤ 外野飛球によるアウトの際には、ボール回しを行なわないこと。

- ⑦ 試合中、靴紐の結び直し等でみだりにタイムをとることのないよう、ベンチにいる間に点検しておくこと。
- ⑧ 試合中、選手をベンチへ呼び戻さないこと。攻撃の場合も伝令を使うこと。(厳 守)
- ⑨ 制限がないからといって、むやみにバッテリタイムをとらないこと。
- ⑫ 次打者は必ずネクストバッタースボックスに入り、飛球が来たら逃げられる姿勢で待機すること。またサークル内で投球時にタイミングをとる行為や素振りはしないこと。投手が次打者の場合も、必ず本人が待機すること。
- ⑬ 投球に対しては故意に当たりにいく行為はしないこと。
- ⑭ 打者走者はスリーフットレーン内（特に後半部分は）を走ること。
- ⑮ 盗塁の場合、打者が走者の盗塁を助けるために捕手を妨害するような行為（ボックスから踏み出したり、遅らせてのスイング等）をしないこと。
- ⑯ 投球練習場でピッチング練習する場合には、守備及び試合進行の妨げにならないよう留意すること。
- ⑰ ビデオ撮影をする場合には、バックネット裏からとし、1・3 塁側スタンドからは避けること。保護者会等に極力連絡しておくこと。
- ⑱ 打者や走者、ベースコーチ等が捕手のサインを見る行為、球種やコースを知らせる行為がない様、高校野球の精神に基づいてプレーすること。
- ⑲ 1 人の投手が投球できる総数は 1 週間500球以内とする。

3. 用具について

- ① ユニフォーム、アンダーシャツ、ストッキング、足首保護ガード等の商標は取り除いておくこと。特にアンダーシャツとストッキングに注意のこと。また、グラウンドコートやシューズの規定（選手名他）に注意のこと。
- ② 金属バットは日本高野連の認可したものに限る。（－Nマーク）
- ③ リング、鉄棒をベンチへ持ち込まないこと。
- ④ メガホンのベンチへの持込みは、2 個以内とする。
- ⑤ テーピング、足首保護ガード、サングラス使用の場合はメンバー交換の際に本部へ申し出る。テーピングの色はベージュとする。チタンテープ、スパイラルテープ等の使用は禁止。
なお、レッグガードやエルボーガードの使用規定を読んでおくこと。
- ⑥ ラダー等試合に関係のない物をベンチに持ち込まないこと。
- ⑦ サングラスの使用は守備時のみとする。

4. マナーについて

- ① ベースコーチはボックスを離れないこと。また、セーフの発声やジェスチュア等審判類似行為をしないこと。
- ② 個人を罵倒するような汚い野次を慎むこと。
- ③ ファンにせがまれても、個人的にサインをすることは禁止する。

- ④ ホームランを打った打者を迎えるときでも、試合を遅滞させない、ベンチから出ない等試合上の諸規則を遵守すること。
- ⑤ ユニフォームをきちんと着用のこと。特にボタンをはずしたり、ズボンの裾をだらしなく下げることがないように。指導者も注意のこと。
- ⑥ 試合上の挨拶は、原則として開始時と終了時の審判の発声によって行うものだけでよい。例えば、打者がバッタースボックスに入る毎に、ヘルメットを脱いで審判員に挨拶をしたり、終了時の挨拶の後、相手校ベンチへ出向いて挨拶をする必要はない。またホームプレート上での礼はテンポ良く1回とすること。

5. 応援について

28・29ページ参照

6. 開会式について

- ① 7月9日上毛新聞敷島球場にて実施する。
- ② 受付開始は6時30分、7時00分松林に整列完了、直ちに行進要領の説明（40分まで）、8時05分行進開始を予め参加者全員に周知させておくこと。
- ③ 各チームの責任教師は、上毛新聞敷島球場に到着後直ちに役員・選手入口にて、その旨を報告する。その際「選手変更届一覧表」の受取りを忘れないこと。
- ④ 受付後、選手は直ちに集合場所（松林内の広場）に組み合わせ番号順に整列すること。
- ⑤ 選手は、選手章を胸左側マーク下に着用のこと。
- ⑥ プラカード保持者は、本年度は市立前橋高等学校の生徒が担当する。
- ⑦ 加盟校の責任教師、監督は、三塁側ベンチ前に整列する。
- ⑧ 開会式当日城南球場の第1試合を行なうチームで、定刻までに移動が困難な場合は、予め連盟に申し出ること。但し、原則としてチームの責任において移動すること。
- ⑨ 入場行進はアップシューズで行う。アップシューズの色は白または黒とし、チームで統一すること。

加盟校責任教師 様
応 援 責 任 者 様

群馬県高等学校野球連盟

入 場 と 応 援 に つ い て

ここ数年、高校野球の応援について、様々な問題が指摘されています。

球場内外の空き缶・ゴミ処理や騒音、球場内の施設・設備等の器物の破損の問題や、迷惑行為等が発生し、球場周辺住民や一般の観客の方々に不快感を与えており、県高野連といたしましてもその対応に苦慮しております。

各加盟校スタンド応援責任者は、下記の事項を応援生徒・保護者に周知徹底させ、高校野球にふさわしい、さわやかな応援を行なうよう、ご指導とご協力をお願いいたします。

記

1. 入 場 に つ い て

① 自校応援のため、教職員の引率の下に同時入場する高校生応援団の入場は無料とする。

② 入場手続き

引率責任者は、生徒数と教職員数を確認のうえ、あらかじめ配布してある応援団入場許可申請書に必要事項を記入し、球場責任者に提出する。入場許可証を受け取った後、生徒を応援席入場口に整列させ、係役員の指示にしたがって入場する。応援（引率）責任者は列の先頭に、他の教職員は最後尾に位置する。

③ そ の 他

- ・①の入場者は、自校の試合終了後直ちに退場すること。
- ・加盟校の教職員が個人で入場する場合は、従来どおり身分証明書を提示すればよい。

2. 応 援 に つ い て

① 応援団席において不祥事、又はそれに類する行為がなされた場合は当事校がその責任を負うこと。

② 特に汚いやじ等、高校野球の品位を低くすることのないように注意すること。

③ 木刀や竹刀等凶器となる恐れのあるもの、鉦・和太鼓等著しい騒音の元になるものは持ち込みを禁止する。笛の使用は禁止です。

④ ブラスバンドの演奏は、自校の攻撃のときに限る。必ずその回の先頭打者への審判のプレーがかかってから行なう。攻撃が終了したらすぐに応援をやめること。守備中はたとえ吹奏楽を使わなくても太鼓または声を合わせて集団としての応援をしないこと。5回終了後のグラウンド整備中の応援は禁止。イニングの間に緊急の放送があるため。

⑤ 応援リーダーやチアリーダーの服装には十分気をつけ、一般観客に不快感や違和感を与えるような服装（短ラン、長ラン、ボンタン等の変形学生服等）や髪型は自粛すること。

チアリーダーのポンポンについては、メタリックのものは禁止。

各校の伝統的な応援衣装がある場合も最小限に止め、夏にふさわしい清潔、軽快で運動性に優れた服装で指揮するよう心掛けること。水泳パンツ等になり、裸体をさらすことはないように。ぬいぐるみ、お面等のかぶり物やハッピーを着ての応援は禁止します。

また、野球部員がスタンドで応援する場合でも、頭髪の変形刈り等を禁止する。

- ⑥ プラスチック製シート（座席）の上で飛び跳ねたり、ネットに寄りかかる等の応援はしないこと。（破損の場合は、当該校において修理費を負担していただきます）
- ⑦ 応援リーダーや応援生徒への水かけは他の観客に迷惑となるので、絶対にしないこと。
- ⑧ 決められた自校の応援席で整然と応援すること。外野に移動しての応援は禁止します。
吹奏楽やチアリーダーの配置には、必要以上のスペースをとらないこと。また、通路や階段踊り場には応援用具等を置くことなく、通路は必ず確保してください。
- ⑨ 個人名の入った旗、幕、ノボリ等は一切不可。横断幕等は、必要最少限に留め、試合進行や観客の観戦の妨げとならないように十分に注意し、スタンドの最上段に掲げること。
なお、ノボリは関東大会、甲子園大会では一切認められません。
- ⑩ 応援スタンドでの紙吹雪や紙テープ等の使用は厳禁です。
- ⑪ 伝達事項の通り、ファウルボール（飛球）に対しては注意すること。特に吹奏楽部員を保護するため、スタンド内の安全な位置の確保、そして野球部員にホイッスルやグラブを持たせ、吹奏楽部員の周辺に配置する等、安全にはくれぐれも各校で注意すること。
- ⑫ 気分が悪くなった生徒等が出たら、救護室で応急手当だけはやりますが、その後は当該校で対応すること。応援生徒の熱中症には十分注意してください。暑い日には、水分、塩分をこまめにとらせたり、守備時には日陰で休ませる等の対策をお願いします。
- ⑬ ビデオ撮影はバックネット裏からとし、1・3塁側スタンドからの撮影は禁止。保護者会等に極力連絡してください。

3. 清掃について

- ① 自校の試合が終了したら、速やかに応援席の清掃を行なうこと。また、ゴミは持ち帰ること。（必要に応じ、ゴミ袋は大会本部で配布します）
- ② その他大会本部の清掃に関する指示に従うこと。

令和4年度 大会参加者資格規定

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

太字ゴシックが年度毎変更と改正箇所

第1条 本規定は、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校軟式野球選手権大会（いずれも地方大会を含む）、選抜高等学校野球大会、その他日本高等学校野球連盟（以下本連盟という）主催による大会参加者、及び国民体育大会参加者に適用する。

(2) 本規定は、都道府県高等学校野球連盟主催による各種大会および試合参加者にも適用する。

第2条 参加学校の資格は、本連盟所属の都道府県高等学校野球連盟に加盟した学校に限る。

第3条 参加チームは、その学校の代表であることを要する。

ただし、同一学校であっても、遠隔地または交通不便などの理由で、本校と同一チームとして行動できない分校は、本連盟の承認を得ればそれぞれ単独で参加することができる。

承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要する。

第4条 参加チームの責任教師はその学校に在籍している校長、副校長、教頭、または教諭、常勤講師、臨時的任用講師で、校長が適任者として委嘱したものに限る。また、監督は校長が適任者として委嘱したものに限る。

ただし、監督には他の加盟校の教職員を委嘱することはできない。なお当該者が所属する学校が、都道府県高等学校野球連盟に加盟していない場合はこの限りではない。

第5条 参加選手の資格は、以下の各項に適合するものとする。

(1) その学校に在学する男子生徒で、当該都道府県高等学校野球連盟に登録されている部員のうち、校長が身体、学業及び人物について選手として適当と認めたもの。

(2) 令和4年4月2日現在で満18才（平成16年=2004年4月2日以降の出生者）以下のもの。

ただし、本条(5)、(7)項で参加資格を認められたものは満19歳（平成15年=2003年4月2日以降の出生者）以下でもよい。

(3) 転入学生は、転入学した日より満1ヵ年を経過したもの。ただし満1ヵ年を経なくても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住などにより、止むを得ず転入学したと認められるもので、本連盟の承認を得たものはこの限りではない。

なお転入学生であっても、前在籍校で野球部での活動実績（学校実施の体験入部は活動実績に含まず）のない者は転入学した日から参加資格が認められる。

(4) 令和4年4月、高等学校第1学年に入学したもの。

ただし選抜高等学校野球大会には、この第1学年に入学したものは参加資格がない。

(5) 参加選手は、高等学校在籍3年以下のもの。

〔注〕この在籍3年とは、あらゆる高等学校または高等学校に準ずる学校に計3年間在学するという意味である。例えば、第1学年に入学し、1年生のとき中途退学して翌年改めて第1学年に入学しなおした時は、在籍2年目と見なす。

従って、その生徒は第1学年、第2学年と2年間しか選手となる資格はないので、順調に進学しても第3学年には資格を失う。この場合、第2学年の秋季大会ならびに翌年の選抜高等学校野球大会まで参加資格があるが、通常参加できる大会数を越えて参加できない。ただし、日本の高等学校からの再入学で前在籍校に野球部がない場合は例外とする（すべての在籍期間中で、春季大会と全国高等学校野球選手権大会は3回まで、秋季大会と選抜高等学校野球大会は2回まで）。

(6) 同一学校（分校を含む）の定時制の生徒も、全日制のチームに加わることができる。

(7) 中学校卒業後、1ヵ年以上高等学校に入学しなかったものは、当該都道府県高等学校野球連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし当該都道府県高等学校野球連盟は、直ちにその旨を、本連盟に報告しなければならない。

第6条 同一学校の生徒でも、軟式野球部または硬式野球部に登録されている選手、部員は、同一年度内（3月20日から翌年3月19日まで）は、転部しても選手としての資格はない。

ただし新チーム編成上、止むを得ない理由がある場合は、本連盟の承認を得れば選手資格がある。なお、秋季の硬式、軟式の両大会には出場できない。

高等学校野球の関連規定

1. 高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定

昭和43年	交渉前に退部し登録抹消	平成16年8月改正（プロ野球志望届導入）
平成9年10月改正（海外のプロ野球団を含むを追加）		平成17年5月改正（プロ野球志望届最終提出期限改正）
平成9年10月改正（退部後の取り扱い補足事項追加）		平成17年8月改正（プロ野球志望届提出期限繰り上げ）
平成18年3月改正（プロ野球志望届提出期限繰り上げ）		

第1条 以下の各項に該当するものは、高等学校野球部員としての資格を失う。

従って、在学中に学校を代表するチームに加わって、試合をすることはできない。以下プロ野球団とは国内だけではなく、外国のプロ野球団をも含む。

- (1) 当該年度のプロ野球新人選抜会議（以下ドラフトという）で交渉権確定以前に、プロ野球団と正式に契約を結んだもの。
- (2) ドラフト以前に、正式の契約でなくとも、書類により、本人もしくは親権者がプロ野球団に入団の約束をしたもの。
- (3) いかなる名目であっても、プロ野球団またはその関係者より直接、間接を問わず金品を受けたもの。親権者が受けた場合も含む。
- (4) 正式入団契約以前に、プロ野球団のコーチを受けたり、練習または試合に参加したもの。
- (5) プロ野球志望届提出以前に、プロ野球団のテストを受けたもの。
- (6) 特定のプロ野球団に入団する旨を表示したもの。
- (7) 日本学生野球協会の適性審査の認定を受けていない元プロ野球選手の混じっているチームとの試合に出場したもの。

第2条 当該年度、所属する都道府県高等学校野球連盟に登録された野球部員は、たとえ自分が所属するチームが敗れたのちでも、また退部しても、全国高等学校野球選手権大会（全国大会）が終了する翌日以降までは、一切プロ野球団との交渉を持ってはならない。なお、国民体育大会に出場するチームは同大会終了する翌日以降まで交渉を持つことはできない。

第3条 野球部員は、プロ野球団との交渉を希望する場合、または入団テストを受けようとする場合は、それ以前に所属する都道府県高等学校野球連盟に、別に定める様式により「プロ野球志望届」を提出しなければならない。当該連盟は「プロ野球志望届」を受理後、受理月日を速やかに日本高等学校野球連盟へ報告し、報告を受けた日本高等学校野球連盟は、即日ホームページにその都道府県名、学校名、氏名を掲載、届け出がなされたことを公示する。

- (2) この「プロ野球志望届」は当該年度の全国高等学校野球選手権大会終了後の翌日以降、ドラフト開催日の2週間前までに所属都道府県高等学校野球連盟に提出することとする。ただし、日本野球機構傘下の球団以外のプロ野球団と入団交渉を受けたり、テストを受ける場合は、この期日以降もプロ野球志望届を所属連盟に提出してからでなければならない。
- (3) なお、野球部員が「プロ野球志望届」を提出したあと、プロ野球団と交渉したり、入団テストを受けることができるのは所属都道府県高等学校野球連盟に提出した翌日以降とする。

(注) 日本野球機構との合意により、プロ野球志望届をドラフト開催日の2週間前までに所属連盟に提出しない野球部員は、当該年度のドラフトでプロ野球団から指名を受けることはできない。

第4条 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反行為のないよう務めなければならない。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

第5条 プロ野球団から指名を受けた野球部員のその後の取り扱いは次の通りとする。

- (1) プロ野球ドラフト会議で指名後、または入団契約後であっても自校の練習に参加することができる。
- (2) プロ野球団と契約した野球部員が、自校の練習に参加できる期間は翌年（卒業年）の1月31日までとする。
- (3) プロ野球団の指名またはその契約をした野球部員が、当該球団からトレーニング用のメニューを指示され、それに沿ってトレーニングすることは差し支えない。
- (4) トレーニングメニューを指示された野球部員が、自校の監督にそのメニューを提出し、監督が新チームのトレーニングに応用しても差し支えない。
- (5) プロ野球団のトレーナーおよび関係者が当該野球部員の高等学校に出向いて直接指導することは禁止する。
ただし、当該野球部員が球団に出向いてメニューの疑問点や成果を相談することは差し支えない。
- (6) 当該野球部員が契約先のプロ野球団の練習に参加した場合は、たとえ翌年の1月31日以前であってもそれ以後は自校の練習に参加することはできない。
- (7) プロ野球ドラフト会議で指名された国体出場選手は、国民体育大会競技終了以前にその指名について諾否を含めたコメントを報道関係に表明しても差し支えない。

2. 高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定

1. 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。
2. 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日（シーズン始め）以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。

ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。

なお、3月25日から31日までは「日本体育・学校健康センター法」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。

また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。

3. 2項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
4. この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。

ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

諸手続きについて

A. 部員登録について

1. 時 期 3月中旬（春季大会抽選前）の連盟の指定する日。
2. 学 年 新学年（現2年→3年、現1年→2年）を記入すること。
3. 用 紙 様式Ⅰを使用すること。
4. 追加登録 様式Ⅱを用いて随時登録をすること。
5. 登録抹消 様式Ⅱ使用すること。
3年生の部員登録は卒業日まで継続するものとする。
6. そ の 他
 - ① 部員登録をしていない者については、大会出場はできないので、特に春季大会に1年生を出場させる場合は必ず部員登録をすること。
 - ② 提出した名簿のコピーを保管し、大会出場選手登録作成に際しては必ず照合して記載すること。
 - ③ 中学校名の記載について （県高野関係の書類は、以下の書き方で記載すること）

中学校名が市町村名と異なる場合、公立の場合は市町村を記載すること（前橋鎌倉、高崎一、新田生品等）。その市町村と同じ中学校名の場合はそのまま（榛名町立榛名中→榛名、中之条町立中之条中→中之条等）。

中学校名に数字が入る場合、「第」はとること（前橋第一→前橋一、伊勢崎第三→伊勢崎三等）。県外は県名を記載すること（埼玉本庄南、栃木佐野北）。市町村合併により市町村名が変更になった場合には、その生徒個人の卒業時点での市町村名で記載することを原則とします。

B. 大会出場選手登録について

1. 時 期 連盟の指定する日。
2. 用 紙
 - ① 選手権大会については、連盟が送付する用紙。
 - ② 春・秋季大会については、様式Ⅲを使用すること。
3. 登録変更
 - ① 選手権大会については、大会毎に連盟が指定する日。
 - ② 春・秋季大会については、準決勝の試合開始予定時刻の一時間前まで認めるので、大会本部へ届出ること。（①②とも様式Ⅳ）その際校長職印の押印を忘れないこと。
 - ③ 医師の健康証明は、選手権大会・地区大会のみ必要とする。
4. そ の 他 作成の際、必ず保管してある部員登録名簿と照合すること。

C. 責任教師・監督変更届について

1. 時 期 ① 大会期間以外は随時理事長へ届け出ること。
② 大会中の変更については、試合開始予定時刻の1時間前までに、大会本部へ届出ると同時に県高野連へも届け出ること。
2. 用 紙 様式Vを使用すること。

D. 県外試合の開催について

1. 県外の学校と練習試合を行う場合は、開催地が県内、県外を問わず県高野連に開催承認を受けなければならない。
2. 時 期 ① 春季休業前、中に開催を予定するものは、春季大会抽選日に持参するか、それ以前に提出すること。
② その他は開催決定しだい随時であるが、遅くとも開催15日前までには提出すること。
3. 用 紙 様式VIを使用すること。
4. そ の 他 ① できるだけまとめて提出すること。
② 相手連盟に承認申請を行うので、その手続き期間を考慮して提出すること。

E. 大会参加者資格認定について

1. 毎年配布される「大会参加者資格規定」の第4条に適合しない者は、各種大会に参加できない。また、次の①～⑤に該当する者は大会参加者資格認定を必要とする。

- ① 一家転住による転入学の場合
- ② 再入学の場合（ここでいう再入学は、1学年に入学し、1年生のとき中途退学して、翌年改めて1学年に入学しなおした者）
- ③ 復学（同一校）の場合
- ④ 転入学の場合
- ⑤ 中学校卒業後1カ年以上未就学の場合

以上の項目のうち①は日本高等学校野球連盟審議委員会の承認を要する。資格審査申請については、3月、5月、7月、9月、の年4回で群馬県高等学校野球連盟に提出すること。

②③④⑤は群馬県高等学校野球連盟の承認を要する。

なお、②③④の申請時期は資格発生日より1カ月前とする。⑤の申請は必要に応じておこなうことができる。

2. 必要書類

- ① 一家転住による転入学の場合（正副2部）
 - イ 大会参加者資格審査願（様式Ⅶ）
 - ロ 前在籍校の在籍期間証明書
 - ハ 本校在学証明書
 - ニ 申請者家族の住民票謄本（写し）
 - ホ 保護者の転勤証明書（写し）

② 再入学の場合（正１部）

イ 大会参加者資格審査願

ロ 再入学証明書（理由詳述）

ハ 退学証明書（理由詳述）

③ 復学（同一校）の場合（正１部）

イ 大会参加者資格審査願

ロ 復学証明書（理由詳述）

④ 転入学の場合（正１部）

イ 大会参加者資格審査願

ロ 転学理由（旧学校長発行の証明書で
在学期間を明記のこと）

⑤ 中学校卒業後１カ年以上未就学の場合（正１部）

イ 大会参加者資格審査願（様式Ⅷ）

ロ 中学校の卒業証明書

ハ 本校在学証明書

ニ 高等学校不就学の証明書（予備校の
証明か宅浪の場合は中学校長の証明）

3. 上記必要書類のうち「イ大会参加者資格審査願」は⑤以外は、様式Ⅶを使用すること。

F. 高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定

1. 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。
2. 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、３月25日（シーズン始め）以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。

ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の下承を得て練習に参加するものとし、３月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。

なお、３月25日から31日までは「日本体育・学校健康センター法」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。

また、当該校の指導要録で、入学日が４月２日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。

3. ２項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
4. この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。

ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学３年生の体験入部」参加者は除く。

G. 練習試合審判実績表について

1. 時 期 連盟から特別に期日を指定されない限り６月の抽選日（選手権群馬大会）、
12月10日までに提出すること。
2. 用 紙 様式Ⅺを使用すること。
3. そ の 他 記入上の留意点（用紙の表欄外あり）に従って記入すること。

日本高野連発第21-0072号

令和4年2月18日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同野球部責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 寶 馨

「2022年度野球規則改正」「アマチュア野球内規（2022年）」 「高校野球特別規則（2022年版）」等についてのお知らせ

今般、一般財団法人全日本野球協会（ＢＦＪ）のアマチュア野球規則委員会から「2022年度野球規則改正」と「アマチュア野球内規（2022年）」について、別紙の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

また、本日開催した第11回理事会で「高校野球特別規則（2022年版）」と「2022年度高校野球用具の使用制限」が承認されましたので併せてお知らせいたします。

改正に伴い、当連盟審判委員会からの「2022年度野球規則改正の要点解説」と「高校野球特別規則（2022年版）改正の要点説明」も添付いたしますのでご参照下さい。

今年度の「重点指導事項」「周知徹底事項」もお送りいたします。

シーズン開幕へ向けて万全を期するべく、内容についてご確認いただき周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

以 上

「高校野球特別規則（2022年度版）」改正の要点説明

（項目番号は2022年度からの新番号）

1. 高校野球で使えるバット (1)④（一部改正）

2022年2月18日に適用された新基準のバットの使用が認められた。それにより、2022年度および2023年度においては、2001年秋から適用されている基準のバットと混在使用を認め、2024年度シーズンインからは、新基準のバットに完全移行することを明記した。

9. 投手が一度ある守備位置についた時（一部追記）

規則適用上、〔間違いやすい事例〕を追記した。

20. 正式試合の成立（一部改正）

継続試合を採用する場合、球審によって打ち切りを命じられた試合（コールドゲーム）は、適用しないことを明記した。

22. 継続試合の取り扱い

（22として新たに制定、旧の23サスペンデッドゲームの取り扱いを削除）

高校野球ではサスペンデッドゲーム（規則7.02）は適用せず、天候状態などで球審が試合の途中で打ち切りを命じた場合は、継続試合として翌日以降に試合を行うこととなった。

継続試合の採用にともない、各大会の運用、継続試合の対象および継続試合の運用について明記した。

23. タイブレイク制度の採用（一部改正、旧22→23および⑥→⑤に変更）

各大会の運用において継続試合を採用しない場合、タイブレイク開始後に天候状態などで球審が回の途中で打ち切りを命じた場合は、引き分けとし、再試合を行うことを明記した。

27. 投手の投球姿勢（27として新たに制定、旧の27→28に変更）

投手の投球姿勢において、今年度の規則改正で規則5.07(a)(1)、【注1】の削除により、windアップポジションからの投球の際、自由な足（軸足でない方の足）の置き場所に制限がなくなった。また、5.07(a)(2)、【注1】の削除により、セットポジションからの投球の際、走者がいない場合は、必ずしも完全静止する必要がなくなった。

しかし裾野の広い高校野球では、投球姿勢の混乱および投球動作の乱れが生じる恐れがあるため、『従来通り』の運用とすることとして明記した。

その他 ・ 高校野球特別規則の追加、削除にともない、項目番号を変更した。

・ 規則改正にともない、高校野球審判の手引きP.47【投手に関する規則】1、2に記載された5.07(a)(1)【注1】を削除し、それぞれ高校野球特別規則27に変更となる。

・ 上記同様に、5に記載された5.07(a)(2)【注3】を【注2】に変更および7に記載された5.07(a)(2)【注5】【注6】がそれぞれ【注4】【注5】に変更となる。

高校野球特別規則(2022年版)

(文中および末尾に主な関連条文番号を記載)

1. 高校野球で利用できるバット

高校野球で利用できるバットは次の通りである。

(1) 認可の種類

- ① 木製バット
- ② 木片の接合バット
- ③ 竹の接合バット
- ④ 金属製バット



▽ 金属製バットは、一般財団法人製品安全協会の定めた S G 基準に適合した、S G マーク(右図参照)添付の製品に限る。

また、2022年度、2023年度は2001年秋から適用された基準(規則 3.02(a)【注 3】)のものおよび2022年 2 月18日に規定した新基準のものとする。

なお、2024年度シーズンインからは新基準のバットに完全移行する。

(2) 色彩

- ① 利用できる木製の着色バットは以下の通りとする。
 - ア) 黒色・ダークブラウン系・赤褐色系および淡黄色系とする。
 - イ) 木目を目視できるものとする。
 - ウ) 拙劣な塗装術を用いていないものとする。(例えばボールに塗装が付着するなど)
- ② 金属製バットの本体色は、シルバー系、ゴールド系またはブラックとする。ただし、プレイを妨げとなるような反射するものは認めない。
- ③ 金属製バットのツートンカラーのものは認めず、一色とする。

(3) その他の注意

- ① 鉄棒、バットリング、滑り止めスプレーなどをベンチ内に持ち込むことを禁止する。
- ② 金属製バットの表面にへこみ、ヒビ割れ、グリップのゴムや皮にゆるみ、破れがないか注意すること。(規則 3.02)

2. 大会試合毎のユニフォーム変更

大会で使用するユニフォームは、一大会 1 種類とする。

(例えば校名表記が漢字とローマ字の 2 種類保有しているなどの場合) (規則 3.03)

3. 両耳付きヘルメットの着用

打者、走者およびベースコーチ、バットボーイ、ボールボーイは、必ず両耳付きヘルメット(S G マークつき)を着用しなければならない。

打者、走者は顎ガードつきヘルメットを使用することができる。使用する場合は、ヘルメット本体と顎ガードは同色とする。(規則 3.08)

4. オーダー用紙の取り扱い

オーダー用紙の誤記に関する事例の取り扱いを次の通りとする。

(注) 登録選手とは、当該大会に選手登録された選手をいう。

オーダー用紙とは、当日ベンチ入りする選手すべてを記載したもの。

ケース 1；試合前のオーダー用紙交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気付いた場合。

(処 置) 出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き改めさせ、罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていても同様の取り扱いとする。

ケース 2；オーダー用紙交換終了後、試合開始までに誤記が判明した場合。

(処 置) 誤記に関する訂正は認められない。登録原簿通り記載された選手しか出場資格はないが、チーム自体の没収試合とはしない。

ケース 3；試合中に誤記が判明した場合。

(処置 1) 登録選手間の背番号の付け間違いは、判明した時点で正しく改めさせ、罰則は適用しない。

(処置 2) 登録外選手が判明したときは、実際に試合に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、チーム自体の没収試合とはしない。(代打などの通告を本部で原簿照合して判明したときなど)

(処置 3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し、相手チームに勝利を与える。

ただし、上記(処置 3)は、

(1) 登録外選手が、当該チームの所属連盟への登録以外の部員であった場合に適用するものとする。

(2) 単純なミスの場合(連絡ミスで、登録外選手が当該チームの所属連盟への登録部員である場合など)には適用しない。

① 試合中に判明した場合、その時点でオーダー用紙に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該選手のプレイは全て有効とする。

② 試合後に判明した場合でも、当該選手のプレイは全て有効とし、処置 3 は適用されない。(規則 4.03)(アマチュア野球規則委員会 2018年通達)

5. 試合到着遅れの選手の取り扱い

何かの事情で当該選手だけが試合会場に遅れてきた場合、あくまでプレイがかかるまでに会場に到着しなければ出場資格がないとし、その取り扱いを次の通りとする。

▽ 出場選手は大会規則で定められた時刻までに球場に到着しなければならない。何かの理由で遅れてきた場合、大会本部がやむを得ないと認めた理由がない限り、試合開始の挨拶で両チームが整列するまでに到着しなければ試合に出場することができない。ただし、試合出場が認められない選手であってもベンチに入ることは許される。(規則 4.03)

6. 試合開始前の負傷による選手変更の特例

オーダー用紙交換の後、試合開始前の両チーム整列までの間に、オーダー用紙に記載された先発出場選手が突発事故の発生により止むを得ず先発出場が不能となった場合、控え選手を交代出場させることができる。その場合は、出場不能となった選手の打撃順を引き継ぐが、守備位置の変更は認める。また、出場不能となった交代選手は試合に出場しなかったことになり、回復すれば以後の試合に出場することができる。(規則 4. 03)

7. 変則ダブルヘッダーの規制

公式戦で、いわゆる準決勝と決勝を同日に行う変則ダブルヘッダーは原則として開催できない。ただし、天候などによる順延でやむを得ない場合は除く。なお、やむを得ず実施する場合は、投手が登板できるイニング数は両試合を通じて合計15イニング以内とする。2 試合目も登板が予定される投手は第1 試合後のアイシングはしないこと。(規則 4. 08)

8. バントの定義

バントとは、バットをスイングしないで、内野をゆるく転がるように意識的にミートした打球である。自分の好む投球を待つために、打者が意識的にファウルにするような、いわゆる“カット打法”は、そのときの打者の動作（バットをスイングしたか否か）により、審判員がバントと判断する場合もある。(規則 5. 09 (a) (4))

9. 投手が一度ある守備位置についた時

規則 5. 10 (d) 【原注】 前段のうち「同一イニングでは、投手が一度ある守備位置についたら、再び投手となる以外他の守備位置に移ることはできない」は適用しない。

〔規則適用上の解釈〕

投手は同一イニングで二度目の投手に戻れば、それ以降は他の守備位置につく事は出来ません。

高校野球特別規則で認めるのは、投手→野手→さらに野手への交代です。

投手→野手→投手——規則 5. 10 (d) 【原注】 適用

投手→野手→野手→投手——高校野球特別規則

投手→野手→野手——高校野球特別規則

〔間違いやすい事例〕

あるイニングが終了後、守備につくチームから守備位置の変更が告げられ、投手 (A) が右翼手へ、右翼手 (B) が投手となった。その後、投手 (B) が先頭打者を打ち取ると、再び右翼手 (A) が投手に戻る変更が告げられた。

この場合、交代した投手 (A) は【投手→野手→投手】（同一イニングで二度目の投手に戻る）となり、それ以降は他の守備位置につくことはできない。

10. 試合中に交代して退いた選手のベースコーチ、伝令

試合中に交代して退いた選手でも、ベースコーチに出たり、伝令となることができる。

(規則 5. 10 (d) 【注】)

11. 臨時代走者

試合中、攻撃側選手に不慮の事故などが起き、治療のために試合の中断が長引くと審判員が判断したときは、相手チームに事情を説明し、臨時代走者を適用することができる。この代走者は試合に出場している選手に限られ、チームに指名権はない。

- ・臨時代走者は、アウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。ただし、塁上にいる臨時代走者が次打者となるケースにおいては、その臨時代走者に代えて打撃を完了した直後の者を新たな臨時代走者とする。
- ・臨時代走者に代走を起用することはできる。この場合、負傷した選手は正規の交代となり以後出場できない。

(1) 打者が死球などで負傷した場合

投手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の者とする。

(2) 塁上の走者が負傷した場合

投手を除いた選手のうち、その時の打者を除く打撃を完了した直後の者とする。

(参考) 臨時代走者の記録上の取り扱いは、盗塁、得点、残塁などすべて元の走者の記録と扱われる。

(規則 5. 10 (e) 【原注】)

【例外】 走者二塁、三塁、二・三塁、一・三塁の場合において、ボーク宣告後の投球が打者の体に触れたとき（体の部位を問わない）は、ボークが適用され、打者は打撃を継続する。

(規則 6. 02 (a) ペナルティ)

12. 既に試合に出場している投手の取り扱い

規則 5. 10 (i) の取り扱いについては、高校野球の実態から鑑みて試合中に混乱を招く可能性があることから、規則適用除外とする。

13. 負傷選手のベンチ入りの取り扱い

大会前または大会中の負傷で試合出場が不可能となった選手（例えば手足の骨折など）のベンチ入りについて、「医師の診断書で試合出場が不可能となった選手でも、試合には出場しない条件でベンチ入りは認めることとするが、試合前後のあいさつをはじめ、伝令、ベースコーチなど試合にどの程度参画させるかは、当該選手の負傷の程度を勘案して大会本部が決定する」とする。

(規則 5. 10 (k))

14. 監督またはコーチが、マウンド上の投手のもとへ行く回数規制

監督またはコーチが、マウンド上の投手のもとへ行く回数を規制した規則 5. 10 (ℓ) は、高校野球では、試合中監督はグラウンドへ出ることができないと定められているので適用しない。

15. タイムの制限

試合の進行をスムーズにするために、下記の規則を採用する。

(1) 守備側の伝令によるタイムの制限

- ① 監督の指示を伝える伝令は、マウンドにいける回数を1試合に3回までとする。

注) 回数は球審と控え審判で確認し、球審は伝令のたびにベンチの監督とタイムの回数を指差し確認する。都道府県大会や地区大会で控え審判がいない場合は、球審と守備についている側の塁審（一塁側が守備についている場合は一塁塁審、三塁側が守備についている場合は三塁塁審）が確認する。

- ② 延長回（タイブレーク開始後も含む）に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1イニングにつき1回だけマウンドに行くことが許される。

- ③ この場合の伝令がマウンドに行くとは、ファウルラインを越えたかどうかを基準とする。

- ④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから30秒以内とする。

注) 計時は控え審判が行い、球審に知らせることとする。

都道府県大会や地区大会で控え審判がいない場合は、守備についている側の塁審が計時する。

- ⑤ 内野手（捕手を含む）が2人以上マウンドに行った場合は、1回にカウントする。

注) 野手がマウンドに集まることについては、各塁と投手板の間の中間距離を目安とし、それを越えた場合は、1回としてカウントする。この場合も、球審は守備側のベンチに向かって指でそのタイムの回数を知らせる。

- ⑥ 投手交代の際に野手がマウンドへ集まったり、伝令がマウンドに行ってもタイムの回数にカウントしない。ただし、投球練習が始まってから再び複数の野手がマウンドへ集まったり伝令がマウンドに行った場合は、回数をカウントする。

- ⑦ 投手が塁や本塁のカバーリングをした後、内野手のうち2人が投手に近寄りマウンド周辺までついて行く場合、よどみなく自然の流れの中での動きと審判員が認めたときは、タイムの回数とは数えない。しかし、立ち止まって作戦の打ち合わせをしていると見なされるときは、タイムとしてカウントする。

(2) 攻撃側の伝令によるタイムの制限

- ① 打者および走者に対する伝令は、1試合につき3回までとする。

- ② 延長回（タイブレーク開始後も含む）に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1イニングにつき1回だけ伝令を使うことが許される。

- ③ 攻撃側に責任なく試合が中断（例えば選手の怪我や選手の交代など）した際の伝令は、回数としてカウントしない。

- ④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから30秒以内とする。

- ⑤ 回数の確認は、守備側の伝令と同じ方法で行う。

- (3) 相手側のタイム中に伝令を出すことは認められるが、相手側のタイムが終了してもなお継続する場合はそのチームのタイムとしてカウントする。

また、どのような場合でも選手をベンチに呼び戻すことは禁止する。（規則 5. 10(ℓ)）

16. 捕手の本塁上のプレイ

規則 6. 01 (h) (1) 【付記】の適用について、高校野球では捕手は、『ボールを保持しているときしか塁線上および塁上に位置することはできない』こととする。

〔規則適用上の解釈〕

- (1) 走塁妨害を適用するのは、『あくまで捕手のその行為がなければ当然本塁に到達できた』と判断できる場合である。
- (2) 捕手のその行為が走塁妨害にもかかわらず、瞬間的に「アウト」のコールをした場合でも、改めて「オブストラクション」の宣告をしない。
- (3) 走塁妨害適用外であってもそのような行為があった場合は、試合を停止したうえで、捕手に対して厳重に注意すること。
- (4) ボールを保持していないときは、足を塁線上および塁上に置いてはいけない。
- (5) ボールを保持しているかどうかにかかわらず、脚を横倒しにする（捕手のブロック）などして塁線上および塁上に置いて、走者の走路をふさぐ行為は、大変危険な行為であるから禁止する。
- (6) ボールを保持しているときは、塁線上および塁上に移動してタッグをしてもよい。

(アマチュア野球内規⑩参照)

17. 投手の禁止事項

投手が投球する方の手を口または唇につけた場合、審判員はただちに「タイム」をかけ警告するとともに、そのボールを交換することとする。

また、投手が投げ手をロジンに触れた後、粉を掃うために息を吹きかけることは認めない。

なお、寒い日などの試合では、試合開始前あるいは試合途中からでも、申し出があれば両チームの同意により、審判員は投手が手に息を吹きかけることを認めることがある。

(規則 6. 02 (c) (1) アマチュア野球内規⑫)

18. 負傷等の応急処置として、テープなどの使用

高校野球では、負傷等の応急処置として、テープなどの使用を認めることがある。この場合、担当審判員の許可を得たうえ、肌の色に近い目立たないものを使用し、特に投手は、投球に影響を与えるものは使用できない。

(規則 6. 02 (c) (7))

19. 走者が盗塁を企てたとき、捕手の送球を打者が妨害したかどうかの判断

規則 6. 03 (a) (3) 走者が盗塁を企てたとき、捕手の送球を打者が妨害したかどうかの判断は、打者が現実には捕手の守備行為を妨げたかどうかによることを原則とするが、高校野球では紛らわしい動作をしたときにも適用することがある。

20. 正式試合の成立

審判員が試合の途中で打ち切りを命じたときに正式試合となる回数の規則 7. 01 (c) については、高校野球では5回とあるのを7回と読み替えて適用する。

なお、継続試合を採用する場合は、この限りではない。

21. 得点差コールドゲーム

正式試合となるコールドゲームを採用する場合は、5回10点、7回7点と統一する。ただし、選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校軟式野球選手権大会では適用しない。(規則7.01(c))

22. 継続試合の取り扱い

高校野球ではサスペンデッドゲーム(規則7.02)は適用せず、天候状態などで球審が試合の途中で打ち切りを命じた場合は、継続試合として翌日以降に試合を行う。

(1) 各大会での運用は以下の通りとする。

硬式…選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会では、継続試合を採用する。

明治神宮野球大会、国民体育大会では両大会の大会規定による。

春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会、全国高等学校野球選手権地方大会については、主催者が大会前に参加校へ周知したうえで継続試合を採用することができる。

軟式…全国高等学校軟式野球選手権大会では継続試合を採用する。

国民体育大会は同大会規定による。

春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会、全国高等学校軟式野球選手権地方大会については、主催者が大会前に参加校へ周知したうえで継続試合を採用することができる。

(2) 継続試合の対象は以下の通りとする。

天候状態などで球審が試合の途中で打ち切りを命じた場合は、行われた回数に関係なく、翌日以降に勝敗を決する(通常は9回、延長回ならびにタイブレークになった場合も含む)まで継続して試合を行う。

(3) 継続試合の運用は以下の通りとする。

① 試合が停止した個所から再開する。

② 両チームの出場選手と打撃順は、停止したときと全く同一にしなければならないが、規則によって認められる交代は可能である。

③ 停止した試合に出場し、他の選手と交代して退いた選手は継続試合に出場することは出来ない。

④ 継続試合の前には、確認のためオーダー用紙の交換を行う。

(a) 試合が停止した時の出場選手をオーダー用紙に記載する。

(b) 出場選手以外の登録選手は控え選手欄に記載する。なお、停止した試合に出場し、他の選手と交代して退いた選手については、名前の上に二重線を引く。

23. タイブレーク制度の採用

(1) 以下の大会でタイブレーク制度を採用する。

硬式…春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会

選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会（地方大会含む）

軟式…春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会

全国高等学校軟式野球選手権大会（地方大会含む）

(2) タイブレーク制度の運用は以下の通りとする。

▽ タイブレーク規定

- ① タイブレーク導入開始回については、12回終了時に同点の場合13回からタイブレークを開始する。
- ② 打順は、12回終了時の打順を引き継ぐものとする。（次回以降も前イニング終了後からの継続打順）
- ③ 走者は、無死、一・二塁の状態から行うものとする。
この場合の2人の走者は、前項の先頭打者の前の打順のものが一塁走者、一塁走者の前の打順のものが二塁走者となる。
- ④ タイブレークを開始する各イニングの前に、審判委員と両チームは各塁上の走者に誤りがないか十分に確認する。
その後、守備側の選手交代およびポジション変更、攻撃側の代打および代走は認められる。
- ⑤ タイブレーク開始後、15回を終了し決着していない場合はそのまま試合を続行する。ただし、1人の投手が登板できるイニング数については15イニング以内を限度とする。
- ⑥ 継続試合を採用しない場合は、タイブレーク開始後、天候状態などで球審が回の途中で試合の打ち切りを命じたときは、引き分けとして翌日以降に改めて再試合を行う。
※「明治神宮野球大会」と「国民体育大会（硬式・軟式とも）」では、両大会のタイブレーク規定を採用する。

▽ 公式記録の取り扱い

チームおよび個人の記録は、すべて公式記録とするが次項以下に掲げることには留意する。

(1) 投手成績

- ① 規定により出塁した2走者は、投手の自責点としない。
- ② 完全試合は認めない。
- ③ 無安打無失点試合は認める。

(2) 打撃成績

- ① 規定により出塁した2走者の出塁記録はないものとする。ただし、「盗塁」「盗塁刺」「得点」「残塁」等は記録する。

② 規定により出塁した2走者を絡めた「打点」「併殺打」等はすべて記録する。

(規則 7. 01)

24. 大会参加者資格規定に抵触した場合

チームまたは選手が大会参加者資格規定に触れたときは、それが分かった時点で相手校に勝利を与える。

なお、責任教師、監督が、大会参加中の試合に関する不正行為をしたときは、同様に相手校に勝利を与える。

- (1) 大会参加者資格規定に触れたチームが大会組み合わせ抽選会後に判明した場合、失格として相手校を不戦勝にする。
- (2) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合中に発見されたときは、ただちに試合を没収して相手校に勝利を与える。
- (3) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合後に判明したときは、そのチームの勝利を取り消し、最後に試合を行ったチームに勝利を与え、それ以前にさかのぼって再試合は行わない。

(規則 7. 03)

25. ハーフスイングのリクエスト

規則 8. 02(c)【原注 2】では、〈打者がハーフスイングをし、球審がストライクの宣告をしなかったときに、守備側から塁審のアドバイスを求めるよう要請することができる〉となっている。

ハーフスイングをリクエストする捕手は、打者を指差し、口頭で「スイング」「振った」と球審に要請することとする。したがって、捕手が一塁や三塁の塁審に対して直接指差してリクエストすることはできない。ただし、監督は、打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することはできるが、伝令を使うことは禁止する。

バントは定義上スイングではない、となっているが、高校野球では、バントのときでもハーフスイングのときと同じく、球審は塁審にアドバイスを求めることができることとする。

26. 審判員に対して規則適用上の疑義を申し出る場合

審判員に対して規則適用上の疑義を申し出る場合は、主将、伝令または当該選手に限る。

(規則 8. 02(b))

27. 投手の投球姿勢

投手の投球姿勢について次の通りとする。

- (1) ワインドアップポジション
 - ① 投手は、打者に面して立ち、軸足は投手板に触れて置き、他の足の置き場所には制限はない。ただし、他の足を投手板から離して置くときは、足全体を投手板の前縁の延長線より前に置くことはできない。
 - ② このように足を置いてボールを両手で身体の前方に保持すれば、ワインドアップポジションをとったとみなされる。

(2) セットポジション

- ① 投手は、打者に面して立ち、軸足は投手板に触れて置き、他の足を投手板の前方に置き、ボールを両手で身体の前方に保持して、完全に動作を静止したとき、セットポジションをとったとみなされる。
- ② セットポジションをとった投手は、走者が塁にいない場合でも、必ず完全に動作を静止すること。

28. 反則投球の取り扱い

高校野球では反則投球の適用は、次のものとする。

- (1) 投手がワインドアップポジション（5.07(a)(1)）およびセットポジション（5.07(a)(2)）に規定された投球動作に違反して投球した場合（投球動作をスムーズに行わず、ことさら段階をつける動作も含む）－高校野球特別規則
 - (2) 投手が投手板に触れないで投げた打者への投球－定義38
 - (3) クイックリターンピッチ－定義38
- 反則投球した場合は、その投球にボールを宣告する。ただし、安打、失策、四球、死球、その他で一塁に達した場合は除く。
- 塁に走者がいる場合は、バークである。 (規則定義38)

29. 準備投球の取り扱い

捕手を相手に許される準備投球の数と時間については、8球以下1分間を超えてはならない。

(規則5.07(b))

高 校 野 球 特 別 規 則 < 附 記 >

1. 投手の投球制限（2020年から2022年まで3年間の試行期間）

- (1) 以下の大会では投手の投球制限を実施する。

硬式…春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会
選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会（地方大会含む）
明治神宮野球大会、国民体育大会

軟式…春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会
全国高等学校軟式野球選手権大会（地方大会含む）
国民体育大会
- (2) 投手の投球制限に関する運用は以下の通りとする。

▽ 投球数、対象期間、試合について

 - ① 1人の投手が投球できる総数は1週間500球以内とする。
 - ② 1週間とする対象期間は、都道府県大会等とそれに連続する大会日程の期間を含む。

- ③ 試合が降雨、暗黒などで続行不可能となりノーゲームとなった試合の投球数も500球の制限に投球数としてカウントする。

▽ 投球数（公式記録）の取り扱い

- ① 試合終了後、原則として電子スコア等を活用した公式記録で大会本部と両チームは各投手の投球数を必ず確認する。
- ② 試合前（直近1週間に試合を行っていないチームは除く）に、大会本部はメンバー交換時に原則として両チームにそれまで1週間の試合の双方の各投手の投球数を記したシート等を配布し投球数を確認する。

▽ 1週間で500球に到達した場合の取り扱い

- ① 500球に到達した打者の打撃完了まで投球可能。（次打者で投手交代）
- ② 降板した投手は、以降当該試合では投球できない。

2. 「申告故意四球」（投球せずに打者を1塁へ進めることが出来る）の対応

高校野球では2018年より高校野球特別規則27で申告故意四球は採用しないとしていたが、2020年シーズンインより同規則から削除し、運用方法は以下の通りとする。

・ 守備側

申告は伝令からに限る。また、連続して行う場合、最初の通告時に申し出ることもできる。カウントの途中からでも適用可とする。

申告後、その打者への投球数は加算されない。

- ・ 攻撃側当該打者は一旦必ず打者席に入る。
- ・ 審判球審はタイムをかけ打者に1塁を与える。

〔野球規則 5.05(b)(1) 定義 7〕

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同 野球部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 八 田 英 二

「平成29年度高校野球用具の使用制限」について

今般、「平成29年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。

昨年からの変更点は、「18. サングラス」の項に“メーカー名はメガネ枠と同色とする”と言う一文を追記しました。ただ、現在使用しているものが突然平成29年度から使用出来なくなる混乱を避けるため2年間は猶予期間とします。

また、最近カラフルなスポーツメガネを使用している選手も散見されます。スポーツメガネの使用そのものは何ら問題ありませんが、色彩やメーカー名の表示は「18. サングラス」の後段部分に準じた運用としますので各加盟校、各都道府県連盟でご指導の程お願い申し上げます。

なお、捕手用・審判用のマスクについては、平成32年度から製品安全協会の「SGマーク」が付けられているものに限ることになる見通しです。（平成29年1月のアマチュア野球規則委員会でも正式決定、告知される予定です）平成31年までは猶予期間とし現行マスクの使用は可能です。「SGマーク」が付いた新マスクは、平成29年1月以降随時販売されることになっていきますのであらかじめお知らせいたします。

以上、高校野球用具の使用制限の主旨を伝達し、周知徹底をお図りいただけますようお願い申し上げます。

～高校野球用具の使用制限主旨～

1) 必要以上に派手な用具を使用せず高校生らしさを失わないこと

高校生という年代は多感な時期でもあり、ともすれば派手で贅沢な用具を使用してプレイがしたいという気持ちを持つのも想像に難しくありません。

しかし、教育の一環としての高校野球であるという大前提を考えれば、高校生の時代に必要以上にそのような用具を使用することは避けるべきであり、用具はシンプルであることが学生野球のあるべき姿です。

2) 商標に対する規制

高校野球の注目度は年々増しており、特に報道各社は様々なメディアで取り上げます。したがって、その影響力は多大であります。

そのような背景があり、野球規則に抵触しない範囲でメーカー各社は用具に商標やマークなどに工夫を凝らし、商品を販売することも考えられます。

知らぬ間に、選手が広告・宣伝の元となり、利用される傾向があります。

メーカー各社にも、本使用制限の主旨について理解を求めています。最も大切なことは我々高校野球に関わる全ての者が商業主義とは一線を画す姿勢を持つことが肝要です。

以 上

平成 30 年 2 月 21 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同 野球部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 八 田 英 二

「平成30年度高校野球用具の使用制限」について

今般、「平成30年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。

昨年からの大きな変更はございませんが、使用に際し猶予期間内のものが2点（サングラスと捕手〈審判含む〉用マスク）ありますのでご留意下さい。

また、最近のウェア関連の傾向として柄物（カモフラージュ柄等）が流行していますが、グラウンド内で着用するもの（特にグラウンドコートやVジャンなど）は、大会において使用出来ないものもありますので都道府県連盟または日本高野連にそのデザイン等についてあらかじめご相談下さい。（具体例：別紙を参照下さい）

以上、高校野球用具の使用制限の主旨を伝達し、周知徹底をお図りいただけますようよろしくお願い申し上げます。

～高校野球用具の使用制限主旨～

1) 必要以上に派手な用具を使用せず高校生らしさを失わないこと

高校生という年代は多感な時期でもあり、ともすれば派手で贅沢な用具を使用してプレイがしたいという気持ちを持つのも想像に難しくありません。

しかし、教育の一環としての高校野球であるという大前提を考えれば、高校生の時代に必要以上にそのような用具を使用することは避けるべきであり、用具はシンプルであることが学生野球のあるべき姿です。

2) 商標に対する規制

高校野球の注目度は年々増しており、特に報道各社は様々なメディアで取り上げます。したがって、その影響力は多大であります。

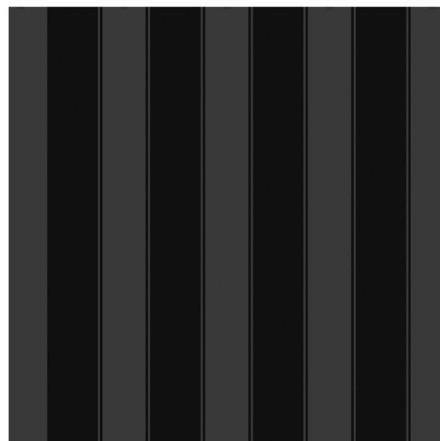
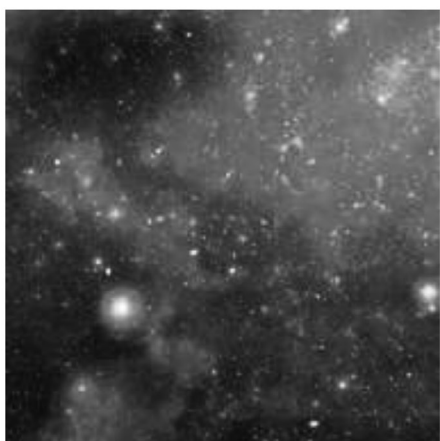
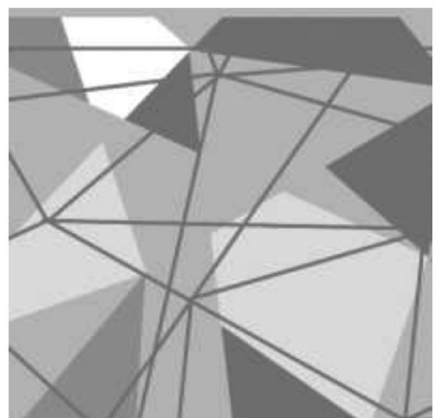
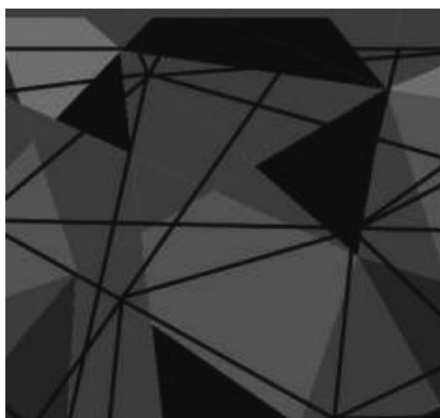
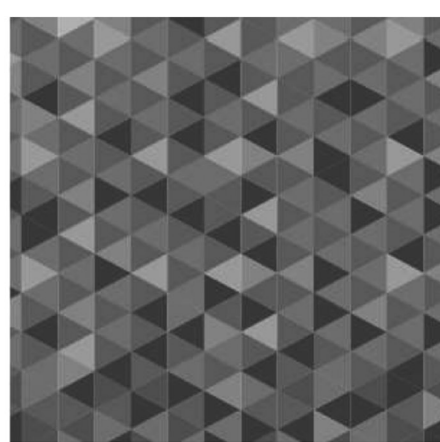
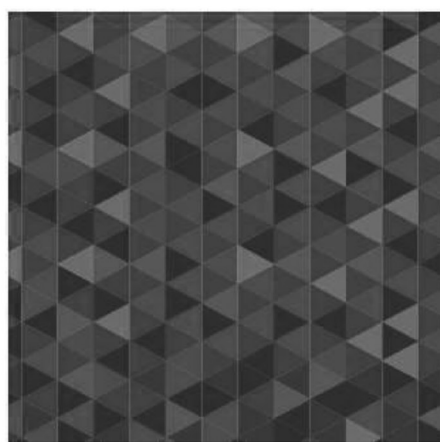
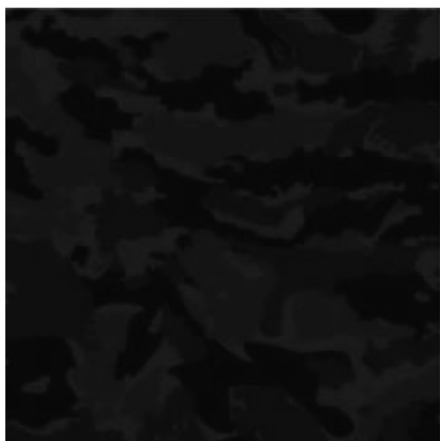
そのような背景があり、野球規則に抵触しない範囲でメーカー各社は用具に商標やマークなどに工夫を凝らし、商品を販売すること考えられます。

知らぬ間に、選手が広告・宣伝の元となり、利用される傾向があります。

メーカー各社にも、本使用制限の主旨について理解を求めています。最も大切なことは我々高校野球に関わる全ての者が商業主義とは一線を画す姿勢を持つことが肝要です。

以 上

《 柄物具体例 》



令和3年2月19日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同野球部責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 八田 英二

「令和3年度高校野球用具の使用制限」について

今般、「令和3年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。

昨年からの変更点はありませんが、当連盟より平成28年11月30日付けの日本高野連発第16-0075号にてお知らせした『「平成29年度高校野球用具の使用制限」について』の「18. サングラス」の項に関連して通知したスポーツメガネについて改めて周知させていただきます。

近年、大会においてカラフルなスポーツメガネを使用してベンチ入りしている指導者・選手が散見されます。スポーツメガネの使用そのものは何ら問題ありませんが、色彩やメーカー名の表示は「18. サングラス」の以下の部分に準じた運用とします。

- ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレー（ホワイとは不可）とし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。ガラスの眉間部分のメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。なおメーカー名はメガネ枠と同色とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。

また、「10. グラブ・ミット」のその他の項のしめひもは、「しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。」としています。ですが、中には大会において、しめひもの先が長いままのグラブを使用している選手が散見されます。その様な状態のグラブで、例えばタッグプレイでグラブが走者の顔面付近に接触した際、しめひもの先が走者の眼球を打ち、大事故につながる恐れがあります。そうした事故を防ぐ為、事前に都道府県連盟・各加盟校でご指導をお願い申し上げます。

以上、高校野球用具の使用制限の主旨を伝達し、周知徹底を図りいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

2022年度「高校野球用具の使用制限」

	アイテム	要 項
1	ユニフォーム	■生地（柄含む）・カラー・型 ・シャツとパンツは同一カラーでなければならない。（ツートンカラーは使用できない。） ・メッシュやシャドーストライプなどの織柄シャツを着用する場合は、シャツとパンツで同色に見えることとする。   メッシュ×パンツ シャドーストライプ柄メッシュシャツ×シャドーストライプ柄ニットパンツ ・生地廃番によるユニフォームの素材違い（同一カラー）の混在は可とする。但し、移行期間は3年とする。 ■マークの表記 <商標> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <マーク加工表記・仕様> ・校名、校章、都道府県名、地名は可。 ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。（都道府県を象ったマークを袖に表示することは可。） ・刺繍及び昇華プリントの混在は可とする。 <ライン加工> ・シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含）は可とする ■その他 ・ストッキングは見せることとする。 

2	帽子	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ■本体の仕様 ＜加工＞ ・帽子底部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。 (カラー制限はない。) 
3	アンダーシャツ	■マークの表記 ＜商標＞ ・ユニフォーム着用時、外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ・ユニフォーム着用時、外部から見えない表面へ商標をつけることは可とするが、着用時に商標が透けて見えないよう注意、指導する。 ＜マーク加工＞ ・アンダーシャツの襟首部分等、外部から見える表面に、学校名などの表記はできない。
4	ストッキング	■マークの表記 ＜商標＞ ・外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ＜マークの加工＞ ・校名、校章などの表記はできない。 ■型 ・くりぬきなしのストッキングの使用を認める。  ・くりぬきの高さはチームで統一することが望ましい。
5	ソックス	・アンダーソックスは必ず着用すること。(白に限る)

6	ベルト	■マークの表記 ＜商標＞ ・本体同色の型押し以外のものをつけてはならない。 ■カラー ＜本体＞ ・ブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 ＜バックル部＞ ・シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビーに限る。
7	コート類	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ＜マーク加工表記＞ ・校名・校章は、それぞれ1箇所まで可とする。 ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。その大きさは、(縦)4センチ×(横)7センチ程度とする。 ■その他 ＜型・使用の制限＞ ・フード付のコート等は使用できない。 ・ベンチコート等、ロングコートの使用は選手・指導者に関わらず使用できない。 ・ベンチ内のコート類の着用においては、グラウンドコート・Vジャン・フリース・ジャージなどタイプの違う商品（それぞれのタイプは同一デザインに限る）の混在は可とする。ただし、2種類までとする。
8	スパイク	■マークの表記 ＜商標＞ ・商標はベロ部に1箇所のみ入れることが可能であるが、その大きさは(縦)3センチ×(横)5センチ以内とする。 ・靴底部には10平方センチ以内の大きさに1箇所表示することができる。その色は靴底と同系色とする。 ■カラーおよび、その他 ＜甲被＞ ・表面カラーはブラックまたはホワイト一色とする。 ・表面がブラックの場合、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は可とする。 ・表面がホワイトの場合、履口およびベロ裏のカラーは防汚のためブラック・シルバーの使用を可とする。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 ＜ライン＞ ・ラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体と同色で入れることができる。ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。 ＜靴底＞ ・甲被カラーがブラックの場合 靴底本体のカラーはブラックを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は50%を超えてはならない。(レッド・ブルー・グリーン

		などの際立った配色は使用できない。) ・甲被カラーがホワイトの場合 靴底本体のカラーはホワイト・ブラック・シルバーを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は50%を超えてはならない。(レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。) ・靴底のクッション材（ミッドソール）カラーは、甲被のカラーと同色とする。 ・革底の場合、靴底の本体カラーはブラックに加え、ブラウン系も使用できる。 ・チーム内で甲被カラーのホワイト、ブラックの混在は可とする（指導者も含めて）。
9	トレーニングシューズ	■マークの表記 ※スパイクに準じる ・氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。 ■カラーおよび、その他 <甲被> ・本体カラーは、ホワイトまたはブラック一色とする。 ・スパイク同様にブラックの本体には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は使用を可とする。 ・甲部におけるDカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 <靴底> ・靴底のカラーは、ホワイト・ブラック・ネイビー・グレーとし、同一色でなくても構わない。
10	グラブ・ミット	■マークの表記 <商標> ・その大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。 ・商標の材質は、布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 ・表記箇所は、背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所とする。 ・投手用グラブに商標を表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。 ■カラー <カラー> ※投手用・捕手用・野手用 共通 ・本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。(指掛けも含む) また使用できるカラーであれば、表部と裏部（平裏）部のカラーが違っていても使用可とする。 ・品名・品番・マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。 <縫い糸> ・特にカラー制限を定めない。 <ハミ出し> ・グラブ本体と同系色で目立たないもの、または革の自然色とする。 <しめひも> ・投手用グラブのしめひもは、グラブ本体と同色でなければならない。

		ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 ・野手用（捕手含む）グラブのしめひもは、本体カラーと同系色とする。 ただし、ブラックとブラウン系のしめひもに限っては本体カラーにかかわらず使用できる。 <へり革> ・グラブ本体と同系色で目立たないもの。 ■その他 ・グラブ、ミットの表面（捕球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。 ・捕球面と背面が同一カラーであれば、革の表面への処理（スムーズ加工やシボ加工、パンチング加工）の違いは使用を認める。 ・しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。
11	ヘルメット	■使用義務 ・打者用・捕手用・ベースコーチとも、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ・打者、走者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用する。 ■マークの表記 <マーク> ・ヘルメットの表面には校名およびその頭文字、校章、番号の表記は認める。 ・マーク（校名およびその頭文字・校章）の表記は前頭部1箇所のみとし、側頭部への表記は禁止とする。 番号については、後頭部または側頭部への表記を認める。 ■カラー、その他 <カラー等> ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 ・表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。 ・打者、走者は顎ガードつきヘルメットを使用することができる。使用する場合は、ヘルメット本体と顎ガードは同色とする。
12	バット	■金属製バット 金属製バットは、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 <カラー・その他> ・本体色はシルバー系、ゴールド系またはブラックとする。ただしプレイの妨げとなるような反射するものは認めない。 ・グリップテープの色は、ブラックまたはブラウン系の単色とし、本体同色の型押し加工のものは使用できる。 ■木製バット 木の自然色の他、着色バットの使用を認める。 ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。 ■金属製および木製バット 商標は次の通りとする。 (1) バットの先端部分にはモデル名とバットの品名・品番・サイズ・材種のみを表示するものとし、商標は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦5センチ、横9.5センチ以内とする。文字の大

		きさは縦、横ともに2センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦6.5センチ、横12.5センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称1、2項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦1センチ、横4センチ以内とする。 (4) これらの表示は本体カラーがシルバー系・ゴールド系の場合はブラック、本体カラーがブラックの場合はシルバー系またはゴールド系とし、すべて同一面の1箇所だけとする。 (5) 但し、軟式用バットの表示の大きさは、先端部のモデル名表示、握りに近い部分の製造業者または製造委託業者の名称を含めて縦8センチ、横28センチ以内とし、2箇所（表面・裏面）まで認める。なお、1文字の大きさは問わない。 また、軟式用バットはテーパー部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。 ■その他 ・マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42インチ以下）と同様とする。 ・グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは認める。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。）
13	手袋	■マークの表記 ＜商標＞ ・手袋の素材と同色のものを表面の1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。 ■カラー、その他 ＜カラー＞ ・ホワイト（革の自然色含む）またはブラック一色とする。 ・手袋本体に使用する素材（商標を含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、ホワイトおよびブラック一色に見えることとする。 ＜使用制限＞ ・当て革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。 ・スプレイの使用は手袋の磨耗が激しく、打者が優位になることもあるので禁止する。 ・出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋の使用は認めない。 ・守備時の野手の手袋の使用を認める。 ■その他 ・手袋の表面に氏名、番号、その他の文字を表記することは禁止する。
14	サポーター	■マークの表記 ＜商標＞ ・本体素材と同色のものを1箇所のみ表示ができる。その大きさは7平方センチ以下とする。

		■その他 ＜使用制限＞ ・テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。ただし、色はホワイト・ブラック・ベージュの一色とする。 ・また、手袋と一体型のものの使用も認める。 ・肘のサポーターは、外から見える部分には使用出来ない。
15	レグガード エルボーガード等	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。 ■その他 ＜使用制限＞ ・レグガード、エルボーガードの使用を認める。なお、手甲ガードの使用は認めない。 ・その本体カラーはホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。
16	捕手用具	プロテクター・レガース・スロートガード ■マークの表記 ＜商標＞ ・捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。 ＜カラー＞ ・ブラック・ネイビー一色とする。 ＜使用制限＞ ・投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。 マスク ■カラー ＜カラー＞ ・ブラック・ネイビー一色とする。 ＜使用義務＞ ・「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。 またそのカラーは、本体同色とする。 ・スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。 

17	捕手用膝パッド	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面にはいかなる商標もつけてはならない。 ■カラー ・本体色はレガースと同色とする。 ■その他 ＜使用制限＞ ・捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。
18	サングラス	・サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。 ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレー（ホワイトは不可）とし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。ガラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。なお、メーカー名はメガネ枠と同色とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。
19	マウスガード	・白または透明なものに限り使用を認める。
20	投手用ヘッドギア	・打撃練習時において、投手およびマシン球投入者は「製品安全協会」のSGマークが付けられているものの着用を義務付ける。
21	審判用具	■審判用マスク ＜カラー＞ （本 体）ブラック・ネイビーとする。 （パッド）ブラック・ネイビー・ブラウン系とする。 ＜使用義務＞ ・「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・ボールケースのカラーはブラック・ネイビーまたはグレーとする。

注)・本項に定めないもので、直接競技の用具となるものに過大な商標、マークがつけられているものが判明した場合や本項で認められた商標の大きさであっても、プレイの妨げとなったり際立った色彩のものである場合は修正を申し入れることがある。また、本項に記載のない事項で使用の判断が不明な場合は日本高等学校野球連盟または都道府県高等学校野球連盟まで、事前に必ずご相談下さい。

令和4年2月9日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校野球部責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 寶 馨

顎ガードつきヘルメットならびに打撃投手用ヘッドギア等の使用について

今般、アマチュア野球規則委員会から製品安全協会がSG基準を改正したことに伴い、顎ガードつきヘルメットに関する通知（2021年12月16日付）が発信されましたのでお知らせします。

同ヘルメットの高校野球での使用については、下記の通りです。

併せて、打撃投手用ヘッドギア、打者用ヘルメット等の使用について、改めて通知しますので内容ご確認のうえ周知徹底のほどお願い致します。

記

＜顎ガードつきヘルメット＞

打者を投球などから防御する目的のために開発された顎ガードつきヘルメットは改正されたSG基準を満たしたものに限り、高校野球でも使用可とします。

使用にあたっては、アマチュア野球規則委員会からの通知下段【注意事項】に留意してください。

当連盟がスポーツメーカーに問い合わせたところ、現状同ヘルメットを製造、販売するのは4社（エスエスケイ、ゼット、ミズノ、ローリングス）であり、各社によって、以下2種の仕様が考えられます。

1. 本体に顎ガード取付用のネジ穴をあけてガードを取り付ける。
2. 本体に顎ガード取付用のネジが埋め込んであり、ガードを取り付ける。

いずれの場合も、顎ガードの取り付けはメーカーで行います。使用者で一度取り付けした顎ガードを取り外すことのないよう注意してください。

なお、顎ガードつきヘルメットの使用は任意であり、従来から使用されている両耳付ヘルメットの使用は引き続き可能ですので、併せてお知らせ致します。

＜打撃投手用ヘッドギアと打者用ヘルメット＞

最近、練習中に打者用ヘルメットを着用し打撃投手を務めている姿を散見しますが、打撃投手は必ず打撃投手用ヘッドギアを装着するようご指導ください。

打者用ヘルメットを代用すると投球時にずれたり、脱げてしまうこともあり、ヘッドギアとヘルメットでは安全基準の数値に違いがあり強度が異なるため、用途に応じた使用をしてください。

また、双方とも耐用年数は使用開始から3年とされています。これは炎天下の使用等でプラスチックが経年劣化していくためです。

使用時には、内側にあるシールに購入年月を記載して管理をしてください。

さらに、ヘルメットなどを地面に投げたり、乱暴に扱わないようにし、一度大きな衝撃を受けた場合は、外側のシェルが亀裂や破損、内側の発砲スチロールが衝撃で十分な強度がなくなっていることがありますので、以後は使用しないようにしてください。

以 上

全野協第21-49号
2021年12月16日

公益財団法人 日 本 野 球 連 盟 御中
公益財団法人 日 本 学 生 野 球 協 会 御中
公益財団法人 全日本大学野球連盟 御中
公益財団法人 日本高等学校野球連盟 御中
公益財団法人 全日本軟式野球連盟 御中

一般財団法人 全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会

野球用ヘルメット（捕手用を除く）のSG基準改正、及び 改正後のSG基準を満たした顎ガード付きのヘルメットの使用について

2021年6月15日に一般財団法人製品安全協会より、野球及びソフトボール用ヘルメット（捕手用除く）のSG基準について、顎ガード付きのヘルメットがSG基準の適用範囲に追加され、基準の内容が見直されたことが発表されました。

当委員会では、2019年3月8日付で「打者用ヘルメットへのフェイスガード取付け等の改造禁止について」の通知を発出しておりますが、新たなSG基準を満たした顎ガード付きヘルメットについては、このような不正な改造にあたるものではありませんので、下記のとおり使用を認めることをここに通知いたします。

記

■ 使用を認める顎ガード付きヘルメット

- 改正後のSG基準を満たした顎ガード付きヘルメット

■ 注意事項

- 改正後のSG基準を満たした顎ガード付きヘルメットであっても、使用者等が不正な改造（仕様上認められていないにも関わらずパーツを勝手に付け替えるなど）をしていたり、破損していたりする場合など、安全性を欠く場合には使用できない。
- 顎ガードをつけることは義務ではなく、顎ガードのないヘルメット（SG基準を満たしているもの）も引き続き使用できる。
- 既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取付けることは認められない。（ヘルメット本体の安全性が確認できないため）
- ヘルメットの使用にあたっては取扱説明書をよく読み、その内容に従って使用・管理を行うこと。特に、ヘルメットの耐用期間は3年であること、1度でも大きな衝撃を受けたヘルメット（顎ガード部分への衝撃を含む）を再度使用することは危険であること、ヘルメットは外部から受ける衝撃の軽減を図るものであり全ての傷害を防ぐものではないということを理解のうえ、使用すること。

以 上

2022年度「周知徹底事項」

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

試合開始時および試合終了時に、両校が本塁を挟んで整列し、審判委員の発声に合わせて一同が挨拶を行います。この挨拶は、相手チーム、審判委員、球場関係者等全ての方々に対するものです。試合中の様々な場面での『挨拶〔礼〕』は不要である旨をご指導ください。

1 試合をテンポ良く進めるために

- ① 攻守交代時、先頭打者、次打者およびベースコーチは、ミーティングに参加せず速やかに所定の位置につく。タイブレーク時の走者についてもミーティングには参加しない。
- ② サインは、複雑なものはなくし、速やかに出すよう監督に協力を求める。
- ③ 遅延行為と見なされる投手のけん制はしない。（離塁していない走者へのけん制など）
- ④ 捕手の動作は機敏にする。（投手への返球、速やかなサイン、用具の着脱、バックアップ、打ち合わせのあと、速やかに守備位置へ戻るなど）
- ⑤ 投球を逸した捕手は、敏速にその球を自分で処理する。
- ⑥ 捕手のブロックサインは禁止する。また、内野手から投手へのサインは簡単にする。
- ⑦ 内野手が投手へ返球するときは、ベースライン（塁線）よりマウンド方向に近づかず、速やかに投げ返す。

2 マナーの向上について

- ① 準備投球時、打者や次打者などがダートサークル付近に近づき、タイミングを測る行為はしない。
- ② 走者およびベースコーチなどが、捕手のサインを見る行為、打者にコースおよび球種を伝える行為ならびに打者がベンチに投球のコースおよび球種を伝える行為を禁止する。このような疑いがあるときは、審判委員はタイムをかけ、当該選手および攻撃側ベンチに注意を与え、すぐに止めさせる。
- ③ ベースコーチが、打者走者（走者）の触塁に合わせて『セーフ』のゼスチャーおよびコールをする行為はしない。
- ④ 本塁打を打った打者の出迎えはしない。またベンチ前でのハイタッチ等もしない。
- ⑤ 喜びを誇示する派手な「ガッツポーズ」などは、相手チームへの不敬・侮辱に繋がりがかねないので慎む。
- ⑥ 投手はロジンバッグを投手板の後方に置き、指先だけで使用し、丁寧に取り扱う。

3 規則上特に注意すべき事項について

- ① 投手に基本的なルールを徹底する。（投手板への着き方、自由な足の位置、自由な足の踏み出し、軸足の移動とはずし方、投球動作・ストレッチの中断など）
- ② 野手（捕手）が明らかにボールを持たずに、塁線上および塁上に位置して走者の走路をふさぐ行為。（捕手のブロックなど）
- ③ 送球を妨害する意図を持って、手や足を高く上げる走塁および野手に向かってスライディングする行為。
- ④ 盗塁を助けるために、捕手の送球直前のスイングおよび故意にバッタースボックスから前に出る行為。

4 そ の 他

- ① 試合中にヒットバイピッチ（死球）などで大きな衝撃を受けたヘルメットは、使用しない。
- ② グラウンド内にいる全ての選手（特に次打者、ブルペンの選手）は、投手が投手板に位置したならばプレイに注目する。また試合中、練習中を問わず、捕手が座って投球を受けるときは（ブルペンも含む）、必ず捕手用具一式を着用する。
- ③ グラブのしめ紐については必ず結び、長さは親指の長さ程度までとする。

以 上

注意すべき基本プレイ

〔投球動作について〕

① 投球動作の中断

ワインドアップ、セットポジションに関係なく投手は、投球に関連する動作を起こしたならば、その途中で投球動作を止めたり、変更したりしないで投球を完了しなければなりません。

投球動作を開始した投手が、途中でその動作を止めた場合、走者が塁にいるときは、バークとなります。

また、投手板に触れてサインを見ている途中やサインを見終わった後に、手などを動かした投手は、投球またはセットポジションへの移行の動作とみなされ、そのまま一連の動作で投球を完了するか、またはセットポジションの姿勢をとらなければバークとなります。

② セットポジションでの完全な静止

セットポジションで投球する投手は、投球に先立ち、身体の前面でボールを両手で保持し、完全に静止することが義務づけられています。

静止とは、誰が見ても完全に止まった状態をいいます。

投球に先立ち、ストレッチを行った投手が、身体の前方でボールを保持して静止をせずに投球した場合は、バークとなります。

たとえば、顔の前面で両手を合わせ、そのまま腹部まで下ろし引き続いて投球動作に移るようリズムをつけての投球は禁じられています。

〔けん制球を投げる場合の制約〕

③ 軸足を投手板の前方に外す

投手は、いかなる場合でも、投手板の前方（本塁側）に軸足（右投手の右足、左投手の左足）を外すことが禁じられています。

したがって、各塁にけん制球を投げる場合も、軸足を投手板の前方に外せばバークとなります。

④ 軸足を投手板上で踏み替えての送球

塁に送球しようとする投手の軸足は、その軸足の位置で回転することはできますが、一旦軸足が投手板から離れ、再び投手板を踏み直しての送球は、禁じられています。

⑤ けん制球を投げようとする投手の肩・膝等

けん制球を投げようとする投手の肩・腰・ひざ・足は、その送球しようとする塁の方向に直接向かわなければなりません。

送球動作の前に、その送球しようとする塁の反対方向に肩や腰を回したり、ひざを前方に折ったりすることは、禁じられています。

⑥ けん制球を投げる投手の自由な足

けん制球を投げる投手の自由な足（右投手の左足、左投手の右足）は、その送球しよう

とする塁の方向に直接踏み出さなければなりません。

自由な足をその場で回転させたり、ちょっと上げてその場に降ろしたりすることは規則違反となります。

また、自由な足を、その送球しようとする塁の方向に直接踏み出すことが義務づけられていて、足・腰の開きが投球動作と見られるものは、全てボークとなります。

要するに身体全体がその塁の方向に向かっているかどうか、判定の基準になります。

平成14年シーズンインより、走者をアウトにしようとする意志のない山なりのけん制はボークとなります。

〔そ の 他〕

⑦ クイックリターンピッチ

クイックリターンピッチとは、打者の虚をつくことを意図した投球をいい、投球動作に緩急をつけることもこれに含まれます。

走者が塁にいるときにクイックリターンピッチをすればボークとなり、塁に走者がいない場合でも、打者の虚をついて投球するようなことは、禁じられています。

これらは、投手が規則違反をして走者を騙したり、打者が走者に通常のプレイをさせないようにしたり、あるいは早く投げるために行われるもので、決して許されるプレイではありません。

—— 打者・走者・野手編 ——

〔打者について〕

① 打者が投球を避けない

打者は身体近くに投じられた投球を避けなければなりません。

投球の性質上避けることができず、これが身体に触れた場合のみ死球を判定されます。投球に故意に当たりに行ったりするような行為は止めなければなりません。

② 打者が捕手の送球を妨害

打者が捕手の送球行為を妨害することは、アンフェアなプレイであり、慎まなければなりません。

特別規則には、打者が紛らわしい行為をした場合にも適用することがあると記されています。

〔走者について〕

③ 打者走者の一塁への走塁

打者走者は一塁へ向かって走るに際し、その後半はスリーフットレーン内を走らなければなりません。

バントなどを行った打者が、一塁に向かう場合に、ことさらフェア地域を膨らんで走るような、野手からの送球を妨げるための走塁は許されません。

④ 走者が送球行為および送球を妨害

走者が、併殺をしようとしている野手の送球行為を、走路を外れて妨害したり、両手を挙げて送球を妨害する行為は、許されません。

〔捕手その他の野手の走塁妨害〕

⑤ 捕手その他の野手の走塁妨害

捕手やその他の野手がボールを持たないで、走者の走塁を妨害してはなりません。走路は走者のためのものであり、ボールを持たない野手は走路をあけなければなりません。

走者がボールを持たない野手に走塁を妨害された場合は、走塁妨害が宣告されます。

特に捕手の走塁妨害に関して、高校野球では特別規則が設けられ、捕手はボールを持っているときだけしか、走路上に位置することはできないと定められています。

2018 年 4 月 30 日

都道府県高等学校野球連盟
審判委員の皆様へ

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

「甲子園から全国へ・・・2018年春」

第90回記念選抜高等学校野球大会は、晴天が続き、しかも暖かく、選手にとっては好条件で試合に臨むことができたと思います。

今年、2018年野球規則改正などに伴い、「申告故意四球」「反則投球」「タイブレーク」が話題になり、高校野球特別規則の改正及び制定に至りました。

準決勝（第2試合）では甲子園大会初の「タイブレーク」実施かと思われた直後、あとアウト1つのところで試合が決着し、実施は夏以降に持ち越されました。各都道府県連盟におかれましては、春季大会を経て、選手権大会に向けて、万全の対応で臨まれていると存じますが、情報交換などを密にし、更に万全を期していただきますようお願いいたします。

今大会を通じて、幾つかの課題を振り返ってみます。

1. 規則について

『今年度重点指導事項』に掲げている“正しい投球動作”と“正しい捕手の位置”については指導を要する状態が多く見受けられました。特に、「投球動作を途中で止めて投球する」「体の半分以上がキャッチャースボックスから出ている」という状態があげられます。常日頃から『重点指導事項』については、根気よく指導を心掛けてください。

2. マナーについて

捕手が捕球したミットを動かす行為、打者が自身に投げられた球種を投球間にベンチにジェスチャーで伝える行為、ベースコーチが手袋を着用している行為などが見受けられました。このような行為については、規則等には明記されておりませんが、マナーの観点からすぐに対応・指導して、止めさせなければなりません。

3. 試合進行について

「打高投低」の傾向が続き、点の取り合いになる試合が多くなっています。必然的に判定機会は増え、試合時間も長くなる中、高い集中力の持続が求められます。無駄な動きをさせないテンポのいい試合進行は、ひとえにクルーの連携に懸かっています。

4. その他

試合前シートノックでの負傷による「高校野球特別規則6. 試合開始前の負傷による選手変更の特例」の適用がありました。出場不能となった選手の打順、守備位置に控え選手を入れて試合を開始するなど、対応を誤らないよう注意してください。また、夏に向けては、試合中の「熱中症」など適切な対応が求められます。

以上、特に共通課題としていただきたい内容を列挙しました。選手権大会は第100回の節目の記念大会となります。課題を共有し、日々研鑽を重ねて最善の準備で臨みましょう。

2019 年 4 月 28 日

都道府県高等学校野球連盟
審判委員の皆様へ

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

「甲子園から全国へ・・・2019年春」

平成最後の甲子園大会、第91回選抜高等学校野球大会は前年に引き続き雨天等による順延はなく、2回戦最後の試合で1時間50分の雨天中断があったものの、順調に日程を消化し閉幕しました。

昨年の野球規則改正では「申告故意四球」「反則投球」、今年の野球規則改正では「準備投球」について、いずれも高校野球特別規則を制定しました。

また今年は、2年に一度の「高校野球審判の手引き」改訂年でした。記念大会の前後に発刊された各々巻頭記載の「不易流行」と「Next One」には、今後の大切な方向性が記されています。様々な事を考えて熟読してください。

今大会を通じて、幾つかの課題を振り返ってみます。

1. サイン盗み疑惑について

星稜－習志野戦の試合後に騒動となりましたが、ほかの試合でも球審が2塁走者に「疑わしい動作をしないように」と注意をする事例が起きています。

大会前の監督会議でも詳細かつ具体的に説明し、注意喚起しているにもかかわらず、残念ながら限りです。本件は高校野球としてあってはならないことであり、繰り返し繰り返し指導を徹底するしかありません。（特に2塁走者の動作について）

2. 投球を避けない行為について【重点指導事項4.】

エルボーガードを突き出して、ヒットバイピッチを得ようとする行為が2回ありました。これらはアンフェアな行為であり、何よりも危険です。注意喚起の徹底と、発生した際の厳しい指導・対応により根絶しなければなりません。

3. 正しい捕手の位置について【重点指導事項2.】

球審が捕手とコミュニケーションを取りながら指導したことにより、昨年度の大会と比べ多くの試合で改善が図れていました。捕手が、大きくキャッチャースボックスから出て構えることの無いよう継続的な指導をお願いします。

4. その他

- ・投手のセットポジション（無走者時）での完全静止がない事。 5.07(a)(2)【注1】
- ・グラブ、ミットのしめ紐が長く結ばれていない事。（親指の長さ程度にする）

以上、特に共通課題としていただきたい内容を列挙しました。

2021 年 4 月 29 日

都道府県高等学校野球連盟
審判委員の皆様へ

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会 委員長 窪田哲之

「甲子園から全国へ・・・2021年春」

2年ぶりに行われたコロナ禍での第93回選抜高等学校野球大会は、大会前に審判委員全員PCR検査を受け、運営面では昨夏の甲子園交流試合をモデルに、無事感染者を出すことなく終わることができました。

感染拡大防止策でチーム関係者、大会関係者は勿論、ファンに至るまで様々な制限・制約が設けられる中、無事に最後まで大会を完遂できたことは、今後各種大会を行う上で大きな意義があったと思います。

今大会は観客数制限がなされたとは言え、「春はセンバツから」の言葉通り、暖かな陽光とともに甲子園球場で行われる高校野球に多くのファンが喜び、感動しました。

試合内容も白熱した好試合が多く全31試合中1点差試合が13試合、サヨナラゲームは6試合（開幕・決勝戦ともにサヨナラで決着）、延長戦は大会最多タイの7試合に及びました。

以下に今大会を振り返ってみます。

現在行われている春季大会、更には選手権大会の参考にしていただければ幸いです。

1. 開会式

- ・快晴の下、簡素化された開会式は初日に登場する6校がセンターから行進し、他の26校はスコアボードのビジョンで事前収録した行進の様子が映し出されました。
 - ・審判委員も初日担当者と派遣審判委員のみが整列。（原則、当日担当者のみ来場可能）
 - ・仙台育英高校島貫主将による選手宣誓は堂々たるもので、感動的な内容を全国に発信してくれました。立派の一言に尽きます。
- 『素晴らしい大会にしたい』の想いを一層強く抱きました。

2. 運営面

- ・昨夏の甲子園交流試合同様、大会前の代表者（責任教師、監督）会議はオンラインで実施し、事前に資料を配布しました。特に指導、徹底していただきたい点を「別紙」に纏め、遵守するよう強く呼びかけました。
- ・試合間隔も昨夏同様、ベンチ内消毒等のため、従来の30分から10分延長して40分で対応しました。
- ・これも昨夏同様スコアボードに、出場中の両チーム投手の球数を表示しました。
- ・また同様に、投手はロジンバッグの対戦相手との共用を避けて試合を行いました。
- ・同じく、選手がマウンドに集まった際には口元をグラブで覆うよう申し合わせました。
- ・球審は口を覆うマスク着用か球審用マスクヘシールド等を装着し臨みました。
- ・出場選手、ベースコーチ以外はマスク着用を義務付けました。
- ・試合開始・終了時、校歌斉唱時の整列では隣の選手と片肘間隔を空けた距離を取りました。

- ・「申告故意四球」のケースでは、新たに場内放送を行うこととしました。
- ・全31試合の平均試合時間は2時間01分（9回換算）で、一昨年の2時間02分を1分短縮しました。1時間台の試合が11試合、3時間を超える試合が2試合で、この内の1試合がセンバツ大会初となるタイブレークとなり、13回で決着しました。
- ・最長試合はこの試合の3時間15分、最短試合は1時間37分でした。

3. 規則適用プレイ及び指導・注意した行為等

[投手関連]

- ・投手が打者の構える動作を待たず、自分のテンポで投球動作を始めようとする行為。
- ・無走者時に自由な脚を停止する投球動作－指導により改善しました。
- ・「ボーク」の適用が2回ありました。
1つは『投球動作の変更』（走者を惑わす意図が明らかな脚の動き）、もう1つは『ストレッチの中断』でした。
- ・「反則投球」の適用が1回ありました。
「投球動作の停止」（指導後、直後も同じ〔腕の〕動作で改善されず適用）でした。
- ・2段モーションに対する指導を再三行いました。

[野手関連]

- ・走者3塁犠飛の際、3塁手が走者に対して外野手のプレイを見えないよう隠す行為。
- ・捕手が、左翼手からの本塁送球に対しあたかも送球されていないかのように、走者を騙す姿勢を見せた。（負傷に繋がる危険な行為）

[打者関連]

- ・「打撃妨害」の適用が1回ありました。

[走者関連]

- ・2塁へのスライディングの際、野手に向かって体をぶつけるような行為及び脚を上げてグラブを蹴るような行為。

4. 試合運営上の反省点

- ・臨時代走適用の際、誤った臨時代走者を出場させました。
- ・申告故意四球の際、申し出を伝令からでなく捕手から受けてしまいました。
（因みに、申告故意四球は決勝戦でも2度あり。今大会合計3度ありました。）

5. その他

- ・投球の際、ベースコーチが大きな声を出したり、コーチャースボックス内を動きながら腕を大きく回す等の動作がありました。
- ・チームにより、捕手のいわゆる「一人歩きタイム」が目立ちました。

以 上

2022 年 4 月 30 日

都道府県高等学校野球連盟
審判委員の皆様へ

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会 委員長 窪田哲之

「甲子園から全国へ・・・2022年春」

依然続くコロナ禍での第94回選抜高等学校野球大会は、大会直前に集団感染による京都国際高校の出場辞退や広島商の開幕後初の出場辞退があり、昨夏に続き残念な事態が発生する中、2日の雨天順延を経て3月31日閉幕しました。

今大会から採用した「継続試合」の実施はありませんでした。

昨夏同様、大会前、大会中に審判委員全員PCR検査を受け試合に臨みました。

未だ継続されるコロナ対応に、選手たちも様々な制限・制約のある中、持てる力を存分に発揮してくれたと思います。

全30試合中、昨春と同じく延長戦は大会最多タイの7試合（うちタイブレーク3試合）、サヨナラゲームは5試合ありました。よく「春は投手力」と言われますが、これまでの大会と比べ全体的には打力が低調であった印象を受けました。コロナの影響による練習や実戦の不足が顕著に表れたように感じました。

以下に今大会を振り返ってみます。

現在行われている春季大会、更には選手権大会の参考にいただければ幸いです。

1. 開会式

- ・雨天順延による1日遅れの開会式は選抜大会としては30年ぶりであり、昨年同様簡素化して行われ、初日に登場する6校がセンターから行進し、他の26校はスコアボードのビジョンで、事前収録した行進の様子が映し出されました。
- ・審判委員は派遣審判委員8名のみが整列しました。

2. 運営面

- ・大会前の代表者（責任教師、監督）会議は昨年と同じくオンラインで実施し、事前に資料を配布しました。特に指導、徹底していただきたい点を「別紙」に纏め、遵守するよう強く呼びかけました。
大会を終えての感想は、「2塁走者の不自然な動作」や「グラブのしめ紐」は全体的には守られていた印象の反面、「打者が投球を避けない行為」は散見されました。
また、「投球を受けた捕手はその場で速やかに返球」は、球審の指導の成果もあり概ね良好で、テンポよく試合を進める大きな要因となりました。
- ・球場内、試合中における選手・審判委員のコロナ対応は昨夏と変わりなく、ベースコーチへのマスク着用のみが今回追加されました。
- ・昨年同様、試合開始・終了時、校歌斉唱時の整列は片肘間隔を空けた距離を取りました。
- ・全30試合の平均試合時間は2時間00分（9回換算）で、昨年の2時間01分を1分短縮しました。1時間台の試合が12試合、3時間を超える試合は1試合でした。

最長試合はこの1試合の3時間04分、最短試合は1時間41分で、この試合は開幕試合でした。開幕試合が大会最短試合となる非常に珍しい結果となりました。

3. 規則適用事象・プレイ及び指導・注意した行為等

[審判員関連]

・8.02(c)適用

第2日第1試合広陵対敦賀気比戦の無死1塁、2塁塁審が、フェア・ファウルの判定が下されていないバントの打球をファウルボールと思い込みファウルのジェスチャーをしたため、2塁に向かっていた1塁走者を止めてしまうこととなり、打球はフェアとなって1塁に送球された（打者走者アウト）後、この1塁走者がランダウンプレーによりアウトとなりました。1塁走者の申出を受け、審判団が確認、協議の後、場内放送で説明を行い1死2塁で再開しました。

思い込み、決めつけによる不手際で混乱を招いた事象でありましたが、事後対応は球審が落ち着いて丁寧に対処し収めました。この場面はマスコミでも多く取り上げられました。

[走者関連]

・6.01(a)(8)適用

第7日第2試合木更津総合対金光大阪戦の無死1・2塁、左前打で2塁走者が3塁を回り転倒し、帰塁を3塁ベースコーチが肉体的に援助したと3塁塁審が判断しアウトとしました。当該塁審により場内放送で説明を行いました。

[投手関連]

- ・大会を通じ多く指導・注意した点は、無走者時セットポジションでの静止なし、同じく軸足の踵が先に浮く（膝が折れる）動作、セットポジションにおける身体前方で保持した両手を上下に動かす行為、無走者時に自由な足を止める動作などが挙げられます。

ここ2年間、各講習会等の中止が相次ぎ、指導や伝達の機会が損なわれていることが大きく影響しているものと思われます。

今年は野球規則改正に伴い、高校野球特別規則27.を制定、また「重点指導事項」でも『【投手に関する規則】の徹底』を掲げました。

今一度「投球姿勢」・「投球動作」について指導をお願いします。

以 上

令和 3 年 3 月 12 日

出場校代表者各位

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

第93回選抜高等学校野球大会へのご出場おめでとうございます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、皆様には今まで経験のないご苦勞をされていることと存じます。更に開幕に向けて、行動制限等のコロナ対応を求められるところではありますが、最善の準備をされ、試合に臨まれますことを心よりお祈り申し上げます。

監督・代表者会議開催に当たり、当委員会より大会での諸注意を下記にてお伝えいたします。選手へのご指導よろしく願いいたします。

記

1. フェアプレイの徹底

今年は、昨年延期された東京五輪・パラリンピック開催年でスポーツへの関心、注目が一層高まります。

オリンピズムにも、高校野球と同様に「フェアプレイ」の理念が示されているように、試合においては「フェアプレイ」の遵守が最も大切です。

オリンピックイヤーでもあり、また、戦後初めて中止となった後の、この大会の開催には、例年以上に多くの関心が寄せられます。「アンフェアなプレイは絶対に行わない」強い意識の徹底をお願いいたします。

2. スピーディーな行動

高校野球はキビキビした動きとスピーディーに試合を進めることで多くの支持を得てきました。攻守交代時は勿論のこと、プレイの合間においても常に歩くことのないよう留意し、テンポよく試合することを心掛けてください。

3. マナーの徹底

甲子園球場での試合は、全国の高校野球の模範でなければなりません。

高校野球関係者・ファンのみならず多くの人が観戦、注目します。所作、発声等に十分留意し、相手を罵倒するような行為等が無いよう、徹底したご指導をお願いいたします。

4. 規則改正・コロナ対応項目

〔別紙〕参照願います。

※上記各項目の具体例や注意を要する点を〔別紙〕に列挙させていただきます。

以 上

1. アンフェアなプレイ（＝悪意のある行為）具体例

- ・ 走者（特に2塁走者）やベースコーチなどが捕手のサインを見て、打者にコースや球種を伝える行為。
- ・ 打者が捕手の構え（位置）を見る行為。
- ・ 打者がベンチに投球のコース及び球種を伝える行為。
- ・ 打者が死球を得るために投球を避けない（肘・膝を出す）行為。
- ・ 打者が盗塁を助けるために、捕手の送球直前にスイングする行為。
- ・ 投手が不自然な紛らわしい動作（首・自由な足の動き）で走者を迷わす行為。

2. テンポよく進める注意点

- ・ 投球を受けた捕手は速やかに投手に返球すること。
- ・ これを受けた投手はただちに投手板を踏んで投球位置に就くこと。
- ・ 打者は打順がきたら速やかにバッタースボックスに入ること。
- ・ 内野手は投手へ送るサインを簡単にすること。

3. マナーの徹底

- ・ 投球を受けた捕手がストライクに見せようとミットを動かす行為（フレーミング）はしないこと。
- ・ グラブ、ミットのしめ紐は必ず結び、長くないこと。
- ・ ダッグアウト前面の防球ラバーフェンス上部に腕を載せないこと。
- ・ 相手を威嚇したり、罵声を浴びせたりする「罵倒ポーズ」はしないこと。
- ・ 投手はロジンバッグを投手板の後方に置き、丁寧に扱うこと。
- ・ バッタースボックスなどの白線を故意に消さないこと。

4. 規則改正・コロナ対応項目

- ・ 決勝戦も、他の試合と同様にタイブレーク制度を採用する。（特別規則22）
- ・ 前年度の野球規則改正で、いわゆる2段モーションについての規制がなくなりましたが、高校野球では反則投球となります。（特別規則27）
- ・ 前年度の規則適用上の解釈変更により、走者がフェアの打球にフェア地域で触れた場合は原則アウトになる。（特に注意すべき事項参照）
- ・ 試合開始前、終了時に整列する際、腰に手を当てた片肘程度の間隔を空けて挨拶を行う。試合終了後の校歌斉唱時も同様とする。
- ・ 円陣を組む時やマウンドに集まる時など、密集にならないよう一定の距離を保つ。また、マウンドに集まった際、グラブで口を覆う。
- ・ 試合中、試合出場選手とベースコーチ以外（責任教師、監督、控選手、記録員）は特別な事情がない限りマスクを着用する。

危険防止とマナー向上の指導について

『危険防止とマナー向上の指導について』

試合（大会）での危険防止とマナー向上について、次の指導事項を平成11年度から、採用します。（全国理事会決定事項の通知 日本高野連発第6226号）

（1）危険防止

- ① 捕手のスロートガードと急所カップの着用を義務付ける。
- ② 投手のウォームアップ終了時に、投手が捕手のセカンドへの送球に目を離さないよう注意を促す。
- ③ 試合前の内野ノック時に、本塁ベース周辺から並行して内野手の頭越しに外野ノックをするのを禁止し、1塁または3塁後方のファウルテリトリーからのみとさせる。

（2）マナーの向上

- ④ 投手のウォームアップ時に、次打者などが打者席付近に近づき、タイミングを測る行為を禁止する。
- ⑤ 走者やベースコーチなどが、捕手のサインを見て打者にコースや球種を伝える行為を禁止する。もしこのような疑いがあるとき、審判員はタイムをかけ、当該選手と攻撃側ベンチに注意を与え、止めさせる。
- ⑥ ベースコーチが打者走者（走者）の触塁に合わせて『セーフ』のジェスチャーとコールをする行為を禁止する。

アマチュア野球特別指導事項（平成13年度）

『規則 8.05（h）の運用について』

走者がリードしていないにもかかわらず、投手が塁へ“山なりの、ゆるい”牽制球を投げる行為は、牽制球とは見なしがたく、8.05（h）の「投手の不必要な試合の遅延行為」に該当します。

従来、このような行為が見逃されて来たので、本年はこうした行為をしないよう徹底指導をお願いします。

なお、本年は指導期間とし、規則 8.05（h）を厳格に適用して、「ボーク」を宣告するのは、2002年からとします。

金属バットの日常点検と取り扱い

金属バットの安全性と耐久性については、現在、製品安全協会が定めた新安全基準で品質の管理が図られています。しかし、金属製バットにもそれなりの寿命があり、使用回数に比例して金属が疲労し、ヒビ割れや表面のしわ、へこみなどの変化が現れてきます。

したがって、危険な折損事故を未然に防止するためにも、各チーム自身で必ず使用前の点検をすることが大切です。

そこで審判員の皆さんも以下の内容をご承知おきいただき、大会前の加盟校への指導、徹底や、担当される試合前の点検を励行して下さい。

(1) 点検の方法

点検は、目視と触感でへこみやヒビ割れが生じていないかを確認する。このとき打球部だけでなく、先端、テーパー部（バットが徐々に細くなっている部分）、グリップ部など全般にわたって注意する。

(2) 記録の保存

金属製バットの品名・品番、購入年月日、購入先さらには実際の使用開始日などを記録し保管する。

(3) 点検の励行

金属製バット点検担当者を定め、毎日、練習前にその日使用するバット全部を必ず点検して、異常の有無を指導者に報告させる。

(4) シー ル

新SGマーク〔15頁、高校野球特別規則②参照〕がきちんと張られているか、また音響対策品の「S」が表示されているか、を確認する。（-Nマーク）

(5) 事故品の届け出

いわゆる寿命による疲労ではなく、新しいもので不審な折損やヒビ割れ、変形の生じたバットがあった場合、破損した箇所を保存したうえで、各都道府県連盟を通じて日本高等学校野球連盟に届け出ること。

金属製バットの音響対策品について

日本高等学校野球連盟では、部員への聴力障害やグラウンド周辺環境への影響を考慮した音響抑制の新しい基準によるバットへの切り換えを、平成3年および4年と段階的に行ってきたが、既定方針通り、平成5年からはすべての大会に音響対策品を使用することが義務付けられている。

ついては、練習時に未対策品がまだ使用されている可能性があるため、各大会において音響対策品が使用されているか、どうかの確認をお願いしたい。

なお、音響対策品はグリップ部上部の製造年月略号の次に「S」が表示してある。

(例) ICJC-S=93年03月-S（音響対策品）

県高等学校野球連盟
会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 牧 野 直 隆

金属製バットの新規制について（通達）

今般、日本野球連盟と日本高等学校野球連盟は、かねて懸案の金属製バットの性能抑制に関する規制を定め、去る12月8日、全日本野球用バット工業会加盟各社に対し別紙の新規制を説明、平成12年秋から実施することを通知しました。

新規制の目的は、最近の新素材の開発で、金属製バットの軽量化が進み、反発性能が高まったことで投打のバランスがくずれ、さらに再び耐久性にも問題がでてきたことからバットの太さや重量を規制することになったものです。

また、反発性の抑制は、健念されていた投手に対する打球受傷事故防止にも効果が期待されます。

新規制のバットが実際に市販されるまでには、現行の製品安全協会・安全基準の見なおしが必要で、同協会ではすでにその作業が始められています。遅くとも来年の秋までには新規制に沿った安全基準が定められる予定で、新製品が出まわるのはその後になります。

最も金属製バットの規制は国際的な課題でもあり、今回の規制も国際基準として一斉に採用されるよう働きかけを続けてきましたが、加盟国の理解度がまちまちですぐには一本化が難しい状況にあります。

一方、米国では国内で死亡事故があったことや指導者の打撃優位に対する警戒感から同国内の規制を設け、一足先に来年の1月1日から規制に踏み切っています。

今回の日本の規制と米国のものでは、太さの制限は同じですが、重量規制などその他は若干の違いがあります。我が国としては、今後とも世界の統一基準として日本案が採用されるよう、努力を続けていくことにしていますのでご理解下さい。

なお、新規制の狙いやその効果について参考としていただくために以下に説明資料を添付しましたのでご参照下さい。

『金属製バットの新規制』

金属製バットの新規制を次の通りに定める。

記

1. 最大径の制限

バットの最大直径を67mmまたは25／8インチ以下とする。

2. 重量の制限

バットの重量を900g以上または31.75オンス以上とする。なお、900gと規定しているのは完成品で、ヘッドキャップ、グリップエンドノブ、グリップテープを除いた本体の重量は810g（28.58オンス）とし、その誤差の許容は10g以内とする。

3. 形状の制限

バットの先端からグリップ部まではなだらかな傾斜でなければならない。

打球部からのグリップ部にテーパは、絞りのはじめから終了までの長さに対する径の割合が5%を超えてはならない。（全体傾斜率）

また、テーパ部における任意の50mmの長さに対する径の割合が10%を超えてはならない。（最大傾斜率）なお、傾斜率の算出は設計値で行う。

（注）全体傾斜率：打球部径とグリップ部径との差の1／2をテーパ部長さ（打球平行部終点からグリップ平行部終点までの長さ）で割った値

最大傾斜率：テーパ部の最も傾斜の急な個所で、長さ50mm間の直径の差を1／2した値を50で割った値

4. 新規制の実施時期

高校野球では、2001年秋の地区大会ならびに都道府県大会から新規制を適用する。（宮城国体を含む）

5. 注意事項

① 新規制は、製品安全協会の安全基準見直し作業終了を待って、表記方法など具体案を追って定めることとする。

② 新基準対応のものと現行基準との識別は、グリップ部上部に表示されている製造年月日のアルファベットに続き、N（ニュースタンダードの略）を付けることにしましたのでご参照ください。従来は、音響規制対策を表わすSが付けられていましたが、これはすでに定着しているため、替わってNを表示することにしたものです。

以上お手数ですが、加盟校ならびに関係者によりしくご伝達ください。

〈参考〉 J J. A B - N （00年12月の略）

アルファベットの記号は、Aが1で、Bが2と順に表記します。

令和4年2月18日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同野球部責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 寶 馨

金属製バット新基準について

日本高等学校野球連盟では、かねてより懸案となっていた金属製バットの反発性能抑制に関する新基準を定め、令和6年（第96回選抜高等学校野球大会、都道府県春季大会）から実施することになりました。

新基準の第一の目的は、何よりもまず投手の受傷事故防止対策です。

現基準を定めて約20年が経過しましたが、その間に米国（NCAA）ではBBCOR（Bat-Ball Coefficient Of Restitution）という、日本の現基準より木製に近い反発性能であるルールを取り決めました。米国基準より反発性能が高い状況を放置することは適切ではなく、対策を講じる必要がありました。

二つ目の目的は、近年の高校野球は打撃技術の向上に伴い、打高投低の傾向が見られ、投打のバランスを是正する必要がある、投手の傷害予防を前進させるというものです。

従前より高校野球では、製品安全協会の協力を得て、安全基準に関する試験方法や規定値を定め、用途に応じた方法で使用し、もしも傷害事故が発生した場合、保障が受けられる損害賠償保険制度が定められています。

今般、上記の目的を達成した新基準について、本日開催された理事会でその取り扱い方法について承認の運びとなりました。

新基準策定作業に全面的に協力をいただいた製品安全協会では、去る2月15日に新基準が制定され、4月1日から施行され、実際に新基準バットは、今秋以降に市販される見込みです。詳細は別紙、

1. 「金属製バットの新基準」
2. 金属製バット新基準の概要
3. 金属製バットの日常点検と取り扱い

に取りまとめましたので、内容ご確認ください。

今後はこれまでの基準バットから新基準バットへスムーズな移行が必要となります。

ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

なお、当連盟では、バット工業会とも連携し、今夏に金属製バットのリサイクル運動を計画しております。リサイクルに関しては、当連盟が本年5月に開催予定の評議員会までに計画を提示できるよう準備を進めてまいります

以 上

令和 4 年 2 月 18 日

『金属製バットの基準』

公益財団法人
日本高等学校野球連盟
下線部が変更箇所

1. 最大径の制限

バットの最大直径を64mm未満とする。

2. 設計の規程

バット本体は金属製バットの単層管であること（バット本体とは、先端キャップ、グリップエンド、グリップテープを除いたもの。バット内部に消音効果のための充填物は可）。

3. 質量の規程

バットの重量を900グラム以上とする。なお、900グラムと規定しているのは完成品で、ヘッドキャップ、グリップエンドノブ、グリップテープを除いた本体の質量は810グラムとし、その誤差の許容は±10グラム以内とする。

4. 形状の規程

バットの先端からグリップ部までは、なだらかな傾斜でなければならない。

打球部からグリップ部までのテーパ部は、絞りはじめから終了までの長さに対する半径の寸法減少割合が10%を超えてはならない。（全体傾斜率）

また、テーパ部における任意の50mmの長さに対する半径の減少割合が20%を超えてはならない。（最大傾斜率） なお、傾斜率の算出は設計値で行う。

（注）

全体傾斜率；打球部外径とグリップ部外径との差の $1/2$ をテーパ部長さ（打球平行部終点からグリップ平行部始点までの長さ）で割った値

最大傾斜率；テーパ部の最も傾斜の急な個所で、長さ50mm間の外径の差を $1/2$ した値を50で割った値

5. 新基準の実施時期

新基準は2024年シーズンイン（第96回選抜高等学校野球大会、都道府県春季大会）から適用する。

6. 新基準の識別

これまで、グリップ部上部の製造年月のアルファベットに続き、Nが表示されていたが、新基準はR（リパルション＝反発の略）を表示する。

現行基準バット BB JA-N（22年1月の略）

新基準バット BB JB-R（22年2月の略）

アルファベットの記号は、Aが1、Bが2と順に表記する。

以 上

金属製バット新基準の概要

令和4年2月18日
日本高等学校野球連盟

1. 新基準の目的

(1) 投手の打球による受傷事故防止

今回の新基準策定作業の最大の目的は、投手の受傷事故に伴う重大事故の防止である。

一昨年（令和2年）の第101回全国高等学校野球選手権大会では、投手が打球を顔面に受け、頬骨を骨折するという事故が発生した。

(2) 投手の障害予防に関する有識者会議からの提言

先の有識者会議で、昨今の高校野球は打高投低の傾向が見られ、投打のバランスを見直し、投手の負担軽減を目指すうえでは、金属製バットの反発性能を抑制する必要性を求め声が上がった。投手の障害予防対策を前進させるうえでも必要な措置である。

2. 新基準概要

(1) 新基準

最大径を67mm→64mmにしてバットを細くする

打球部の肉厚約4mm以上を想定する（現行は約3mm）

打球部を細く、肉厚にすることによってトランポリン効果を減衰させる

(2) 試験方法

米国で実施されているBBCORルール（BBCOR試験の値が0.50以下）の試験方法は試験機が高額なうえにボールなどの備品管理が極めて複雑であり、多くの手間と費用を要する。このため、新基準を計測する試験方法は出来る限り簡易な方法でBBCORルールと同等の効果を達成することを目指した。

数種の試験機での検査の結果、万能試験機による打球部圧縮試験の荷重値と反発試験によるBBCORの値に相関が見られたため、万能試験機で打球部を圧縮し、その荷重値が規定値以上であれば、BBCORルールと、ほぼ同等の反発性能ということが証明された。

新基準に関する追加の試験としては、万能試験機を使用し、バットの先端から125mmおよび150mmの位置を1.0mm圧縮する試験を行った時の荷重値は6000N以上とする。その際の肉厚は結果的に4mm程度になる。

(3) 新基準の効果

新基準策定にあたっては、スイングマシンを用い、スイング速度を一定に設定したうえでティーアップした硬式ボールを打撃し現行基準バット、BBCORの値が0.50のバット、新基準バット、木製バットを比較した。

① 打球初速

1997（平成9）年第79回選手権大会徳島商×新湊（富山県）で試合中に新湊投手が打球を顔面に受けて大怪我をした事故映像を分析したところ、打点から投手が打球を受けるまでの距離は15.84mであった。

この距離をもとに、現行基準バットと新基準バットの打球初速を比較した。

なお、比較にあたって、投球速度は同一と仮定して計算している。

	平 均		初速		終速		距 離	到達時間
	投球速度	打球速度						
	m / s	m / s						
現基準	29.32	47.02	48.27	45.77			15.84	0.337
新基準	29.32	45.27	46.52	44.02			15.84	0.350

現基準バットに対して新基準バットでは、打球の平均速度で96.3%、初速では96.4%の速さとなり、約3.6%減少されることとなる。

② 打球飛距離

国内の代表的なバット（現行基準バット）とBBCORの値が0.50バットでは、最大飛距離で比較すると5 m～6 mの差異が見られたが、今回の比較で新基準とBBCORルールバットは同等あるいは、より反発性能を抑制していると言える。

ただし、打球の飛距離は様々な要素があり、一概に新基準バット導入により〇%飛距離が落ちたとは言えない。

3. 金属バットの寿命

金属バットといえども耐久性に関して寿命があることを再度確認する必要がある。

今回の新基準は、従来基準より細く、打球部肉厚を厚くするため打球部の耐久性が高まることが期待される。

これに伴い、打球部とテーパー部（バットが徐々に細くなっている部分）の強度のバランスが変化し、従来よりも打球部の強度が高まり、耐久性が増すことになる。打撃時にバットの部位で最も力が加わるのは打球部で、スイングによって支点となるグリップ上部に応力がかかると言われており、強度バランスの変化に伴い、最も懸念するのは、打撃時にある日突然テーパー部もしくはグリップ部付近から折損する可能性が高まることである。

一方、スイングの振りぬきやすさを設計上表現するには、手元バランス設計や先端部の重量をセーブする設計が推定される。例えば、木製バットの先端が繰りぬかれている形状がある。

これを金属製バットに置き換えると、打球部の肉厚は新基準合格のためには4 mm以上の肉厚維持が必要だが、圧縮ポイントを外れたバット先端部の肉厚を薄くして手元バランスになる設計が考えられる。この先端部分で衝撃が繰り返されると、先端部に変形が生じ、先端キャップが飛び出すことも考えられる。このため、新基準では打球部とは別に先端部分の強度も決められている。

よって、この部分の変形は使用限度を示す変化とみなすことが必要となる。

加盟校にはグラブなどの手入れと同様、金属製バットを日頃から点検し、その際、打球部以外の部分についてもキズやへこみを目視ならびに触感での確認の徹底が求められる。

以 上

金属製バットの日常点検と取り扱い

令和 4 年 2 月 18 日

金属製バットの安全性と耐久性については、製品安全協会が定めた安全基準で品質の管理が図られています。

しかし、金属製バットにも寿命があり、使用回数に比例して金属疲労が発生し、ヒビ割れや表面の傷、へこみなどの変化が現れてきます。

したがって、危険な折損事故を未然に防止するためにも、各校で必ず使用前の点検をすることが大切です。

以下に点検する際のポイントを記しますので、是非内容を確認のうえ実践してください。

1. 点検方法

点検は、目視と触感でへこみやヒビ割れなどが生じていないかを確認すること。

その際、打球部のみでなく、テーパー部（バットが徐々に細くなっている部分）、グリップ部など全般にわたって点検すること。

なお、今回の新基準バットは打球部を肉厚に設計しているため、打球部付近の変形より先端部に取り付けてあるキャップやバット本体の先端部付近に変化が現れる可能性があるため、特に留意すること。

2. 記録の保存

金属製バットの品名、品番、購入年月、購入先、さらに実際の使用開始日などを記録すること。

3. 点検の励行

チーム内で金属製バット点検担当者を決めるなどして、練習前にはその日使用するバット全てを点検して、異常があった場合は指導者に報告すること。

4. S G マークの点検

S G マーク（高校野球特別規則 1 参照）が付いているかを確認すること。

5. 新基準バットの識別

これまで、グリップ部上部の製造年月のアルファベットに続き、Nが表示されていたが、新基準はR（リパルション＝反発の略）を表示する。

現行基準バット B B. J A - N（22年 1 月の略）

新基準バット B B. J B - R（22年 2 月の略）

アルファベットの記号は、Aが1、Bが2と順に表記する。

6. 事故品の届け出

いわゆる長期間による疲労ではなく、新しいもので不審な折損やヒビ割れ、変形の生じたバットがあった場合、破損した箇所を保存したうえで、各都道府県高等学校野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟に届け出ること。

以 上

平成 25 年 2 月 20 日

都道府県高等学校野球連盟

会 長 殿
理 事 長 殿
専務理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟事務局

高校野球の事故防止対策について

平素は、高校野球の健全な発展のため、多大のご尽力、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、練習中や試合中の事故については、年間かなりの件数が報告されているのが現状です。中には、不幸にして訴訟まで発展したという事象も少なからずあります。

いうまでもなく練習中や試合中に発生する事故については、事前に指導者や野球部員がよく準備しておけば、結果的に防ぐことができたというものがほとんどであります。

そこで本日、当連盟の田名部理事が作成した事故防止対策のマニュアルを送付させていただきますので、是非日々の活動に生かすべく、シーズンインを間近に控えた時期でもありますので、貴連盟の加盟各校にご伝達いただきますようよろしくお願いいたします。

以 上

高校野球の事故防止対策について

1. 野球競技における頭頸部外傷事故の特徴

日本高等学校野球連盟に報告があった平成12年から同23年まで12年間で打球や投球などによる死亡事故は5例あったが、練習試合中が2例で、練習中の死亡事故は3例だった。

しかし、死亡事故以外に頭頸部に打球や送球を受けた重大事故がかなりの件数に上っており、その73%が練習中に発生している。事故のすべてが日本高等学校野球連盟に報告されているわけではないが、平成12年から12年間の事故概要を打球、投球、送球、部員同士の衝突などによる要因に分け、別表にまとめた（別表 頭頸部重大事故の分析）。

こうした事故を防止するために、是非練習方法の工夫や保護防具の正しい使用、防護ネットの活用を是非心がけてほしい。

なお、留意事項には、防護策として必要なネット類の活用について経費の面で負担を強いられる面もあるが、十分な防護策が講じられない場合は、複数箇所での打撃練習ではより一層留意が必要ということになる。

2. 野球競技における頭頸部外傷事故予防の留意点

野球競技における事故例の多くは打撃練習中のものが多い。以下にそれぞれの練習内容に分けて留意点を挙げた。

（1）打撃練習中の課題

ア. ネットの設置

ネットの破損、破れがないか毎回練習前に必ず点検する。

防護ネットの設置は2人以上で行い適切に設置できているかチェックする。

途中で左右投手の変更により、設置を変える時も必ず複数でチェックする。

L字ネットの三角部分のネットの状況も必ずチェックする。

投手の前、あるいは左右に置いたネットの端に打球が当たって方向が急に変わって顔面に当たる事故が起きている。横幅の広いネットを設置できればベストだが、ネットを余り投手に近づけないよう、適当な距離を工夫すること。打球のネットからの跳ね返り事故防止に有効な改良型防護ネットも市販されている。【資料①】

イ. 投球方法について

複数で打撃練習を行う場合には、①投球は、他の投手と時間差をおいて打球の行方を見てから順次投球すること、②捕手は投球の返球をせず、投手の横にボールのストックを準備する。捕手から投手にボールを返球すると、投手がその間の他の打者の打球の行方を注視するのがおろそかになる、③ボールのストックは投げ手と反対側に置くこと、ボールをストックする球数がなく、投げ返すときは他の打者の打撃のタイミングを必ずずらすこと。

投手は投球後、必ずL字ネットの陰に隠れるようにする。不用意に自分のところへ打ち

返された打球の処理をしないこと。

打撃投手が疲れてきたらネットに隠れる動作が緩慢になることに留意し、早めの投手交代を心がけること。

投手と打者との間隔を短くして打撃練習を行うことは危険が増すことに十分留意すること。

ウ. 打撃投手用ヘッドギアと打者用ヘルメット【資料②】

打撃投手は必ず打撃投手用ヘッドギア（以下投手用）を正しく固定し、装着すること。

投手用は投手の動作を考慮して投球時にヘッドギアがずれないようにベルトで絞めつけ、固定する仕組みになっている。打者用ヘルメット（以下打者用）を代用すると投球時にずれたり、脱げてしまうこともあり投手は必ず投手用を着用すること。ただし、投手用は投球動作への負担を少なくするため防護範囲は限定的になっている。

一方、打者用は、打撃動作で頭を大きく振ることはなく、頭頂部から後頭部まで全体を防護する仕様になっている。用途に応じて使用すること。ちなみに、投手用と打者用では強度の安全基準の数値に違いがある。（※注１）

投手用、打者用とも耐用年数は３年とされている。炎天下で使用するためプラスチックは経年変化することを理解しておくこと。耐用年数を確認するため購入年月を内側に記載しておくこと。【資料③】

ヘルメットなどを投げ捨てたり、乱暴に扱わないようにすること。

一度大きな衝撃を受けた時、外側のシェルが亀裂、破損したり、また内側の発泡スチロールが衝撃で弾性がなくなっていることがあるので以後の使用はしないこと。

2009年からベースコーチも打者用ヘルメットの着用が義務付けられた。

エ. 野手の守備について

内野手が守備につく場合は、必ず守備動作が終わってから次の打撃が行われるようにすること。

高く打たれた飛球を追う時は次の打球に注意し、次の打球が来れば捕球を見送ること。

内野手から１塁への送球を行う時は他の野手からの送球が重ならないよう留意すること。打球を処理する野手がファンブルしてさらに１塁に送球しようとする、次の打球を処理する野手と交錯することがあるので危険である。

守備行為をした後、元の位置にもどるとき、打撃方向に背を向けないこと。必ず後ずさりして打者から目を離さないこと。

オ. マシンの使用について

マシンの始動時の調整は必ず複数の部員で行い、打ち出される方向に部員がいないか十分確認すること。

マシンの調整時に捕手が受ける場合は、必ずマスクなどすべての防具を装着してから行うこと。

マシンのボールを打ち出すネットの穴から打球が飛びこむことは常々起こりうるので、マシンの補給者防護用ネット（コの字型ネット）を設置するか、捕手用ヘルメットとマスクを装着してボールを補給すること。【資料④－Ⅰ・④－Ⅱ】

カ．ティ打撃について【資料⑤】

打球を受け止めるネットの破損がないか毎回使用時に確かめること。

ネットの位置や打ち出す方向が適切か、二人で確認すること。

隣の打者および補給者との距離を十分に取ること。

補給者は打球に対する防護ネットを活用することが望ましい。

（２）その他全般的な事故防止策

以下は、中学校の野球部の練習でも共通の注意点として挙げた。軟式野球でも思わぬ事故を招くことになるから十分注意してほしい。

ア．１年生の事故の多発について

これまでの事故発生事例を見ると、入学後９月までの１年生の負傷者が多い。１年生が練習の中でどのような役割、動きをするのかが十分理解されていないことによるものと思われるが、むしろファールボールの処理や用具の片づけに注意が行き、次の打球が飛んでくることに気がつかずに事故が発生していると思われる。

イ．技量にあった練習方法を実施する

前項の１年生の事故発生要因に加え、部員の技量にあった練習方法を心がけること。プロ野球や大学・社会人などの練習方法で、参考にするのは良いが、技量にあった練習方法を採用すること。

ウ．ノック（守備練習）中の事故防止

守備練習で打球を処理してからの送球先を十分声かけをして行うこと。誤った送球先で重大事故につながることもある。野手がファンプルした時に、送球先が変わることがあることも十分理解して守備につくこと。

内外野に分かれて２ヵ所でノックを打つ場合、内野手とのクロスプレイに留意すること。この場合、誤って打球を打ったときでも内野手に当たるようなことのない守備体形を工夫すること。

エ．その他の事故について

①打球を処理してから次のプレイがどのように行われるか周知されずに起こる事故がある。例えばダブルプレイの練習で、気付かず１塁に直接送球してしまうケースなど。

同じくダブルプレイの練習で他の内野手から送球を受け１塁に転送する際、送球から目を切ってしまう、捕球を損ねて胸に受けて死亡した事例がある。

②外野手が打球を２人で追い、声かけが不十分で部員同士が接触して起こる負傷がある。

このような事例の防止には、守備をしている野手全員で声かけをし、次のプレイへの集中力を高めること。

- ③イレギュラーバウンドによる負傷も日常的に起こりやすい。一定程度の練習を行ったら常にグラウンドを整備する手間を惜しまずやること
- ④心臓しんとう防護用の胸部防護パッドが市販されており、内野手の守備練習時の活用推奨したい。パッドは身長に応じて3タイプの大きさがある。
- ⑤試合中에서도起こりうるケースで、捕手が盗塁阻止で2塁に送球する場合、投球を終えた投手が目を切り、捕手の送球ラインから避ける行動をとらないことのないよう注意すること。
- ⑥投手は投球後、すぐに捕球態勢をとるよう留意し、常に打球が自分のところに打ち返されるという意識を持つこと。
- ⑦キャッチボールの練習の際、相手部員の後ろにボールに注視していない人がいるときは送球を見合わせる。特に校庭で複数クラブが練習したり、下校生徒の通路となっている場合は留意すること。

(※注1) 製品安全協会SG基準「野球投手用ヘッドギアの認定基準および基準確認方法および「野球用ヘルメットのSG基準」で、野球投手用ヘッドギアの衝撃強度は硬式ボールを40m/s、打者用ヘルメットは30m/sで、人頭模型に設置された製品にそれぞれ衝撃を与えた時の加速度が、250G以下になるように定められており10m/sの速度の違いがある。

3. まとめ

野球競技における事故の特徴と事故防止のポイントを挙げてきたが、打者用をはじめ、投手用、捕手用のヘルメットが開発され、正しく着用されての重大事故は回避されるようになった。ただ、眼球への打撲事故が依然多く、野球における防具の限界を感じている。

しかし、前項の事故防止策でも列挙したように、安全に練習を進める方法はある、常々指導者も注意を促していることと思われるが、疲労から注意が緩慢になったり、用具の誤使用は何としても避けたい。

日ごろの練習で、防護ネットやマシンの操作には留意していると思われるが、更なる事故防止対策としては、複数の部員で正しい設置がされているかを確認するよう習慣づけてほしい。

以 上

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

暴力のない高校野球を目指して

今般、全国高等学校野球選手権大会で57年ぶりの連覇の偉業を成し遂げた北海道・駒大苫小牧高校の野球部責任教師が、これまで2度にわたって部員に暴力を加えていたことが判明しました。なかでも8月の暴力行為は、甲子園入りしてからの宿舎内で起き、先の明德義塾高校の反省が全く生かされておらず、慙愧に堪えません。

日本高等学校野球連盟は、戦後一貫して暴力絶滅を強く訴えてきました。特に上級生が無抵抗の下級生に対し、制裁を科す行為は厳しく戒めてきました。

その後の調査の中で、加害者は暴力に及んだときの理由について注意をしたことを守らない、逆に不遜な態度をとったから、などを挙げています。

自分の考え・思いを相手に伝えるのに、暴力という手法が本当に有効でしょうか。暴力で相手を封じる行為は一般社会でも厳しく戒められています。

体育会系の部活動では多少の暴力は許されるとか、以前からあった、などというのは誤った考えであり、長い間引きずってきたこうした暴力を許す体質を指導者がどう断ち切っていくかが厳しく問われています。

学校教育活動として行われている部活動では、生徒間の暴力はもちろんのこと、指導者の暴力も些かも許されるものではありません。学校教育法ではいかなる暴力も明確に禁止されています。

指導者が自制なく暴力を振るってしまうようでは、日本高等学校野球連盟が長年にわたって訴え続けてきた『暴力絶滅』は到底達成することはできません。

また仮に指導者の不祥事で大会の出場が危ぶまれたり、選手たちが努力した試合成績まで取りざたされて無に帰すようなことになった場合、その指導者は部員たちにどのような説明をするのでしょうか。まさに寒心に堪えません。

最近生徒間で目立つ暴力行為では、いじめ行為があります。加害者はからかい半分でも、それが徐々にエスカレートして被害者の身体ばかりか、精神面にも重大なダメージを与えている事例があります。“いじめ”はスポーツマンシップに最もおとる行為です。

相次ぐ不祥事を踏まえ、この機会に全国の加盟校指導者と選手、部員の皆さんに、暴力のない、暴力を許さない野球部を目指して改めて次のことを厳守いただきたいと強く要望いたします。

記

1. 暴力のない、暴力を許さない野球部の確立

指導者はもちろん部員間の暴力も厳禁です。相手の行動をたしなめようとした善意に対して、不遜な行為でこたえたことが暴力を振るうきっかけになったことが余りにも多く見られます。感情のままに指導してもよい結果は得られません。

暴力を受けた方も振るった方も心の傷は長く残ります。少しぐらいならとか、言っても聞かないから、などは全く理由になりません。暴力を振るうのは相手の人格と誇りを踏みにじるものです。

また、体罰と見られるような制裁も是非戒めてください。このような方法では、豊かな人間性を培うことを目指す野球人を育成することはできません。

2. 事後の迅速な対応と決断

今回大きな波紋を呼んだ明德義塾高校と駒大苫小牧高校では、不祥事が発生し、その後の事実を確認したあとも、所属連盟への報告がなされなかったことも問題となりました。投書や告発で明るみに出たことは決して少なくありません。報告の遅れや隠蔽は発生した事件そのものよりフェアではないと厳しい批判にさらされることになります。不祥事があったことを拭い去ることはできません。不祥事が発生した以上、その時点で最善の方法で事後の対応を迅速にとり、可能な限り対外的にも説明責任を果たしていくことこそが、問題の波紋を最小限に留める最良の方法なのです。

3. 校内審議機関での正しい処理

最近起きた不祥事の中では、学校内の生徒指導部会など定められた審議機関に諮らず、また学校長にも報告がなされないまま、野球部内での“処分”で済ませている事例が目立ちます。野球部の指導者としては非行の内容や本人の反省の度合いを見て野球部内で処理しようと好意的に処理したかに見えますが、他から見れば結果的にそれが不公平に映り、不満として蔓延し、投書・告発に繋がっています。

以 上

日本高野連発第12-0083号

平成 25 年 2 月 6 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

指導者による体罰および野球部員による部内暴力 いじめの根絶について

都道府県高等学校野球連盟におかれましては、平素より野球を通じて健全な青少年を育成するという基本的な目的に沿って、加盟校へのご指導をいただいていることと存じます。

ところで先般来、学校現場における指導者の体罰や生徒間のいじめにより被害生徒が自ら尊い命を絶つという事象が起り、各報道機関により大きく報道されていることは、ご存じのことと思います。

いうまでもなく指導者による体罰は指導の放棄であり、そこには心の傷が残るだけで何も生まれません。また、野球部員による部内暴力やいじめについても人格を否定するものであり、いずれも教育現場では決して許されないことであります。

当連盟といたしましては、これまでに幾度となく指導者による体罰の防止や部内暴力、いじめの根絶についての通達を出させていただきましたが、今般のこうした事象について改めて深刻に受け止めております。

つきましては、都道府県高等学校野球連盟の皆様と加盟校が一体となって、指導者の体罰や野球部員による部内暴力、いじめの根絶を目指してのより一層のご指導について、今一度ご徹底をいただきますようお願いいたします。

以 上

指導者に関するガイドライン

公益財団法人 日本学生野球協会

公益財団法人 全日本大学野球連盟

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

日本学生野球協会、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟（以下「両連盟」という。）は、日本学生野球協会が定める日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）第3条⑧号における指導者に関する解釈を明確にし、もって本憲章の公平・公正な適用・執行に資するよう、以下のとおりガイドラインを制定する。

1. ガイドライン制定の趣旨

本憲章では、第7条第2項第3項において加盟校の学校長が「適任者と認めた教員」および「適任者と認めた者」から加盟校の部長および監督、コーチ等の指導者を選任するものとされている。これは学生野球が、学生の教育を受ける権利を前提として、教育の一環として実施されていることから、かかる活動に適任の者を選任すべき趣旨である。適任者を選任していない場合には、両連盟は、第6条第3項に基づき加盟校に指導・助言を行うこととなっている。

このガイドラインは、両連盟による加盟校に対する適任者選任にかかる指導・助言に資するため、適任者に該当しない者を明らかにする。

2. 適任者に該当しない者

次の者は本憲章第7条第2項第3項の「適任者」に該当しない。

- (1) 本憲章違反行為を行い、謹慎、登録抹消・登録資格喪失処分または除名処分を受けた者。ただし、謹慎、登録抹消・登録資格喪失処分の解除を得た者または謹慎期間が終了した者を除くものとする。
- (2) 暴力団またはその関係企業、特殊知能暴力集団、その他暴力的または不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体等の構成員、準構成員および総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、学生に対して詐欺的な商品売りつけるなどの不当な行為をしている者（上記の反社会的行為を止めてから5年を経過していない者を含む）。
- (3) 刑の言い渡しを受けた者で、次のいずれかに該当する者。
 - ① 禁固以上の執行を終わり、10年を経過していない者
 - ② 罰金以下の刑の執行を終わり、5年を経過していない者
 - ③ 刑の全部の執行猶予の言い渡しを受けた者で、その猶予の期間を経過した後5年を経過していない者

3. 適任者に該当しない者を選任した場合の対応

- (1) 加盟校において上記2記載のいずれかに該当する部長・指導者を選任している疑いがある場合、両連盟は、第7条第4項に基づき、加盟校の学校長に説明を求め、事実確認を行う。
- (2) 当該事実を確認した場合、両連盟は、第6条第3項に基づき、加盟校に対し、上記2記載のいずれにも該当しない者を部長・指導者として選任するよう指導・助言の対象とすべきである。
- (3) 上記2(3)②または③に該当する者について、特別な事情があると認められる場合は、指導・助言の対象としないことがある。

4. 施行

本ガイドラインは令和2（2020）年12月11日から施行する。

令和4年4月27日

都道府県高等学校野球連盟 会長 様
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 様
加盟校 学 校 長 様
同 野 球 部 責 任 教 師 様

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 寶 馨

指導者の交通違反の報告について（お願い）

平素より高校野球発展に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本学生野球憲章の基本原則において、指導者には学生野球指導者としての指導時以外の行動についても法令を遵守することが求められています。また、学生野球指導者の適任者に該当しないものを明らかにするため、別添のとおり、令和2年12月11日に日本学生野球協会理事会で、「指導者に関するガイドライン」が定められました。同ガイドラインの第2条3項2号によると、「刑の言い渡しを受けた者で、罰金以下の刑を終わり、5年を経過していない者」については適任者に該当しない者と明記されております。ただし、同3条3項によれば「特別な事情があると認められる場合は、指導・助言の対象としないことがある」とも記されております。

今年度、指導者が交通違反を起こした報告が複数件ある中で、初めて同ガイドラインの第2条3項2号に低触する事例がありました。当連盟としましては、同ガイドラインに沿った運用を図りつつ、当該加盟校校長からの要望を受けて審議し、引き続き当該指導者を指導者として選任することを認めました。

つきましては、当連盟として指導者が起こした交通違反についても、下記のとおり、事務手続きと様式を整理いたしましたのでお知らせいたします。何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

罰金（下段、『罰金と反則金の違い』参照）となった交通違反については、当該校校長が当該指導者を適任者として引き続き選任を希望する場合、別添様式の校長所見欄（別添様式参照）に、その理由も記載し、速やかに報告を求めるものとする。

<参考>『罰金と反則金の違い』

〔罰金〕

重い交通違反について科される刑事処分で、告知票・免許保管証（赤キップ）が発行されます。罰金は、刑事裁判（主に略式裁判）を経て科されます。

罰金刑に処された場合、前科がつくことになります。

〔反則金〕

軽度な交通違反に科される行政処分で、交通反則告知書（青キップ）を発行されます。所定の反則金を任意に納めることで、罰金等の刑事責任は問われなくなります。

以 上

日本高野連発第13-0029号

平成 25 年 6 月 28 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿

都道府県高等学校野球連盟

理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 奥 島 孝 康

『アウトオブシーズンについての規定』の改正について（通達）

日本高等学校野球連盟では、去る5月24日に開かれた平成25年度第1回理事会で現行の『高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定』について、従来の12月1日から翌年3月20日までの期間を1日繰上げ、3月19日までとする改正案が承認されました。

シーズンの解禁を1日早める主旨として、昨今3月20日が春分の日と重なることが多いためです。

記

『高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定』

（平成25年5月24日改正）

（1）アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは12月1日より翌年3月19日までとする。

以 上

『高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定』

(平成28年 2 月17日改正)

<下線が改正箇所>

(1) アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは12月 1 日より翌年 3 月19日までとする。

(ただし、3 月19日から春季大会を開催せざるをえない場合、同日が日曜日の年に限り、日本高等学校野球連盟に事前に申請し承認を得ること)

(2) アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に主点を置くこと。

ただし、3 月 8 日から学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3 月 8 日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合することは差し支えない。

(3) 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって3 週間を超えないこととする。なお曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

(4) 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。

以 上

県高等学校野球連盟
会長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 脇 村 春 夫

アウトオブシーズンにおける合同練習について

日本高等学校野球連盟ではアウトオブシーズン中の合同練習について、これまで自校グラウンドが事情により使用できないときや、部員不足で十分な練習ができない、などの特別に事情がある場合に限ってきました。

この制限について、単調になりがちな冬期練習を他校との合同練習によって活性化したいとの提案を受け、本日開催した全国理事会で次の通り改正、一部緩和することになりました。

貴連盟におかれては、今回の改正の主旨を踏まえ、アウトオブシーズン中の活動がその主旨に沿って行なわれるよう、よろしくご指導下さい。

アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成7年12月8日 制 定
平成17年3月22日 改 正
平成24年11月29日 下線部改正

- 1) 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。その際、許可申請は両校ともに当該の所属連盟に申請手続きをすることとする。なお都府県境地域で、近隣の学校との合同練習は例外として許可する。
- 2) 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合はできない。
 - ① 自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ② どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④ 前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。
- 3) 「部員不足に大会参加の特別措置」を受けて大会参加した加盟校が翌シーズンも同様の連合チームで大会参加をする場合は上記1)、2)の限りではなく、下記の内容を所属連盟に届け出て許可を得て認めることとする。
 - ① 別紙様式に練習計画、場所、引率責任者など必要事項を記入し、必ず所属の都道府県高等学校野球連盟の承認を得ることとする。なお、練習試合など対外活動を行うことは出来ない。
 - ② 措置で認められた校数であれば、校数は問わない。
 - ③ アウトオブシーズン中に合同練習を行い、翌春に新入部員が入部し、それぞれ単独で春季大会へ出場することも可とする。その場合、単独で大会参加する場合は速やかに所属連盟に申し出ることとする。
 - ④ 単独廃校ルールを適用した加盟校に対しては、原則として単独の学校でアウトオブシーズン中の練習を行うこととする。なお、翌春の春季大会に、引き続き単独廃校ルールで大会参加する際には、各都道府県によって春季大会の開催時期が異なるため、その都度、所属連盟と加盟校で対応を検討することとする。
 - ⑤ 合同練習を行う際は、移動中に必ず事故の無いよう責任教師が責任を持って引率する。
 - ⑥ 合同練習を行う際、連合チームの関係する全ての学校長の承認を必要とする。

以 上

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟

会 長 様

() 高等学校

校 長



アウトオブシーズンにおける合同練習承認申請

下記の通り、合同練習を行うことを申請いたします。

なお、練習するにあたっては、県高野連要覧「アウトオブシーズンにおける合同練習について」の許可要件を遵守いたします。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 相手校名・部員数

4. 当該校部員数

5. 当該校参加人数

6. 引率責任者名

7. 合同練習の理由

以 上

平成 11 年 3 月 9 日

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 牧 野 直 隆

部員不足による合同チームの編成について（通達）

現在、高校野球においても少子化の影響を受け、平成4年以来、全国集計の部員数が減少に転じ、3年生部員が引退する秋季大会では、加盟校のおよそ1割が部員不足で棄権を余儀なくされています。

こうした現状を受け日本高等学校野球連盟では、部員不足チームの救済策として合同チームによる練習試合が出来るよう、特別措置を講じることにしました。

本来、連合チーム（ピックアップチーム）の編成は、日本学生野球協会審査室の承認が必要ですが、以下の条件を設け、練習試合を行うことが可能にしました。先の日本学生野球協会評議員会（2月19日開催）でもこの特別措置が承認され、都道府県高等学校野球連盟の承認で許可できることになりました。

貴連盟加盟各校にご伝達の上、よろしくお取り計らいください。

なお、この特別措置は、練習試合に限ったもので、公式試合では従来通り単独チームでしか参加できません。また、適用は本年のシーズンインからです。

記

1. 一方の高等学校学校の部員数が、9人未満の場合、2チーム連合の編成による練習試合を認める。申請後9人をこえた場合、合同チームの編成はできない。
2. 合同チームは双方とも同一都道府県内のチームとし、練習試合の相手は当該都道府県外であっても良いが、試合開催地は合同チームの所在都道府県内とする。
3. 合同チームで試合を行うときは、必ず双方の高等学校学校の責任教師または監督（学校長が引率責任者として委嘱できる資格を有するもの）が引率すること。
4. 合同チームの編成相手はその都度変更してもよいが、予め別に定める様式（様式ⅩⅢ）で所属都道府県高等学校野球連盟の承認を得ること。
5. 合同チームを編成しようとする野球部は、事前に当該学校長の承認をとること。

日本高野連発第12-0013号

平成 24 年 5 月 24 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

部員不足による大会参加の特別措置について（通達）

今般、当連盟では、本日開いた平成24年度第1回理事会において、部員数不足の高等学校間の連合チームによる大会参加を認めることを決定しました。

平成9年まで高等学校野球における大会参加は、日本学生野球憲章ならびに大会参加者資格規定で、いずれも参加チームは当該高等学校を代表する選手によって編成された単独チームと規定されていましたが、同年5月に、高等学校の統廃合は多様化や活性化に対応するためやむを得ず実施されるもので、しかも校数や対象となる期間は限定されていることから、統廃合による影響で生じた部員不足により大会参加の機会が失われることのないようにという理由で統廃合による高等学校間の連合チームの大会参加を認める特別措置を定めました。

しかしながら昨今、少子化の進展にともない、小規模校が増加し、部員数不足の高等学校が増加する傾向が顕著となってまいりました。

平成23年度の当連盟の調査では、部員不足により公式戦を2大会以上棄権した高等学校が、全国で96校存在することが判明いたしました。

今後も少子化による部員不足の高等学校数が増加することは明白であり、当該校の野球部員の大会参加の機会をできるだけ減少させないために、次の特別措置を講じることになりました。

記

(1) 部員数不足の連合チームでの大会参加

- ①原則として部員数が不足している（８人以下）２校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）
- ②関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週２回程度の合同練習をすることが望ましい。
- ③適当な相手校が無いなどの理由で連合チームが組めない部員数不足校には、単独廃校のルールを適用することも可能とする。
ただし、母体となる部員数不足校の部員は最低５名は在籍しているものとし、他校からの部員を借り入れた後の当該校の部員数は１０名を超えないこととする。
（例：５名の場合→最大５名を借入可能。６名の場合→最大４名を借入可能。
７名の場合→最大３名を借入可能。８名の場合→最大２名を借入可能。）
- ④連合チームの申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。（不祥事による選手不足は部員数不足と認定しない）
- ⑤連合チームの組合せは、当該大会（春季大会・選手権大会・秋季大会）ごとに所属連盟に届け出て、承認を得ることとする。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ①大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ②ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。
また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニフォームなど

次の用具（帽子、ユニフォーム（上下）、アンダーシャツ、ストッキング、打者・走者用ヘルメットなど）については、特に連合チーム間で統一する必要はない。

上記以外に生じるケースや問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。

以 上

日本高野連発第12-0074号

平成 24 年 11 月 29 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

部員不足による連合チームのアウトオブシーズン中における合同練習について

日本高等学校野球連盟では、本年5月24日付で「部員不足による大会参加の特別措置」（日本高野連発第12-0013号）を通達し、これまで認められていなかった部員不足による連合チームの大会参加について認めることとしました。

これに伴い、この措置で大会へ出場した加盟校が翌シーズンの春季大会も同様の連合チームで参加する意思がある場合に限り、アウトオブシーズン中に合同練習を行うことについて、別紙の通り、規定及び手続きを定め、都道府県高等学校野球連盟の承認を得て、認めることとしました。

これは、来春に開催される春季大会へ向けて冬季練習をより充実して行えるようにしたものです。

都道府県高等学校野球連盟におかれましては、上記の改正の主旨を十分にご理解いただき、その主旨に沿ってアウトオブシーズン中の活動が行われますよう、よろしくご指導ください。

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟

会 長 様

(部員不足による申請校)

() 高 等 学 校

校 長 印

合 同 チ ー ム 編 成 申 請 書

本校においては、下記の通り部員不足により、() 高等学校
野球部と合同チームを編成し、練習試合を行うことを申請いたします。

記

1. 申請時の部員数 人 (月 日現在)

2. 引率責任者(予定) (氏名) (役職)

(氏名) (役職)

令和 年 月 日

(合同チーム編成受入れ校)

() 高 等 学 校

校 長 印

上記 () 高等学校との合同チーム編成を受諾します。



〔 注 〕 (1) 本申請は当該年度中有効とし、毎年度ごとに提出すること。

(2) 試合結果は、6月末日と11月末日の2回にまとめて所属連盟に報告すること。

平成 30 年 5 月 16 日

都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
審議委員長 常 本 明

部員不足による連合チームの大会参加について

平素より当委員会の円滑な審議について、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、部員不足による連合チームについて、今年の春季大会では全国で310校114チームが本規則を適用し、大会へ出場しました。

平成24年の規則制定以来、年々増加しており、これまで大会に出場する機会がなかった部員達が大会参加への機会が確保されたことは大変喜ばしいことです。

一方では昨今、安易に本規則に頼り、大会参加を申請する加盟校も見受けられます。

連合チームを編成する校数を具体的に定めている訳ではありませんが、6校、7校連合や当該都道府県大会の大会登録人数を上回る人数で申請が届くケースも散見されます。

都道府県高等学校野球連盟の皆様には再三にわたって、お伝えしておりますが、あくまでも本規則は単独出場がやむを得ず出来なくなった際の救済措置であり、本規則ありきでの大会参加は望ましいものとは言えません。

連合チームの対象となる加盟校に対して、単独校での大会参加へ向けて、校内で部員確保に積極的に取り組んでいただきますよう、ご指導よろしくお願い致します。

審議委員会では、連合チームに関連して、部員不足のものや統廃合によるものなど様々なケースが申請としてあげられ、審議検討しておりますが、最近の申請内容を踏まえて、基本的な考え方を整理しました。別紙内容をご確認ください。

本年は記念すべき100回目の全国高等学校野球選手権大会を迎えます。

全ての都道府県で同様のルール、考え方で部員達が大会へ臨めるよう、貴連盟の皆様方におかれましては、加盟校へ周知徹底の方よろしくお願い申し上げます。

以 上

〈部員不足による連合チームによる大会参加についての基本的な考え方〉

(1) 加盟校の大会参加と対象校数について

大会参加者資格規定第3条「参加チームは、その学校の代表である」の規定通り、加盟校が部員不足の連合チームによる特別措置ありきで大会参加を検討すること、また6校、7校で連合チームを編成することは望ましい状況とは言えません。

校内で積極的に部員確保に取り組み、致し方ない状況になった場合にのみ、本規則の運用を検討してください。

(2) 連合チームの部員数上限について

本規則は少子化などの影響もある中、部員の大会参加への機会を出来る限り確保しようという考え方が根底にあります。

この趣旨を考えれば、各都道府県大会で定める大会への選手登録人数を超える部員数で連合チームを編成することは原則として認められません。

(3) 統廃合による大会参加の特別措置について

統廃合に伴う連合チームについては、その対象校同士で連合チームを編成してください。

統廃合および部員不足による連合チームの特別措置の両方を適用してのチーム編成は認められません。

万が一、統廃合の対象校全てを合わせても9名確保出来ない場合は、あらかじめ日本高等学校野球連盟にご相談ください。

(4) 統廃合、部員不足に伴う連合チーム編成に関する考え方の順序について

上記(3)に伴い、統廃合、部員不足（9名に満たない加盟校同士）、部員不足（いわゆる他校からの助っ人）の規則に関して検討していく順序は以下の通りです。

- ① 統廃合の対象となる加盟校同士の連合チーム
- ② 9名に満たない加盟校同士での連合チーム
- ③ 9名に満たない加盟校が近隣にない場合は、他校から部員を借りて連合チームを編成する。

以 上

県高等学校野球連盟
会 長 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 牧 野 直 隆

統廃合による大会参加の特別措置について（通達）

今般、日本高等学校野球連盟では、本日開いた平成8年度評議員会において、統合または廃校となる高等学校およびその関連で新設される高等学校間の連合チームによる大会参加を認めることを決定しました。

統廃合の方式は、個々の実情によって一定ではないが、おおむね2～3校を統合して新たな高等学校を設置するケースが一般的で、こうした場合、統合される高等学校では、新規の募集が打ち切れ、在校生のみで2年後には廃校となります。

また、新設校も開校後3年目を迎えるまでは全学年が揃いません。

こうした移行期間において、同一敷地内で施設を共用したり、単独校では部員不足で大会参加が困難になる恐れがあります。

これまで高等学校野球における大会参加は、日本学生野球憲章ならびに大会参加者資格規定で、いずれも参加チームは当該高等学校を代表する選手によって編成された単独チームと規定されていました。

しかし、高等学校の統廃合は、多様化や活性化に対応するため、やむを得ず実施されるもので、しかも校数や対象となる期間は限定されていることから、統廃合による影響で生じた部員不足により、大会参加の機会が失われることのないよう、次の特別措置を講じることになりました。

記

(1) 連合チームでの大会参加

- ① 統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）
- ② 連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいずれでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。連合チームの組合せ上、人数による制限はしない。（例えば10人以上の場合は単独でなければいけないなど）
- ③ 連合チームの組合せはシーズンはじめに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ① 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ② ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。
また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニフォーム

次の用具は、ベンチ入りする登録者が同色、同形、同意匠のものを着用すること。

帽子、ユニフォーム（上下）、アンダーシャツ、ストッキング、打者、走用ヘルメット

上記以外に生じる問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。

日本高野連発第7737号

平成13年5月24日

県高等学校野球連盟

会長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 牧 野 直 隆

統廃合による大会参加特別措置の一部改正について（通達）

日本高等学校野球連盟では、学校の統廃合による影響で、部員数が減少し、単独では大会参加ができなくなるのを救済するため、先に『統廃合による大会参加の特別措置』（平成9年5月23日付け通達）を設け、大会参加の機会を講じてきました。

ご承知の通り、少子化が進む中、毎年数校の統廃合による大会参加申請が提出されています。また、統廃合の形式にはその地域の実状に応じて様々な形態が検討されていますので、チーム編成については、弾力的にそれぞれの実状を勘案して認可することになっています。

こうした状況の中で、当初から連合チーム編成上、ユニフォームの統一が経費面で課題になっていました。この取り扱いについて、本日開催した全国理事会で下記の通り緩和策をとることになりましたのでご通知します。

記

▷ 連合チームのユニフォームについて

統廃合による大会参加を認められた複数校の連合チームのユニフォームは、公認野球規則の規定に拠らず、次のいずれかひとつを統一すればよい。

帽子、ユニフォーム、アンダーシャツ、ストッキング

*なお、『廃校となる野球部の特別措置』（平成12年6月7日付け）の連合チームは、上記の規定によることなくそれぞれの学校のユニフォームによる参加が認められる。

(統廃合による連合チーム編成許可申請様式)

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長

殿

関係する学校名

同 学校長名

印

学 校 名

学校長名

印

学 校 名

学校長名

印

連合チームによる大会参加承認申請書

今般、統廃合が予定される関係校、()、()、() による
連合チームを下記の通り編成し、大会に参加いたしたく申請いたします。

記

1. 大会登録チーム名
2. ユニフォームの仕様 (表示)
3. 校歌、校旗、校章 (関係校で使用する学校名を記載)
4. 指導者の選任 関係校で指導にあたる関係者を学校ごとに記載する
所属校名
・ 責任教師氏名
・ 副部長氏名
・ 監督氏名
5. 大会参加時の引率責任者及び監督
実際の大会参加時の引率責任者選任方法を記載する
6. 添 付 書 類
 - (1) 統廃合計画の概要
 - (2) 関係校の活動状況報告書 (関係する各学校ごとに記載)
 - ・ 申請時の部員数
 - ・ 練習状況
 - ・ 活動場所
 - (3) 連合チームでの活動計画

以 上

県高等学校野球連盟
会 長 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 牧 野 直 隆

廃校となる野球部の特別措置について

過疎化が進む地域や少子化で、生徒数の減少によりやむなく統廃合が進められている学校があります。これら複数校が関係した統廃合については、当連盟ですでに「統廃合による大会参加の特別措置」を決め、平成9年5月23日付けで通達しています。

一方、他校との統合なしに単独で廃校となる学校もあり、先の統廃合の特別措置を元に、今回単独で廃校となる野球部の救済措置を次の通り定めます。

なお、この措置による連合チームの編成に当たって、本特別措置では協力を要請する学校（廃校側）で派遣協力校生徒の引率責任を引き受けることとしていますが、引率責任者の取り扱いが都道府県によって若干異なります。したがって、事前に当該都道府県教育委員会（窓口・保健体育課）と協議、確認して下さいようお願いいたします。

また、近隣校とみなす距離などは具体的に規定していませんが、合同練習を行なえる交通手段などを所属連盟で審査し、適切なご助言をお願いいたします。

記

1. 救済措置の対象となる学校

廃校となることが決定し、生徒募集が打ち切られた学校（分校も含む）で、次の条件下にあるものを対象とする。

- (1) 在校生が2学年以下しかない場合
- (2) 登録部員数のうち、試合出場が可能な選手数が9人以下となる場合。

2. 近隣校の協力

- (1) 廃校となる学校は、同一市町村内または近接の市町村にある高等学校の協力により、野球部員の派遣を受け、自校の選手として所属連盟に登録、大会に参加することができる。
- (2) 近隣校は、原則として合同練習に通常の交通機関を利用して通える範囲とする。協力要請は所属連盟および関係地区の高等学校校長会と相談のうえ、派遣協力を受ける学校の打診を行ない、当該学校長の承認を得ること。
- (3) 野球部員の派遣に当たっては、部員本人の意思と自主性を尊重し、なおかつ保護者の同意を得ること。
- (4) 派遣する部員数の制限は特に設けないが、複数の協力校から部員の派遣を受けることはできない。
- (5) 廃校となる学校と派遣する学校双方の学校長により、別に定める合意書に署名し、連合チーム編成に関する条件を予め明確にしておくこと。なお、派遣された野球部員の引率責任は、廃校となる学校の責任教師が練習時および試合時の引率についても代行するものとする。

ただし、当該都道府県教育委員会で派遣協力校からの引率者の同行が必要とされる場合にはそれに従って下さい。

3. 大会参加手続き

- (1) 廃校となる学校が、部員の派遣協力校が内定したら、所定の様式に従い、所属連盟を通じて日本高等学校野球連盟に申請、予め承認を得ること。
- (2) 大会参加の学校名は、廃校となる学校の単独名とする。
- (3) 試合に出場する選手のユニフォームは特例としてそれぞれの学校のユニフォームを着用することができる。なお、帽子、ストッキングなど一部を統一することは差し支えない。
- (4) 部員の派遣協力は、大会ごとの登録とし、同一の大会期間中では派遣部員を変更することはできない。派遣された部員は当該大会中、自校の選手として大会に出場することはできない。なお廃校となる学校の部員は、全員選手登録すること。
- (5) 次の大会で協力校が同一であれば、改めて大会参加の承認申請は必要がない。協力校が変更となる場合は、再度日本高等学校野球連盟への承認申請が必要となる。

(廃校救済措置合意書様式)

日 付

(財) 日本高等学校野球連盟

会 長

殿

(連合チーム編成校)

申請学校名

学校長名

印

(派遣協力校)

協力学校名

学校長名

印

連合チーム編成による合意書

今般、令和 年度末をもって廃校となる 高等学校とその近隣校である

高等学校は、日本高等学校野球連盟が定める「廃校となる野球部の特別措置」に基づき、次の条件で連合チームを編成することを合意し、その確認のため、本書を2通作成し、双方の学校でこれを保管する。

なお、文書に取り決めのない事項が起きたときは、双方の学校長が野球部員の大会参加機会を可能な限り確保する、特別措置の主旨に基づき協議、決定する。

記

1. 協力校は、申請校が 大会に参加するに当たり、その部員不足を救済するため、別紙の協力校野球部員を派遣することに合意する。
▷派遣期間 月 日から 大会終了まで
2. 協力校から部員の派遣を受けた申請校は、派遣部員を自校の選手として所属連盟に登録する。
3. 協力校から部員の派遣を受けた申請校は、派遣部員と合同で練習や試合に参加するときの派遣部員の引率責任を、下記の申請校責任教師が派遣校学校長から委任を受け、指導、監督する。
▷申請校責任教師氏名
4. 申請校は、自校の練習及び試合開催計画を予め協力校学校長に示し、派遣部員が申請校野球部と合同で活動を行なう計画表を作成し、同意を得ること。
5. 派遣校は、野球部員の中から派遣部員を選考するに当たり、部員の自主的な意思を尊重し、保護者の同意も得ること。
6. 計画の変更や派遣部員に異常が起きたときは、予め定めた緊急連絡要領により、申請校が協力校に遅滞なく連絡をとること。

以 上

(廃校救済措置申請書様式)

日 付

(財) 日本高等学校野球連盟

会 長

殿

(連合チーム編成校)

申請学校名

学校長名

印

(派遣協力校)

協力学校名

学校長名

印

連合チーム編成申請書

今般、令和 年度末をもって廃校となる 高等学校とその近隣校で
ある 高等学校は、日本高等学校野球連盟が定める「廃校となる野球
部の特別措置」に基づき、別紙の通り連合チームを編成することに合意し、今般
開催される 大会に参加いたしたく、申請いたします。

記

1. 申請校野球部の状況

責任教師 氏名

監 督 氏名

登録部員の氏名、学年

2. 協力校の派遣部員

派遣期間

派遣部員の氏名、学年

以 上

(部員数不足による連合チーム編成許可申請様式)

日 付

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長

殿

関係する学校名

同 学校長名

印

学 校 名

学校長名

印

学 校 名

学校長名

印

連合チームによる大会参加承認申請書

今般、部員数不足のため関係校、()、()、() による連合チームを下記の通り編成し、大会に参加いたしたく申請いたします。

記

1. 大会登録チーム名
2. ユニフォームの仕様 (表示)
3. 校歌、校旗、校章 (関係校で使用する学校名を記載)
4. 指導者の選任 関係校で指導にあたる関係者を学校ごとに記載する
所属校名
・ 責任教師氏名
・ 監督氏名
5. 大会参加時の引率責任者及び監督
実際の大会参加時の引率責任者選任方法を記載する
6. 添 付 書 類 (1) 関係校の活動状況報告書 (関係する各学校ごとに記載)
・ 申請時の部員数
・ 練習状況
・ 活動場所
(2) 連合チームでの活動計画

以 上

(部員不足による連合チームの合同練習許可申請様式)

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟

会 長

殿

関係する学校名

同 校長名

印

学 校 名

校 長 名

印

連合チームによる合同練習開催申請書

今般、部員数不足のため、関係校（ ）高校・（ ）高校による

連合チームで、合同練習を行いたく申請いたします。

記

1. 申請時の部員数

_____ 高校 _____ 名 _____ 高校 _____ 名

2. 練習計画・活動場所・引率責任者

日本高野連発第8526号 平成 14 年 4 月 24 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 牧 野 直 隆 中等教育学校の取り扱いについて 日本高等学校野球連盟では、先に 3 月 24 日開いた全国理事会で、表記中等教育学校の取り扱いについて、下記の通り規定を設けることになりましたので通知いたします。 通常、中学生を高等学校の練習に参加させることは禁じてきましたが、その目的は主として中学生の勧誘行為を禁止することにありました。 今回新たに設置された中等教育学校は中高一貫校で、そうした懸念はないことからこれまでの画一的な規制は適当ではないとして、今回の緩和規定設置になりました。したがって、中学生を交えた合同練習での安全対策については十分注意するよう、該当校へのご指導をよろしく願っています。 記 ① 原則として中等部と高等部の登録する指導者は別に定めること。ただし、副部長など、いわゆるサブ登録者として双方に登録してもよい。 ② 高等部の指導者が中等部の練習を指導しても差し支えない。 ③ 原則として中等部と高等部の練習は区分すること。ただしやむを得ず双方が合同で練習をするときは、中等部の生徒を中心とした練習に限る。いわゆるバッティング練習など、ボールを使った練習で、高等部に中等部の生徒を参加させることはできない。	日本高野連発第W0266号 平成 15 年 3 月 21 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 中等教育学校での中学校大会終了後の 部活動参加の取り扱いについて（通達） 当連盟では、本日開催した第 3 回全国理事会で、先に決めた中等教育学校の取り扱いについて、下記の通り追加措置を決めました。ただし、中学生を交えた合同練習での安全対策については十分注意するよう、該当校へのご指導をよろしく願っています。 記 中等教育学校（私学の中高一貫校を含む）野球部で、中学校の大会終了後、いわゆる中学 3 年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校長の承認があれば差し支えない。 なお、地域連携型の中高一貫校は、当面この対象としない。 また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。
日本高野連発第W0212号 平成 15 年 3 月 5 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 2003年度規則改正、高校野球野球特別規則の追加と スピードアップの指導事項について（通達） 日本高等学校野球連盟では、高校野球野球特別規則に下記の内容を追加するとともに、スピードアップの指導事項を決め平成15年度シーズンインから適用することとしたのでお知らせします。 なお、2003年度の公認野球規則の改正はありません。 貴連盟加盟校と貴連盟審判部に伝達くださるよう、よろしく願っています。 記 1. 2003年度野球規則改正について ▷2003年度の規則改正はありません。 2. 〔高校野球特別規則 追加内容〕（平成19年シーズンインより撤廃） ▷規則6.09 (b) の状態になった打者について 規則6.09 (b) 原注はその後段において「その打者がダッグアウトまたはダッグアウトのステップに達した後は、1 塁に向かうことが許されずアウトとなる」と規定しているが、二死の場合のみ、下記の状態になったときにもアウトとする。 (1) その打者が控え選手からグラブ等を受け取ったとき (2) その打者が控え選手にヘルメットを脱いで渡したとき (3) その打者が最終打者である場合には試合終了の挨拶に全員が整列したとき (4) 攻撃側サムのプレイヤーが守備位置につくため一人でもフェア地域に入ったとき 以上 4 項目のうち最も早い時点でその打者はアウトとなる。 (特別規則を考へるに至った経緯) 高校野球では二死後「第三ストライクを宣告されたが、まだアウトになっていない打者」がベンチに向かっても、ベンチに入ることなく、控え選手からグラブを受取り守備位置につくことが常態化しています。 このような現状の中、甲子園の全国大会では申し合わせ事項として「その打者がグラブを受け取ればアウト」としていましたが、都道府県連盟からの問い合わせもあり、この件がトラブルとなったという報告もあります。 また、全日本大学選手権大会の取り決め事項でもこの件に関して規定を設けており、高校野球においても上記のような規則を設けることになりました。 3. スピードアップの指導事項 試合中に、塁上の走者と打者が互いに手を挙げて、監督のサインを見るタイミングを計ろうとする仕草が見受けられます。これは、タイム要求の動作とみなされることが予測され、試合進行の妨げになるためこの行為を禁止します。	日本高野連発W0981号 平成 15 年 12 月 1 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 高校野球特別規則等改正について（通達） 今般、去る11月28日に開催した当連盟の第 2 回全国理事会ならびに評議員会で下記の事項を審議、決定しましたので通達いたします。 なお、高校野球特別規則と用具の使用制限全文は当連盟の H P（http://www.jhbf.or.jp）に掲載していますのでご確認ください。 記 1) 高校野球特別規則の追加制定 別紙添付の通り、大会試合毎のユニフォーム変更、試合到着遅れの選手の取り扱い、試合開始前の負傷による選手変更の特例の 3 項目を追加制定することになりました。 なお、全国大会では、大会出場選手登録書提出後の選手変更ではこれまで診断書を提出することになっていましたが、「医師による診断書」と改められますので留意下さい。 2) 高校野球用具の使用制限の改正 既制定の「高校野球用具の使用制限」のうち、「スパイク」「グラブ、ミット」「トレーニングシューズ」について、別紙の通り改正しました。 3) 地域連携型中高一貫校の取り扱いについて 平成14年 3 月 21 日決定された、中高一貫の中等教育学校で、中学校大会終了後、いわゆる中学 3 年生が、高校の部で当該校の校長の承認があれば練習に参加することができるとした措置に、地域連携型の中高一貫校も適用することができる下記の緩和策を決定しました。 なお、この場合の地域連携型の中高一貫校は、当該都道府県教育委員会などが決めた枠組を指すものとする。 記 中等教育学校（私学の中高一貫校を含む）野球部で、中学校大会終了後、いわゆる中学 3 年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校長の承認があれば差し支えない。また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。 4) 「Year of the coach」表彰規定の確認 本年度から制定した高校野球表彰制度「Year of the coach」の被候補者を、一部で70歳以下と限定する解釈があったが、「原則として70歳以下の生存者とするが、特別な功労のあった人のうち、5 年以内の故人を対象とする」と定められた規定を再確認、70歳を超えた方でも特別な業績が認められる場合は、ある程度の幅を持って推薦できることとしました。 以 上

県高等学校野球連盟
会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 脇 村 春 夫

中学生の体験入部について（通達）

当連盟では、本日開催した第3回全国理事会で、かねてから検討を重ねてきました「中学生の体験入部」の取り扱いについて審議の結果、一定の条件を定めた上でこれを認めることになりました。

都道府県高等学校野球連盟におかれては、中学少年野球育成担当理事を委嘱、勧誘行為の防止などに努めていただきました。高校入学前のこうした問題が完全に解消されたわけではありませんが、中学生の部活動離れが進む中、少子化対策の一環としてこの「中学生の体験入部」を緩和することになりました。

記

1) 主 催 者

当該高校が主催する学校紹介行事（入試説明会）の一環として実施される行事に限り、中学生の体験入部を以下の条件で実施することができる。ただし、野球部だけが単独で開催することはできない。

2) 開 催 時 期

8月から11月末日までとする。これ以外の時期に開催する場合には、当該高校からその理由を添えて所属連盟に申請、許可を受けること。

3) 開催手続き

- ① 学校紹介行事の中で野球の実技を体験させる場合は、予め加盟校は所属連盟に定められた様式で計画書を届け出ること
- ② 体験入部を実施する高校は、予め文書で中学校長宛に案内し、中学生の参加について当該中学校長の同意を得ること

4) 開 催 回 数

学校紹介行事自体の回数制限はできないが、同一生徒が同じ高校の実技に参加できるのは1回とする。

5) 開催の条件

- ① 参加させることができる中学生は当該高校の所在する都道府県もしくは隣接都道府県内の中学校に在籍するものとする
- ② 参加中学生が宿泊を伴う行事は実施できない
- ③ 参加者の引率については中学校側で対応すること
- ④ 参加者が単に野球部活動を見学する場合は必要ないが、実技に参加させる場合は予め保護者の同意を文書で得ること（文書は当該校で保存すること）

6) 体験させる内容

高校での部活動の練習方法や雰囲気を経験させるとともに、野球が持つ本来の楽しさを体験させる。

なお、参加者が、硬式野球の経験のあるなしを問わず、打撃練習の守備にはつかせないこと。

7) 留 意 事 項

- ① 本行事の実施に当たっては、当該高校の野球部責任教師が必ず立会い、その指導管理下で実施すること
- ② 練習中は、防具着用が定められているものには十分注意し、安全な練習方法に万全を期すること
- ③ 参加費を徴収したり、野球に関する記念品や野球用具など、無償供与してはいけない
- ④ 学校案内などの資料配布は差し支えないが、勧誘行為やその誤解を受けるような言動を厳に慎むこと
- ⑤ セレクションと誤認されるような練習メニューはしないこと
- ⑥ 当該高校野球部員には、体験入部の意義を理解させ、予めそれぞれの役割を明確にし、参加者との触れ合いを大切に事前教育をすること

(体験入部計画書様式)

令和 年 月 日

県高等学校野球連盟

会 長 殿

学校名

校長名



中学生（３年生）の体験入部計画書

1. 開催予定日（複数回開催の場合はすべての予定日を記入すること）

月 日（ ） 月 日（ ）
月 日（ ）

2. 案内する中学校の範囲（都道府県と市または郡を記入すること）

3. 体験入部実施当日の担当指導者名と役職

氏 名 _____ 役 職 _____

氏 名 _____ 役 職 _____

4. 実施時間帯と主なメニュー

午前・午後 時 ～ 午前・午後 時まで

▷ 主なメニュー

5. そ の 他

1) 添付書類 中学校への案内文写し。

2) 実技参加の場合の保護者の同意書は実施高校で保存すること。

3) 開催時期が8月から11月末日以外になる場合、学校長名でその理由説明と別紙に記載し、所属連盟宛提出すること。

(体験入部終了報告書様式)

令和 年 月 日

県高等学校野球連盟

会 長

殿

学校名

校長名



中学生（３年生）の体験入部終了報告書

1. 開催日と参加人数（実施したすべての期日ごとに記載すること）

月 日（ ） 月 日（ ）
月 日（ ）

2. 参加中学校（別紙で開催ごとに都道府県および市、郡別で学校名を記載すること）

3. 担当した指導者名と役職

氏 名 _____ 役 職 _____

氏 名 _____ 役 職 _____

4. 実施した時間帯と主なメニュー

5. 実施後の所見

6. そ の 他

参加中学生所属中学校長の参加同意書は実施高校側で保存すること。

平成 30 年 11 月 22 日

都道府県高等学校野球連盟
会長、理事長、専務理事、代表理事 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 八 田 英 二

高校野球関係者と少年野球（小学生・中学生）との関わりについて

昨今、高校野球を取り巻く環境は社会情勢と共に急速に変化してきており、その中でも少子化の波は確実に押し寄せてきています。

野球界全体の問題として子供の「野球離れ」が顕著になってきており、未来の高校野球を考えるうえでは現在の状況に危機感を覚えております。

これらの状況に鑑み、野球界全体として更なる普及・振興策に取り組むべく、現在プロ・アマ一体となった日本野球協議会で様々な普及策が議論されています。

また、高校野球では本年選抜高等学校野球大会が90回、全国高等学校野球選手権大会が100回の記念大会という大きな節目を終え、未来へ向けて更なる隆盛と発展を目指して、朝日新聞社、毎日新聞社、日本高等学校野球連盟の三者で「高校野球200年構想」を推進しております。

一方、現在当連盟が定めている高校野球関係者（指導者、部員など）と小学中学野球関係者との規程は、従前の経緯を踏まえ、前提として青田買いや勧誘行為を防止するという観点から双方の関係者は一線を画すべきということで規定され、運用をしてまいりました。

その前提が現在も変わることはありません。

特に中学生が高校へ進学する際には、中学校側と高校側、双方の理解のもと正しく進路指導がなされなければなりません。

ただ、上記の通り、現在は幼少期に野球を始めようとしても用具に関わる金銭的な負担や気軽にキャッチボールなどを行う環境が減少してきているなど、開始の段階で様々な障壁があることも事実です。

これらの状況を踏まえ、当連盟では現行の規程を整理し、未来の高校野球の継続的な隆盛と発展を目指すという視点に立ち、中学生との関係については一定の制限を残しつつも、幼児や小学生については加盟校でも普及活動を推進するよう、あらためて高校野球関係者と小学生、中学生との関わりについて別紙の通り取りまとめました。

本通知の趣旨を十分にご理解いただき、都道府県高等学校野球連盟、加盟校、当連盟が一体となり、普及活動を推進するべく、ご協力をお願い致します。

以 上

高校野球関係者（指導者、部員）と少年野球（小学生・中学生）との交流に関する規程

平成30年11月22日

日本高等学校野球連盟

目 的

- (1) 高校野球の健全な発達ならびに小学校、中学校野球の発展のため本規程を定める。
- (2) 自校への勧誘ではなく、野球の持つ魅力や本来の楽しさを伝え、地域社会貢献活動の一つとする。その結果、少子化による野球人口減少への歯止めの一助とする。
- (3) 部員は野球に対する考え方や技術を小学生や中学生に伝えることによって、理解や知識を更に深める機会とする。

「高校野球関係者と小学校野球関係者との交流」

- (1) 野球に触れ合う機会を設け、野球教室などの交流を通じて、小学生への野球普及活動を推進する。
- (2) 高校野球関係者（指導者、部員）と小学校野球関係者（指導者、部員）の交流に関して、下記の内容に留意し行うこととする。
- (3) 普及活動については、高校、小学生チームともに単独および複数チームの交流も差し支えない。
 - (例1)
A 高校野球部と小学生チームB、C、Dが参加。
 - (例2)
A 高校野球部、小学生チームBのみが参加。
 - (例3)
A、E、F 高校野球部、小学生チームB、C、Dが参加。

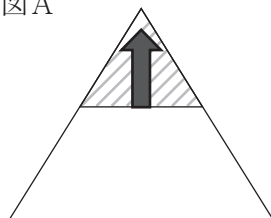
『留意点』

- ・指導者は校長に対し、あらかじめ交流の趣旨や計画を十分に説明し了承を得る。
- ・指導者は所属都道府県高等学校野球連盟に対し、事前に開催計画書を提出する。
- ・部員と小学生、また小学生の中でも1年次と6年次では基礎体力が大きく違うことに留意する。
- ・実際の交流の際には、細心の注意を払い、小学生の体力に合わせたメニューを行い、怪我や事故のないようつとめる。
- ・学校行事以外は、怪我をした場合、日本スポーツ振興センターの給付対象とはならない点をあらかじめ双方で十分に確認を行い、交流を実施する。
- ・小学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合
学生野球憲章第13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。

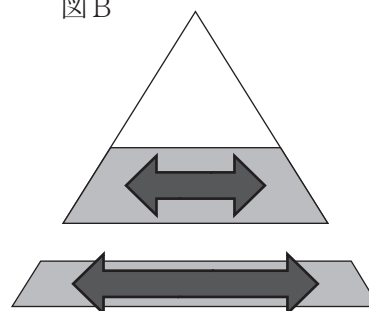
ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受けることは認められない。

- ・原則として同一都道府県内の高校と小学生チームの交流とする。なお、例外として都府県境で隣接市町村の高校、小学生チームの交流は認めることとする。なお、交流にあたって宿泊を伴うことは認められない。
- ・上記目的に鑑み、アウトオブシーズン中の交流も可とする。
- ・小学野球チームに所属していない小学生や幼児などを対象とした交流を行うことは差し支えないが、上記『留意点』には注意をして行うこととする。
- ・目的(2)にも記載の通り、交流の趣旨は野球技術に優れた小学生(図A)のレベルアップということではなく、野球を始めたばかりの小学生やこれから野球を始めようとする幼児や小学生を対象に裾野を拡大(図B)するということに主眼を置いて交流を行う。

図A



図B



「高校野球関係者と中学校野球関係者との交流」

- (1) 高校野球関係者(指導者、部員)と中学校野球関係者(指導者、部員)の交流は以下の①～④とする。
- ①合同練習や普及活動を行う場合は、都道府県高等学校野球連盟およびその支部組織または都道府県および市町村教育団体が主催となり、複数の高校野球関係者、中学校野球関係者が参加することとする。なお、加盟校が単独で交流することは出来ない。
 - ②都道府県ならびに市町村教育団体や中学野球関係団体が主催する指導者講習会に高校の指導者を派遣する場合は、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて派遣を行う。
 - ③部員が個人で出身の中学校野球部またはチームの練習に参加し、手伝いや後輩達への助言を行うことが出来る。
 - ④中学三年生を対象とした「中学生の体験入部について」平成15年3月20日通達の定める範囲内での交流は差し支えない。

『補足』

上記、③に関して、具体例は以下の通り。

A君(肥後橋中学校の野球部卒)

〇〇高校に所属している。

↓ 肥後橋中学校の練習参加はOK

市立肥後橋中学校

B君（肥後橋中学卒で中学校の野球部には入らず淀屋橋ボーイズ出身）
○○高校に所属している。 → 淀屋橋ボーイズ
↓ 淀屋橋ボーイズの練習参加はOK
市立肥後橋中学校の練習参加はNG

『留意点』

- ・指導者は部員が出身となる中学校野球部またはチームへ出向く際には、部員に対しあらかじめその人数や場所などを申し出るよう指導をする。
- ・部員が中学生と練習の手伝いに参加する際には、高校野球の経験や野球本来のもつ楽しさを伝える。また自身も中学時代に指導を受けたことに感謝し、後輩達の相談や悩みに応え、後輩達の成長の一助となるよう努める。
- ・中学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合
学生野球憲章第13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。
ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受ける事は認められない。

『高校野球関係者と中学関係者の接触ルール』

高校野球関係者が中学校側と接触できるのは、進路指導の一環として当該中学校校長の承認の上、中学校の進路担当者（担任など）および保護者と面談するものに限る。ただし、高校野球関係者が、中学校側の進路担当者の同席なしで保護者と面談すること、および家庭訪問はできない。なお、面談の時期は当該都道府県での取り決めに従うこと。

『禁止事項』

- ・高校野球関係者は中学生を対象としたいいわゆるセレクションを行ったり、上記①～④に該当しないもので高校の練習に参加させてはならない。
- ・高校野球関係者が、中学生の進路選択に当たって、第三者いわゆるブローカーと接触し、入学させる旨の約束をしたり、進路に関し何らかの要請を受けたりすることは認められない。
万が一、高校側にブローカーからの働きかけがあったときは、当該高校から所属都道府県高等学校野球連盟に報告する。報告のあった都道府県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟を通じて、当該中学生の在籍する中学校または少年野球チーム責任者とその所属する連盟責任者に通告し、以後の関与を許さないよう要請する。
- ・高校が中学校野球または小学校野球の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学生や中学校関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。

(小学生チームとの合同練習申請様式)

※各都道府県高等学校野球連盟へ提出

令和 年 月 日

高等学校野球連盟
会 長 様

学校名
校長名 印

小学生チームとの合同練習開催申請書

今般、学生野球の発展を目的として下記の通り交流を行うことを申請いたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日
時 ～ 時（予定）

2. 場 所

3. 本校の参加人数

指導者 名、部員 名

当日の責任者：

4. 交流相手の学校およびチーム名、人数

学校、チーム名：

人数：指導者 名、小学生 名

5. 当日の交流内容およびスケジュール

例)

9 時 ～ ウォーミングアップ

10 時 ～ 軟式ボールを使用してボール遊び

11 時 ～ ティーボール教室

12 時 終了

以 上

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

保護者会の健全化について

今般残念ながら第76回選抜高等学校野球大会出場校の日南学園高校野球部の3年生部員4人が、カラオケスナックで喫煙していたことが一部写真週刊誌で報じられました。

この事件は、去る2月8日に開かれた保護者会主催の送別会のあと、保護者に連れられた店での非行で、調べによるとカラオケスナックは当日休業日で、同高校野球部後援会員の経営者が3年生の保護者を通じて招いたものだったことが分かりました。また、週刊誌に掲載された写真は、途中でこの店を訪れた別の保護者がその場にあったカメラで撮影したもので、生徒の喫煙を黙認したことになります。

もともとこの日開かれた送別会は市内のホテルで多数の保護者が参加する中、学校関係者や保護者の席では飲酒が行なわれていました。同校の保護者会では、つい先ごろの解禁後に行なわれた練習試合のあと、相手校の保護者と懇親会を開催、そこでも飲食が行なわれていました。こうしたことは一般にも慣例的に行なわれていることかと思われますが、同校の保護者会ではこうした場での飲酒のスナック写真をホームページに掲載、公開しており、ひんしゅくを買いました。

昨年実施した全国の加盟校の実態調査で、指導者の悩みに「保護者との関係」を挙げる回答が1割以上ありました。この悩みは、保護者の必要以上の関与にあると思われますが、その背景には過度に保護者に支援を頼るという側面もあります。物心両面での保護者の支援は不可欠なものです。節度ある負担にしておかなければ、保護者からの必要以上の関与は避けられないことになってしまいます。

つきましては、保護者会との健全な関係を維持し、過大な負担をかけないためにも、一定の節度を保つよう貴連盟加盟校指導者に徹底くださるよう、よろしくご指導ください。

以 上

日本高野連発第21-0045号

令和3年9月15日

都道府県高等学校野球連盟 会長 様
加 盟 校 学 校 長 様
同 野 球 部 責 任 教 師 様

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 八 田 英 二

「高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定」について

日頃より、当連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和3年8月5日付日本高野連発第21-0035号「2021年度『プロ野球ドラフト会議』日程決定に伴うプロ野球志望届の提出期限について」をお送りいたしました。都道府県高等学校野球連盟からご連絡いただいた「プロ野球志望届」については、当連盟のホームページにて9月6日より更新していますので、ご確認ください、また、今年のプロ野球志望届（NPBドラフト対象者）の提出期限は、9月27日（月）17時厳守となっています。

この度、加盟校において「高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定」（平成18年3月改正）第3条に反する行為がありました。

つきましては、別紙の通り規定をお送りいたしますので、改めて規定の趣旨を十分にご確認いただき、貴連盟加盟校への周知徹底をお願いいたします。

以 上

高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定

昭和43年 交渉前に退部し登録抹消

平成9年10月改正（海外のプロ野球団を含むを追加）

平成9年10月改正（退部後の取り扱い補足事項追加）

平成16年8月改正（プロ野球志望届導入）

平成17年5月改正（プロ野球志望届最終提出期限改正）

平成17年8月改正（プロ野球志望届提出期限繰り上げ）

平成18年3月改正（プロ野球志望届提出期限繰り上げ）

第1条 以下の各項に該当するものは、高等学校野球部員としての資格を失う。

従って、在学中に学校を代表するチームに加わって、試合をすることはできない。以下プロ野球団とは国内だけではなく、外国のプロ野球団をも含む。

- (1) 当該年度のプロ野球新人選択会議（以下ドラフトという）で交渉権確定以前に、プロ野球団と正式に契約を結んだもの。
- (2) ドラフト以前に、正式の契約でなくとも、書類により、本人もしくは親権者がプロ野球団に入団の約束をしたもの。
- (3) いかなる名目であっても、プロ野球団またはその関係者より直接、間接を問わず金品を受けたもの。親権者が受けた場合も含む。
- (4) 正式入団契約以前に、プロ野球団のコーチを受けたり、練習または試合に参加したもの。
- (5) プロ野球志望届提出以前に、プロ野球団のテストを受けたもの。
- (6) 特定のプロ野球団に入団する旨を表示したもの。
- (7) 日本学生野球協会の適性審査の認定を受けていない元プロ野球選手の混じっているチームとの試合に出場したもの。

第2条 当該年度、所属する都道府県高等学校野球連盟に登録された野球部員は、たとえ自分が所属するチームが敗れたのちでも、また退部しても、全国高等学校選手権大会（全国大会）が終了する翌日以降までは、一切プロ野球団との交渉を持つてはならない。なお、国民体育大会に出場するチームは同大会終了する翌日以降まで交渉を持つことはできない。

第3条 野球部員は、プロ野球団との交渉を希望する場合、または入団テストを受けようとする場合は、それ以前に所属する都道府県高等学校野球連盟に、別に定める様式により「プロ野球志望届」を提出しなければならない。当該連盟は「プロ野球志望届」を受理後、受理月日を速やかに日本高等学校野球連盟へ報告し、報告を受けた日本高等学校野球連盟は、即日ホームページにその都道府県名、学校名、氏名を掲載、届け出がなされたことを公示する。

- (2) この「プロ野球志望届」は当該年度の全国高等学校野球選手権大会終了後の翌日以降、ドラフト開催日の2週間前までに所属都道府県高等学校野球連盟に提出することとする。ただし、日本野球機構傘下の球団以外のプロ野球団と入団交渉を受けたり、テストを受ける場合は、この期日以降もプロ野球志望届を所属連盟に提出してからでなければならない。
- (3) なお、野球部員が「プロ野球志望届」を提出したあと、プロ野球団と交渉したり、入団テストを受けることができるのは所属都道府県高等学校野球連盟に提出した翌日以降とする。

(注) 日本野球機構との合意により、プロ野球志望届をドラフト開催日の2週間前までに所属連盟に提出しない野球部員は、当該年度のドラフトでプロ野球団から指名を受けることはできない。

第4条 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反行為のないよう務めなければならない。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

第5条 プロ野球団から指名を受けた野球部員のその後の取り扱いは次の通りとする。

- (1) プロ野球ドラフト会議で指名後、または入団契約後であっても自校の練習に参加することができる。
- (2) プロ野球団と契約した野球部員が、自校の練習に参加できる期間は翌年（卒業年）の1月31日までとする。
- (3) プロ野球団の指名またはその契約をした野球部員が、当該球団からトレーニング用のメニューを指示され、それに沿ってトレーニングすることは差し支えない。
- (4) トレーニングメニューを指示された野球部員が、自校の監督にそのメニューを提出し、監督が新チームのトレーニングに応用しても差し支えない。
- (5) プロ野球団のトレーナーおよび関係者が当該野球部員の高等学校に出向いて直接指導することは禁止する。ただし、当該野球部員が球団に出向いてメニューの疑問点や成果を相談することは差し支えない。
- (6) 当該野球部員が契約先のプロ野球団の練習に参加した場合は、たとえ翌年の1月31日以前であってもそれ以後は自校の練習に参加することはできない。
- (7) プロ野球ドラフト会議で指名された国体出場選手は、国民体育大会競技終了以前にその指名について諾否を含めたコメントを報道関係に表明しても差し支えない。

令和元年6月5日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英 二

2019年度「プロ野球ドラフト会議」日程決定に伴う プロ野球志望届の提出期限について

今般、一般社団法人日本野球機構（NPB）から、2019年度の「プロ野球ドラフト会議」は、高校・大学・社会人を一括して10月17日（木）午後5時〈予定〉から開催したいとの申し入れがありました。

当連盟といたしましては、この日程での「ドラフト会議」開催の申し入れを受け入れました。

「プロ野球ドラフト会議」が、10月17日（木）に設定されたことを受け、今年のプロ野球志望届の提出期限は10月3日（木）となります。加盟校への周知をよろしくお願いいたします。

一昨年から、プロ野球志望届の書式を変更（氏名にふりがなと性別を追記）しておりますのでご留意ください。

〔高等学校野球部員のプロ野球団との関係について〕

- 1) プロ野球志望届の提出は、全国高等学校野球選手権大会が終了した翌日からとし、ドラフト会議開催日の2週間前までに所属連盟に提出していない野球部員は、当該年度のドラフト会議でプロ野球団から指名を受けることはできない。
- 2) 日本野球機構傘下の球団以外のプロ野球団と入団交渉を行ったり、テストを受ける場合は、ドラフト会議開催日の2週間前以降もプロ野球志望届を所属連盟に提出してからでなければならない。

〔国体出場選手に関するドラフト指名選手の特例措置〕

- 1) 国体出場選手のうちプロ野球を志望する選手は、指定された期間内にプロ野球志望届を提出しても国民体育大会参加資格は喪失しない。
- 2) 国体出場選手は、プロ野球ドラフト会議で指名されても、国民体育大会閉会式終了の翌日以降でなければプロ野球団と交渉を持つことはできない。
- 3) プロ野球団から指名された国体出場選手は、その指名について諾否を含めたコメントを報道関係者に表明しても差し支えない。

以 上

(プロ野球志望届様式)

年 月 日

高等学校野球連盟

会 長 殿

高等学校

校 長 ⑩

プ ロ 野 球 志 望 届

今般、下記の本校野球部員からプロ野球志望届の提出がありましたのでお届けします。

記

1. 野球部員氏名 ふりがな (3学年)

生年月日 西暦 年 月 日 男 ・ 女

2. 保護者氏名 ⑩
(親権者)

※部員氏名欄と保護者氏名欄は本人自筆とします。

以 上

(FAX送信してください。郵送不要)

年 月 日

日本高等学校野球連盟 御中

県高等学校野球連盟 印

プロ野球志望届の受理報告

今般、当連盟加盟校から野球部員の「プロ野球志望届」の提出がありましたので報告します。

記

1. 学 校 名

2. 野球部員氏名

3. 所属連盟受理日 月 日

(日本高等学校野球連盟への報告には当該校から提出された届出の写しを添付して下さい)

以 上

県高等学校野球連盟
会長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 脇 村 春 夫

プロ野球との関係規定の変更について

日本高等学校野球連盟では、本年1月28日に日本野球機構との間でドラフトに関する覚書を締結して以降、プロアマ問題の関係改善に向けた取り組みを行ってきました。

先の本年度評議員会（5月21日開催）で、従来のプロ野球との交渉を持つための「退部届」を「プロ野球志望届」に改めました。そして野球部員の所属連盟での登録は卒業日まで継続することとし、プロアマ関係の健全化を損なうことがないように、この間の違反行為防止について当該校に指導をお願いすることになりました。

その後、高校野球側の制度見直しと並行して、新たに同機構コミッショナーに就任された根来泰周氏ら関係者とプロ野球側との課題処理について協議を重ねてきました。具体的には、「プロ野球志望届が提出されない野球部員は、ドラフト会議で指名できない」を当連盟側から提案していました。このほか、「ドラフトに関する違反行為が発生したときまたはその疑いがあるときは、プロ野球と高校側でそれぞれ事実関係に調査をし、その判明した内容をした相互に報告、健全化に向けた対応策の協議」「ドラフトに関し、3年生部員（保護者を含む）に違反行為があった場合の実効性のある処分方法の協議」などを引き続き課題として協議することになっています。

機構側ではバスケの合併問題などで審議が遅れていましたが、去る7月26日に開かれたプロ野球実行委員会での協議の結果、当連盟からの提案にほぼ全面的に同意するとの回答がありました。

つきましては、本日開催された全国理事会で、プロ野球との関係規定の改正を改めて審議し、別紙の通り、「高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定」を改正しましたので、貴連盟加盟各校へよろしくご伝達下さい。

また、これとは別に日本学生野球協会常務理事会（6月21日開催）で、従来禁止されてきた、ドラフト後のプロ野球団との交渉に指導者の同席は、第三者の介入を抑制するなど健全化に向け、むしろ同席しても差し支えないとする方がよい、との都道府県高等学校野球連盟の提言を踏まえ、別掲の通りの緩和が承認されました。併せて加盟校へのご伝達をよろしくお願いいたします。

記

1. 日本野球機構と合意した事項

- 1) 「退部届」を改正し、「プロ野球志望届」とする。野球部員は、「プロ野球志望届」を提出しても卒業日まで野球部員として所属連盟に登録する。
- 2) 「プロ野球志望届」の提出は、自分のチームが敗れた後でも、全国高等学校野球選手権大会が終了（国民体育大会出場校は同大会終了）した翌日以後でなければならない。
- 3) 野球部員は、所属連盟に「プロ野球志望届」を提出した翌日以降でなければプロ野球関係者と接触できない。
- 4) プロ野球団のテストを受ける野球部員は、事前に「プロ野球志望届」を提出しなければならない。プロ野球団は、「プロ野球志望届」の提出が確認されない野球部員をテストに参加させてはならない。
- 5) 日本高等学校野球連盟は、「プロ野球志望届」の提出のあった野球部員の都道府県名、学校名、氏名を即日HPで公開する。（掲載開始は9月1日から）
- 6) プロ野球団は、「プロ野球志望届」が提出されない野球部員はドラフト会議で指名できない。プロ野球団との交渉やテストを希望する野球部員は、原則として全国高等学校野球選手権大会終了の翌日から9月30日までに「プロ野球志望届」を所属連盟に提出しなければならない。ただし、国民体育大会出場校と9月30日以降に進路変更をした野球部員は、11月10日までに「プロ野球志望届」を提出することとし、この期限を過ぎたものはドラフト会議で指名できない。
- 7) これまで進路が明確でない野球部員を対象に行なわれてきたコミッショナー事務局による「進路調査」は、従来どおり球団の要請を受けて同事務局が野球部員の所属する高等学校長宛に依頼するものとする。ただし、この回答で、プロ野球志望と記入した場合は、速やかに「プロ野球志望届」を提出することとする。
- 8) これまでプロ野球団が、ドラフト候補選手に対し個別に提出を求めてきた「調査票」を、コミッショナー事務局で様式を統一することにし、今後段階的に整備する。今年度は別紙の様式を定め、当該高校に協力を要請する。

2. 日本学生野球協会のプロアマ関係改正事項

日本学生野球協会は、6月21日開いた常務理事会で、これまで禁止してきた、ドラフト会議で指名権確定後の入団交渉の席に指導者が同席することを容認する決定がなされた。現行のプロアマ問答集の「問16」が次の通り改正される。

ドラフト会議で指名権確定後のプロ野球団との入団交渉の席に当該校野球部指導者が同席しても差し支えない。いわゆる進路指導の範囲内で指導者の関与を認めるもので、金銭交渉や飲食を伴う場には参加できない。なお、交渉の場所を、学校もしくはそれ以外の場所とするかは制限しない。

この改正についても、日本野球機構との確認を済ませており、当連盟からは野球部員が同席する交渉の場所は、高校生に適した場所とするよう申し入れをしている。

以上

学生野球資格の回復に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）第14条に基づき学生野球資格の回復に関する手続を定める。

(学生野球指導者への回復)

第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教員または大学の専任教員（教授、准教授、講師、助教）として採用された元プロ野球団体関係者は、当該高等学校校長または当該大学学長の申請により、日本学生野球協会において適性審査を受けることができる。

なお、高等学校における申請は、都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、大学においては、当該大学が加盟する大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て申請するものとする。

2 ただし、教員資格を有する元プロ野球団体関係者であっても高等学校教員もしくは大学専任教員として採用されていなければ、学生野球資格を有するとはみなされない。

3 高等学校教員もしくは大学専任教員として採用後、日本学生野球協会で適性審査を承認され学生野球資格が回復したものは、当該高等学校または当該大学を退職しても再びプロ野球団体と契約しない限り学生野球資格を有するものとする。

4 第1項の申請手続については別途定める。

(審判員への回復)

第3条 都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者について、人格、識見、技術ともに優れ、且つ本憲章並びに各連盟で定められた諸規定を誠実に遵守するものと認められる場合には、その者を審判員に委嘱することができる。その候補者は、当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て、日本学生野球協会の適性審査を受けなければならない。

2 前項の申請手続については別途定める。

(その他)

第4条 前2条以外の学生野球資格の回復については、日本学生野球協会（以下「本協会」という。）が認定した日本野球機構の研修を修了したもので、本協会が制定した「学生野球資格回復に関する研修」を修了したものは、本協会の適性審査を受け学生野球資格を回復することができる。

2 前項の研修内容および申請手続については別途定める。

(施行日)

第5条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24年2月22日改正 平成24年3月1日施行

平成25年6月18日改正 平成25年7月1日施行

平成29(2017)年2月27日改正 施行

平成24年3月2日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加盟校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

学生野球憲章適用規定の改正について（通達）

今般、日本学生野球協会評議員会（2月22日開催）で、日本学生野球憲章の「学生野球資格を持たない者との交流に関する規則」ならびに「学生野球資格の回復に関する規則」について、下記の通り一部改正がなされましたのでお知らせいたします。

学生野球資格を持たない者との交流に関する規則改正

（練習）

第2条 加盟校野球部は、日本野球機構所属のプロ野球選手と12月1日から翌1月31日の間に限り、所定の手続を経て原則として母校の施設においてのみ練習を行うことができる。

- 2 加盟校野球部は、高等学校においては都道府県高等学校野球連盟、大学においては各地区大学野球連盟が練習希望の申し出を受けた日本野球機構所属のプロ野球選手と同期間に承認された加盟校施設においてのみ練習を行うことができる。
- 3 前2項に関する手続については別途定める。
- 4 加盟校野球部は、プロ野球団体との合同練習を行うことはできない。

（施行日）

第6条 平成24(2012)年2月22日 改正 平成24(2012)年3月1日 施行

学生野球資格の回復に関する規則改正

（学生野球指導者への回復）

第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は当該学校長の申請により、当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者として適性審査を受けることができる。

- 2 実習助手、非常勤講師としての在職期間は、教諭歴に加えない。
- 3 特別支援学校の経験は教諭歴に加える。
- 4 中学校教諭の経験は教諭歴に加える。
- 5 高校、特別支援学校、中学校での臨時的任用講師（期限付任用講師）の経験は、教諭経験に準ずるものとする。
- 6 第1項の申請手続については別途定める。

（施行日）

第6条 平成24(2012)年2月22日 改正 平成24(2012)年3月1日 施行

学生野球資格回復に関する研修制度 実施要項<改定版>

公益財団法人 日本学生野球協会

(目 的)

1. 日本野球機構傘下のプロ野球団（以下「プロ野球団」という。）に所属した者で、学生野球資格の回復を希望する申請者に日本学生野球憲章第16条に基づき、必要な研修を行うため設置する。

(申請者の資格要件)

2. 学生野球資格回復研修制度（以下「研修制度」という。）を受講することができる者は以下のとおりとする。
 - 1) 日本野球機構傘下のプロ野球団に所属した者で、本研修制度受講までに退団し、現在いずれのプロ野球団とも契約関係がない者。
 - 2) 日本野球機構が実施する学生野球資格回復研修を修了したもので、プロ野球コミッショナーから修了証を交付された者。
 - 3) 前項の修了証は本研修制度受講以前、5年間以内に取得した者であること。
 - 4) 学生野球資格回復者が、その後国内外のプロ野球団と契約し、再び学生野球資格を回復しようとした場合、前回学生野球の研修を受講して5年以内であれば、再度研修を受講しなくても適性審査を申請することができる。

(受講手続き)

3. 本研修制度の受講手続きは次のとおりとする。
 - 1) 本研修制度の事務局を日本学生野球協会内に置く。
 - 2) 研修受講希望者は、日本学生野球協会ウェブサイトにて設けられた申請手続きに従って必要事項を記載して申請する。

NPBが日本学生野球協会に事前に届け出る受講者の情報は以下の通り。

① 氏名 ② 生年月日 ③ 出身高校、大学名 ④ プロ野球最終球団名と退団年月日 ⑤ 日本野球機構の学生野球資格回復研修修了認証番号 ⑥ 連絡先（自宅住所、電話番号） ⑦ 研修制度の受講日および会場
 - 3) 研修制度受講の受付は、11月上旬頃に開始する。
 - 4) 本研修の受講料は10,000円とする。なお、昼食は研修会場周辺で休憩時間内に摂るのは難しいため、受講者は予め各自で弁当を持参すること。
 - 5) NPBから受講申請受領後、受講希望者に日本学生野球要覧（憲章）と本研修資料集を送付する。受講者には識別用のコード番号を発行し通知する。
 - 6) 受講希望者は、事前に参加費を指定された郵便振替口座に送金すること。その際、振替用紙に① 氏名 ② 連絡先住所、電話番号 ③ 受講会場と開催日を記入すること。
 - 7) なお、一旦納付された受講料は特別な事情がない限り返金はない。

(研修日程)

4. 本研修制度の開催日程は原則として以下のとおりとする。ただし、会場の都合等で一部時間帯が変更となる場合がある。変更する場合は予め受講者に通知する。

【第1日】	午前9時	受付開始
	9時15分	開講式
	9時30分	講座Ⅰ 部活動の位置付けと学校長の権限、承認手続き
	11時	講座Ⅱ 留意すべき教育的配慮の事例① 体罰の禁止、外部指導者の手引き
	午後0時30分	昼食・休憩
	1時15分	講座Ⅲ 留意すべき教育的配慮の事例② 寄附・援助、特待生特別措置、関連規定
	2時30分	講座Ⅳ 安全対策、危機管理と健康上の留意事項
	4時	終了
【第2日】	午前9時	受付開始
	9時15分	講座Ⅴ 大学野球の指導に関する留意点①
	10時	講座Ⅵ 大学野球の指導に関する留意点②
	10時45分	講座Ⅶ 対外試合に関する留意事項
	正午	昼食・休憩
	午後0時45分	講座Ⅷ 試合プレイ上での留意事項
	2時15分	講座Ⅸ 部活動周辺の各種団体との留意事項 講座Ⅹ 諸経費の取扱、謝金について
	3時45分	アンケート記載
	4時15分	閉講式

(学生野球資格回復の手続き)

5. 本研修受講者には、第1日目終了時に受講カードを発行し、証とする。

全講座を修了した者に日本学生野球協会発行の修了証と認証番号を交付する。修了証は、第1日目に交付した受講カードと引き換えに交付する。

6. 本研修制度を受講し、修了証が交付された者は、別に定める様式に必要事項を記入し、修了認証番号を添えて日本学生野球協会に適性審査を受けることができる。適性審査申請様式は、研修資料集の末尾に掲載する。

7. 前項の申請を受理した日本学生野球協会は、学生野球資格回復審査委員会に諮り、その適性審査を行い、申請者に通知する。適性審査認定者は、日本学生野球協会ウェブサイトにもその氏名、出身校、最終所属球団名、認定年月日を掲載する。

8. 本研修会終了者が、日本学生野球憲章第16条で規定した適性審査を申請できるのは、本研修終了後5年以内とする。

(学生野球資格回復後の手続き)

9. 日本学生野球協会から適性審査を認定された者は、加盟校校長の要請に基づいて随時指導者及び野球部員を指導することができる。
10. 学生野球資格を回復した者が、学生野球の指導に協力する場合、指導に当たって可能な地域や時間帯などを所定のウェブサイトにて登録する。これを受け全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟はそれぞれのHP上で「学生野球適性審査認定者の登録」を掲載、加盟校の案内に供する。

この制度は第三者の介入を防止するため設定し、指導を希望する加盟校は、所属連盟を通じて、学生野球適性資格認定者と連絡、必要事項などを協議して指導を受けることができる。注；大学は全日本大学野球連盟が紹介業務を行う。

届け出事項は以下の通り。

- ① 氏名 ② 年齢 ③ 出身校 ④ 最終球団 ⑤ 経験した守備位置 ⑥ 指導できる主な内容
- ⑦ 指導できる地域、期間・期日、時間帯など。

以 上

(平成28年11月25日改定)

資格回復後から指導までの手続きについて<改定版> (都道府県高等学校野球連盟、加盟校)

平成28年11月25日
日本高等学校野球連盟

「学生野球資格回復に関する規則」(第4条)の運用により研修を修了した元プロ野球関係者が適性認定を受け、学生野球(高校野球)の指導が可能になり3年が経ちました。本日までに、894名の方がこの制度で学生野球資格を回復されています。引き続き、認定者の名簿は日本学生野球協会または日本高等学校野球連盟のホームページ(以下HP)をご参照下さい。

さて、加盟校が資格回復をされた方に指導を受ける場合、平成26年1月20日付でお知らせしました「資格回復後から指導までの手続きについて」の通りですが、当初の予定通り3年が経過したことからその手続きについて以下の通り改訂いたしますので周知願います。

また、これは元プロ野球関係者が学生野球の指導にかかわる場合に第三者の介入を防止するために定めるものです。資格回復者の指導を希望する加盟校は、学校長の承認を得て責任教師が必ず手続きを行って下さい。

1. 日本高等学校野球連盟が行うこと

- ① 学生野球資格回復の認定を受けた者が、高校野球の指導を希望する場合、日本野球機構(NPB)を通じ「学生野球指導者登録届」を日本高等学校野球連盟に提出する。
- ② この登録届を受けた日本高等学校野球連盟は、HP上に「学生野球資格回復者の指導登録一覧」を掲載し加盟校に告知する。

その際の告知(掲載)内容は、次の通りです。

- 1) 氏名 2) 生年月日 3) 最終球団 4) 出身高校・大学
- 5) 指導対象(主たるポジション) 6) 指導可能都道府県名 など

※従来ここまでは、都道府県高等学校野球連盟に行っていたいました。

2. 都道府県高等学校野球連盟の手続き

- ① 日本高等学校野球連盟のHPを閲覧した加盟校から登録者の指導依頼があれば、日本高等学校野球連盟に登録者の連絡先を確認して連絡をとり、指導の可否を確認する。
- ② 登録者の同意が得られれば、登録者の連絡先等を加盟校に伝える。
- ③ この先は、登録者と加盟校で詳細打ち合わせを行い日程等が決まれば加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)を受け取る。
- ④ 加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)を受け取ったら日本高等学校野球連盟に転送(FAXで可)する。

〔都道府県高等学校野球連盟の手順〕

- 1) 加盟校から希望があれば日本高等学校野球連盟に連絡先を確認し登録者に照会
↓
- 2) 登録者から内諾が得られれば加盟校に登録者の連絡先を連絡
↓（登録者と加盟校が詳細打ち合わせ）
- 3) 加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を受領
↓
- 4) 日本高等学校野球連盟に「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）をFAXで送付する

3. 加盟校が学生資格回復者から指導を受ける場合の手続き

- ① 加盟校が、学生野球資格回復を認定された者から指導を受ける場合は、日本高等学校野球連盟のHPに掲載された「学生野球資格回復者の指導登録一覧」の中から指導を受けたいとする登録者を選定し、所属都道府県高等学校野球連盟に申し出る（口頭で可）。
- ② 所属高等学校野球連盟からの回答を待ち、登録者と詳細打ち合わせを行う。
- ③ 日程等が決まれば「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を所属連盟に提出する。
※学生野球資格を回復した者が、卒業した母校で指導を行う場合は、前項の所属高等学校野球連盟との手続きは不要とするが、指導に当たっては責任教師または監督の同意を得た上で当該学校長の承認を得ること。母校での指導については所属高等学校野球連盟への届け出は不要とする。

〔加盟校が指導を希望する場合の手順〕

- 1) 日本高等学校野球連盟のHPで登録者を閲覧
↓
- 2) 指導を希望する登録者の可否を所属高等学校野球連盟を通じて打診（口頭可）
↓
- 3) 所属高等学校野球連盟からの回答を受け、可であれば当事者間で調整
↓
- 4) 学校長と登録者との間で常勤・非常勤や日程等を打ち合わせ合意すれば「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を所属高等学校野球連盟に提出する
※学校内の規則・規定等も依頼する登録者に必ずご説明下さい。

以 上

全日本大学野球連盟
または指導対象地域の
() 高等学校野球連盟宛

(様式1)
令和 年 月 日

届出者氏名
令和2年4月1日現在の年齢 歳
住 所
連絡先電話 () -
携 帯 電 話 - -
(連絡用として可能であれば携帯電話も記載ください)

学生野球指導登録届

〔自己紹介事項〕

1. 出身校 () 都道府県 高校 大学
2. プロ野球在籍球団名(最終球団もしくは最長在籍球団名)
3. プロ野球で経験した主な守備位置
4. 学生野球を指導できる主な内容(得意な指導内容を記載ください。投手、打撃など)
5. 指導ができる地域、期間・期日、時間帯など(一定の条件がある方は具体的にお書き下さい)
①指導に赴ける地域(都道府県名もしくは市町村や〇〇地域など複数可)

②期間(今年度中で指導ができる期間や期日があれば記入下さい。土日祝日のみなど)

③上記の時間帯(時間帯に制限がある場合ご記入ください。特になければなしと記載ください)

(お願い) この届け出書は指導が可能とされる都道府県高校野球連盟(大学の場合は一括して全日本大学野球連盟へ届け出)に郵送でご提出ください。

() 高等学校野球連盟 宛
令和 年 月 日
() 高等学校
校 長 印

学生野球指導登録者の指導届

今般、学生野球資格適性審査を認定され、貴連盟に学生野球指導登録がなされた下記登録者に指導を受けますのでお届けいたします。

記

1. 登録者の氏名

2. 指導を受ける役職

監 督 ・ コーチ (常 勤 ・ 非常勤)

※いずれかに○を付して下さい(コーチの場合は常勤・非常勤のいずれかにも○を)

3. 指導を受ける予定の期間

令和 年 月 日～ 月 日

*期間中の土日祝など特定の期日となる場合等は下欄に特記事項として記入すること
<特記事項>

以 上

県高等学校野球連盟
会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 脇 村 春 夫

硬式野球ボールの規格変更について（通達）

今般、我が国のアマチュア野球団体が協議し、硬式野球ボールの規格の一部を変更することで合意、メーカー各社もこれに応じ、07年シーズンインから採用することになりました。

今回の規格変更は、国際試合で使用される公認球とボールの縫い糸を同じにすること、および安全性を確保するため少しでも反発を抑えるため、ボールのゴム芯の反発を、これまで認められてきた範囲（61cm）のもっとも下方の20cmの範囲に抑えることになりました。

07年から変更される硬式野球ボールの見本と縫い糸の比較サンプルは、先に8月5日開催した都道府県高等学校野球連盟会長会議で配布させていただいていますので、各連盟ともすでにご理解いただいているところと存じます。

ついでに、高校野球としては新規格ボールの使用は、07年シーズンインからとし、第79回選抜高等学校野球大会ならびに春季各都道府県大会から採用することになりますのでよろしくご承知おきください。

なお、メーカー各社は在庫調整の都合もあり、新規格のボールの販売は06年10月からと通知がありました。併せてご承知おきください。

変更となった規格は以下の通りです。

記

1) ゴム芯の反発性能について

ゴム芯の反発性能を4mの高さから大理石の板の上に落とす自然落下方式で、跳ね返りの高さを190cm±10cmとする。なお、条件は室内の常温、常湿とする。

2) 縫 い 糸

ボールの表皮の牛革の経い合わせ糸は綿糸を使用することとし、糸番手16番10本撚りの太さを基本とする。

以 上

平成 17 年 10 月 25 日

都道府県高等学校野球連盟 殿

(財) 日本高等学校野球連盟
事 務 局

プロ野球入団予定選手の秋季練習見学について

今般、プロ野球コミッショナー事務局を通じてプロ野球団から現在行われている秋季練習に、入団予定選手を見学させてよいかと問い合わせがありました。

これは今年からドラフト会議の開催が早くなったため、こうした検討の要請があったものと思われます。

プロ野球側から示された条件として；

- ① 日程は土日を利用した1泊2日程度とする。
 - ② 練習見学はスタンド、ベンチまたはブルペンなどからとする。
 - ③ 服装は制服とする。
- 以上が示されました。

当連盟では日本学生野球協会事務局と協議の結果、次の条件で練習見学を了承することとしました。

- 1) 学校長の事前了解を得る。了解を取る方法と内容は、事前了解は保護者から野球部責任教師を通じて保護者から学校長の了解を得る。その了解内容は、練習見学は当該球団と保護者の責任において行うこととする。
- 2) 練習見学は授業や学校行事に支障のないときに限る。
- 3) 宿泊を伴うときは、保護者などの責任者が同行することとする。当該高校野球部関係者は同行できない。
- 4) 練習見学はあくまで見学に留め、練習参加はさせないこととする。練習参加は卒業前に就職内定先が就労を目的とした研修を禁じた厚労省通達に違反する恐れがあることによる。

以上、秋季練習参加の要請が数日後にあることが予想されますので、取り急ぎこの措置についてお知らせいたしますので、関係先からの問い合わせについて適宜ご指導くださるよう、お願い申し上げます。

学生野球資格を持たない者との交流に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）第15条に基づき学生野球資格を持たない者との交流に関する手続を定める。

(練 習)

第2条 加盟校野球部は、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手と12月1日から翌1月31日の間に限り、所定の手続を経て原則として母校の施設においてのみ練習を行うことができる。

2 加盟校野球部は、高等学校においては都道府県高等学校野球連盟、大学においては各地区大学野球連盟が練習希望の申し出を受けた日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手と同期間に承認された加盟校施設においてのみ練習を行うことができる。

3 前2項に関する手続については別途定める。

4 加盟校野球部は、プロ野球団体との合同練習を行うことはできない。

(試 合)

第3条 加盟校野球部は、以下の各号の定めに従い、日本学生野球協会の承認を得て、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球団体と試合をすることができる。

① 試合を行う時期は3月および8月とする。

② 入場券、整理券等、如何なる名目を問わず、入場者・観覧者から金銭を徴収することはできない。

2 学生野球団体は、前項に定めるほか、本憲章第12条第7号により日本学生野球協会の承認を得て、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球団体と試合をすることができる。

3 前2項の承認に関する手続については別途定める。

4 本条は高等学校の加盟校野球部、学生野球団体には適用しない。

(講習会・シンポジウム)

第4条 学生野球団体は、日本野球機構および日本独立リーグ野球機構所属のプロ野球選手またはプロ野球関係者が参加する講習会・シンポジウムを開催することができる。

2 学生野球団体は、元プロ野球選手または元プロ野球関係者が参加する講習会・シンポジウムを開催することができる。

3 前2項の開催手続については別途定める。

(その他)

第5条 前3条以外の交流については、本憲章第15条第2項に照らし、日本学生野球協会において審議する。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24(2012)年2月22日改正 平成24(2012)年3月1日施行

平成27(2015)年5月19日改正 平成27(2015)年6月1日施行

以 上

〔プロ野球現役選手の母校での練習参加に関する申し合わせ事項〕

1. 母校での練習参加には所属連盟に事前連絡が必要で、必ず前日までの連絡、確認を高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチと取ること。
2. トレーニングにふさわしい服装で参加すること。
3. 野球部員の前で喫煙はしないこと。
4. 野球部員の個々の進路に関することには関与しないこと。
5. 高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチが不在のときはトレーニングに参加することはできない。
6. 野球部員全体への挨拶、自己紹介や激励などの話をすることは差し支えないが、技術指導を伴うミーティングをすることはできない。
7. トレーニング中、個々の部員に気がついたアドバイスをすることは差し支えないが、ノックをするなどの指導はできない。
8. 他校を交えて合同練習をするときは参加できない。

以 上

令和 年 月 日

実施校↓

() 高等学校野球連盟

→ 日本高等学校野球連盟 事務局 (FAX06-6443-1593)

学校名：

プロ野球現役選手の母校練習参加（自主トレ）事前報告書

選 手 名 (球団名)	()
	()
	()
練 習 参 加 日	① 令和 年 月 日() ～ 月 日()
	② 令和 年 月 日() ～ 月 日()
	③ 令和 年 月 日() ～ 月 日()

※この報告書は貴連盟が実施校から受付の都度、日本高校野球連盟事務局にFAX送信をお願いします。

令和 年 月 日

実施校↓

() 高等学校野球連盟

→ 日本高等学校野球連盟 事務局 (FAX06-6443-1593)

学校名：

プロ野球現役選手の母校練習参加（自主トレ）事前報告書

選 手 名 (球団名)	()
	()
	()
練 習 参 加 日	① 令和 年 月 日() ～ 月 日()
	② 令和 年 月 日() ～ 月 日()
	③ 令和 年 月 日() ～ 月 日()

※この報告書は貴連盟が実施校から受付の都度、日本高校野球連盟事務局にFAX送信をお願いします。

〔プロ野球現役選手の母校以外練習参加に関する申し合わせ事項〕

1. 母校以外の練習参加には所属連盟に事前連絡が必要で、必ず前日までの連絡、確認を高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチと取ること。
2. トレーニングにふさわしい服装で参加すること。
3. 野球部員の前で喫煙はしないこと。
4. 野球部員の個々の進路に関することには関与しないこと。
5. 高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチが不在のときはトレーニングに参加することはできない。
6. 野球部員全体への挨拶、自己紹介や激励などの話をすることは差し支えないが、技術指導を伴うミーティングをすることはできない。
7. トレーニング中、個々の部員に気がついたアドバイスをすることは差し支えないが、ノックをするなどの指導はできない。
8. 他校を交えて合同練習をするときは参加できない。

以 上

令和 年 月 日

() 高等学校野球連盟 会 長 殿

球団名：

選手名：



連絡先：

(携帯電話の番号など)

プロ野球現役選手の練習参加（自主トレ）事前申請書

1. 日 時 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

2. 希望地域

3. 参加人数 () 人 ※複数の場合は球団名、選手名も明記すること

球団名；

選手名；

球団名；

選手名；

球団名；

選手名；

球団名；

選手名；

球団名；

選手名；

4. 練習内容

5. 希望施設

※この申請書は貴連盟が希望選手から受付の都度、練習場所となった学校名を記載して日本高校野球連盟事務局にFAX送信をお願いします。

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

「中学生の勧誘行為の自粛について」（通達）

日本高等学校野球連盟では、懸案の野球留学問題の是正について、今年度「野球留学検討委員会」を設置、現在の実態やその背景、問題点について、都道府県高等学校野球連盟の協力を得て資料を収集しました。

その結果、中学生の勧誘行為について、現在取り決めている学生野球憲章や各種の規定、通達に違反する現状が指摘されました。

都道府県外から生徒を受け入れることは、中学生の進路選択の自由や私学の特色づくりなどもあり一概に規制することは困難とされています。

しかし、野球留学検討委員会では、高校野球の健全な発展を損なう勧誘や、野球に偏重した生活を見直す必要性を確認すると同時に、中学生の適正な進路決定にふさわしい環境を確保するためにも、この機会に改めて高校側に自粛を求める必要があるとの意見が出されました。

さらに同委員会では、全都道府県高等学校野球連盟が共通の認識を持って取り組むことが重要であるとの意見も出されました。

スポーツを通じての人間形成は大きな教育的効果があることは周知の通りですが、余りに偏重すれば形成途上の青少年に及ぼす心身への影響は極めて大きく、時にはその一生を左右するような決定的要因となります。特に中学生を勧誘することは、本人に「野球だけをすればよい」などと誤った優越感や特権意識を持たせることになり、精神面への悪影響は計り知れません。

高等学校野球の本来あるべき健全な姿を守るためにも、まず各高等学校の指導者の皆さんが真剣に青少年の心身への効果と影響を考え、再度襟を正して野球部の運営に当たっていただくことを心から願っています。

つきましては、特に問題となる「中学生の勧誘行為」について、次の通り具体的な指導事項をまとめましたので、貴連盟加盟校への周知徹底をよろしくご指導下さるようお願いします。

記

1. いかなる場合でも高校側の指導者や関係者が中学生を勧誘してはいけない。いかなる場合も高校側関係者が、中学生の家庭訪問をしてはならない。
2. 高校のOB（会）や後援会が学校とは別の動きをし、結果的には高校の代替役を果たして勧誘に回っているケースが見受けられる。

従ってこうした周囲の動きには特に留意し、少しでもそのような動きを察知すれば直ちに自粛、

自戒する措置をとること。

3. 中学生の進路について、中学校や少年野球団体関係者ではない第三者による斡旋行為があるとの実態報告があった。ときには金銭が介在するという指摘もあり、高校側が断じてこうした第三者の介入を許さない自戒が必要である。
4. 中学野球や少年野球関係者から入学についての打診や相談は、はっきりと一線を画し、当該生徒の進路指導は、あくまで中学校の担任教諭との間で正しく進められるよう留意すること。
5. 「高等学校新入生徒の練習参加に関する規定」に規定されている通り、入学以前に中学生を対象としたいわゆるセレクションを行ったり、練習に参加させてはならない。なお、平成15年から「中学生の体験入部」について、体験できる内容など規定を設け認められているのでこの範囲での実施に留意すること。
6. 中学生の入学に当たって高校は、日本学生野球憲章13条の「野球部員であることを理由とした金品収受の禁止」規定に触れる、学費、入学金、寮費などを軽減したり、免除するいわゆる特待生待遇をしてはならない。高校入学後も同様に、野球部員であることを理由とした特待生待遇をしてはならない。
7. 高校が中学校（また少年野球）の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学野球や少年野球関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。

以 上

平成27年5月8日

群馬県高等学校野球連盟

会 長 吉 井 均 様
(県立前橋工業高等学校長)

群馬県中学校長会

会 長 金 井 修一郎

高等学校の入学選抜に係る運動選手等の勧誘について

日頃より、中学校の進路指導につきましては、ご高配をいただいております心より感謝申し上げます。

さて、高等学校入学選抜に係る運動選手等の勧誘につきましては、今年度より9月15日以降、該当する中学校の管理職を通して行っていただきたくお願い申し上げます。

各部活動顧問等にまでこの趣旨が徹底するようにご配慮いただければ幸いに存じます。

なお、野球部につきましては、日本高等学校野球連盟からの通達の遵守をお願い申し上げます。

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

学生野球憲章適用規定の改正について（通達）

今般、日本学生野球協会評議員会（2月17日開催）で、日本学生野球憲章第12条適用の元プロ野球審判員の規定について、次の通り改正がなされました。詳しくは〔解説〕を付しました。

元プロ野球審判員に関する特別審査規定

【日本学生野球憲章第12条】

都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者に限り、日本学生野球憲章ならびに各連盟で定められた諸規定を遵守し、人格、識見、技術の優秀な者であれば審判員として委嘱をすることができる。

該当者は当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に申請、同協会の承認を受けなければならない。

『補足事項』

- ① この規定で許可を受けた審判員は日本学生野球憲章第10条における適性審査を認定されたものではない。
- ② 復帰を認められた当該野球連盟の審判員を退任した場合はその資格を失う。その際当該野球連盟は遅滞なくその旨を日本高等学校野球連盟、全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に届けること。

申請書には退職理由を明記した履歴書、所属プロ野球リーグの退職証明書および当該連盟会長の推薦書、本人の誓約書を添付すること。

〔解 説〕

- ▷元プロ野球選手の指導者復帰は加盟校からの申請ですが、本件は所属する各高等学校野球連盟からの申請となります。
- ▷申請には当該審判員が所属したセ・パのいずれかのリーグからの推薦書が必要なため、事前に当該リーグに推薦が得られるか打診する必要があります。必ず正式申請の前に当連盟にご相談下さい。
- ▷仮に全日本大学野球連盟で審判員としての特別資格が承認された方でも、別の所属連盟で審判業務を行なう場合は改めて日本学生野球協会の承認手続きが必要です。
- ▷審判員としてプレイを行なわなくても、審判講習会講師や日常的な指導を行なう立場として申請することも可能です。
- ▷この特別審査規定により審判員としての特別資格を取得しても、加盟校の野球部関係者に対する野球技術指導は出来ません。

以 上

令和 年 月 日

県高等学校野球連盟

会 長

殿

高等学校

校長名

㊞

V T R ・ 写真撮影等撮影許可願い

標記の件、本校の（資料保存用・アルバム用）＜いずれかに○＞として、下記要領にて撮影いたしたくご許可下さいますようお願いいたします。

なお、本校の使用目的以外に主催者に無断で他の目的には使用いたしません。

記

1. 大 会 名

2. 大会期間 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

3. 撮影項目 V T R撮影 ・ スチール（写真）撮影
（いずれかに○）

4. 撮影委託業者

・ 業 者 名

代表者名

所 在 地

電話番号

・ 撮影者氏名

携帯電話

以 上

平成 18 年 10 月 11 日

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

プロ野球育成ドラフトについて

先に日本野球機構から、昨年から設けた育成選手制度について、本年度から高校生も対象に加えないと打診がありました。

育成選手制度は、支配下選手70人枠に寄らず、契約金、年俸などの負担を抑えつつ、プロ野球を目指す受け皿づくりを検討した結果、設けられた制度と説明がありました。

当連盟では先に開いた全国理事会（8月5日開催）で慎重に審議、検討の結果、プロ野球を志望する高校生に進路の選択肢が増えるのは異論のないところですが、この制度が将来どのように運用されるのかは、現時点で不透明なところもあります。

当連盟では、先の全国理事会の審議で、育成ドラフト対象者は高校生ドラフトに向け、期限までにプロ野球志望届を提出したものに限るのがよいとの条件を付しました。あくまで当初からプロ野球を志望したものに限るべきだとの見解です。

さらに本来の高校生ドラフトに漏れ、大学、社会人への進路変更を検討する期間を置いた上で育成ドラフトが行われるのが望ましいとの提案をしたところ、大学、社会人ドラフト後に育成ドラフトが行われることになりました。今年は11月21日に行われます。

育成ドラフトは、今シーズン終了時の各球団の成績により、下位球団から順次指名する完全ウェーバー方式が採用されるため、事前の囲い込みなどの懸念はないものと思われます。

以上が審議、検討の経過ですが、当連盟ではこの制度の今後の推移を見守りつつプロアマ関係の健全化を図ることとし、高校生を同制度の対象とすることを了承することになりましたのでご通知いたします。詳しくは添付の関係書類をご参照ください。

以 上

2006年7月25日

(財) 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫 殿

社団法人 日 本 野 球 機 構

会 長 根 来 泰 周

育成選手制度について

日本野球機構では、2005年度から、新人選手選択（ドラフト）会議を高校生と大学・社会人とを分離開催するなど、プロ野球の様々な問題の改革に取り組んでおります。さらに改革の一環として、ドラフトにかけて支配下選手枠（1球団70人）として採用するにはリスクがあるが、一芸に秀でている選手にチャンスを与えたいと考え、育成選手制度の導入を昨年12月1日の実行委員会で決議いたしました。育成選手は、育成選手ドラフト会議を経て採用され、契約金に代わる支度金が最高300万円、最低年俸は240万円となっております。公式戦出場は二軍戦だけに限られておりますが、毎年6月末までは支配下選手に契約変更可能としております。

プロ側としましては、大学や社会人でプレーできない選手の受け皿として、また、従来なら、70人以内の支配下選手枠の壁により、解雇されるしかなかった故障選手などの救済として、貴連盟をはじめとする各アマチュア野球組織のご理解を頂戴しつつ、同制度を健全に育てていきたいと考えております。

昨秋は導入決定が時期的に遅かったことから、高校生を対象とすることはできませんでしたが、今秋からは高校生も対象としたいと考えております。高校生を育成選手として採用する時期につきましては、高校生の進学または就職の妨げとなることのないよう、大学・社会人ドラフト（本年度は11月21日(火)の予定）のあとに育成選手ドラフト会議を開催し、その中で指名したいと考えております。

以上の趣旨をご賢察いただき、来春卒業予定の高校生を、プロ野球球団が育成選手として採用することに関し、なにとぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

平成 19 年 1 月 17 日

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

野球場に関する規則改正に伴うお願い

日本アマチュア野球規則委員会では、今年度の公認野球規則の改訂作業をほぼ終え、2月中旬にも正式発表の準備を進めています。

今回はアメリカメジャーリーグでの大幅な改正を受けたものになる予定ですが、その中でいわゆる三振振り逃げのケースでこれまではまだアウトになっていない打者がベンチに入るまで一塁への進塁権を認めていたのが、ホームベースを中心した直径26フィートの円を出たら直ちにアウトが宣告されることになりました。

しかし、我が国では大部分の野球場の内野部分が土で、26フィートを区分する芝生などの区画がありません。アマチュア野球各団体では、このケースが生じたときに判定に正確を期すため白線による区画を表示するよう、各野球場施設に要請することになりました。

つきましては、貴連盟が平素大会などで使用する各野球場に対し本件についてご協力をいただくよう、お願いしていただきたいと思います。

なお、正確に26フィートでなくても同様の区画が判別できるような人工芝などの区画があるところは、そのグラウンドの特別ルールとして定めても差し支えありません。本件の規則改正予定事項は次の通りです。

▷ ダートサークル〔規則6・09(b)【原注】〕について

【原注】 第三ストライクと宣告されただけで、まだアウトになっていない打者が一塁に向かうとしなかった場合、その打者は“ホームベースを囲む土の部分”を出たらただちにアウトが宣告される。

説明>ホームベースを囲む土の部分とは、規則書の野球競技場区画線(1)で図示されている本塁周辺直径26フィートの円と解釈する。26フィートの円は1, 3塁のファウルラインの接点(ホームベースの手前角)を中心に半径13フィートの円を描くが、ファウルラインとは3フィート空けてラインを引き、交わらないようにする。(別添図面参照)

※この改正により、高校野球特別規則19は撤廃する。

<お断り>当連盟では昨年の評議員会で、本件の予告として「サードストライクライン」と仮称していましたが。その後、ルールブック原文中に「ダートサークル」という表現があり、上記のように呼称することとしました。

野球競技場区画線(1)

′はフィート
″はインチ

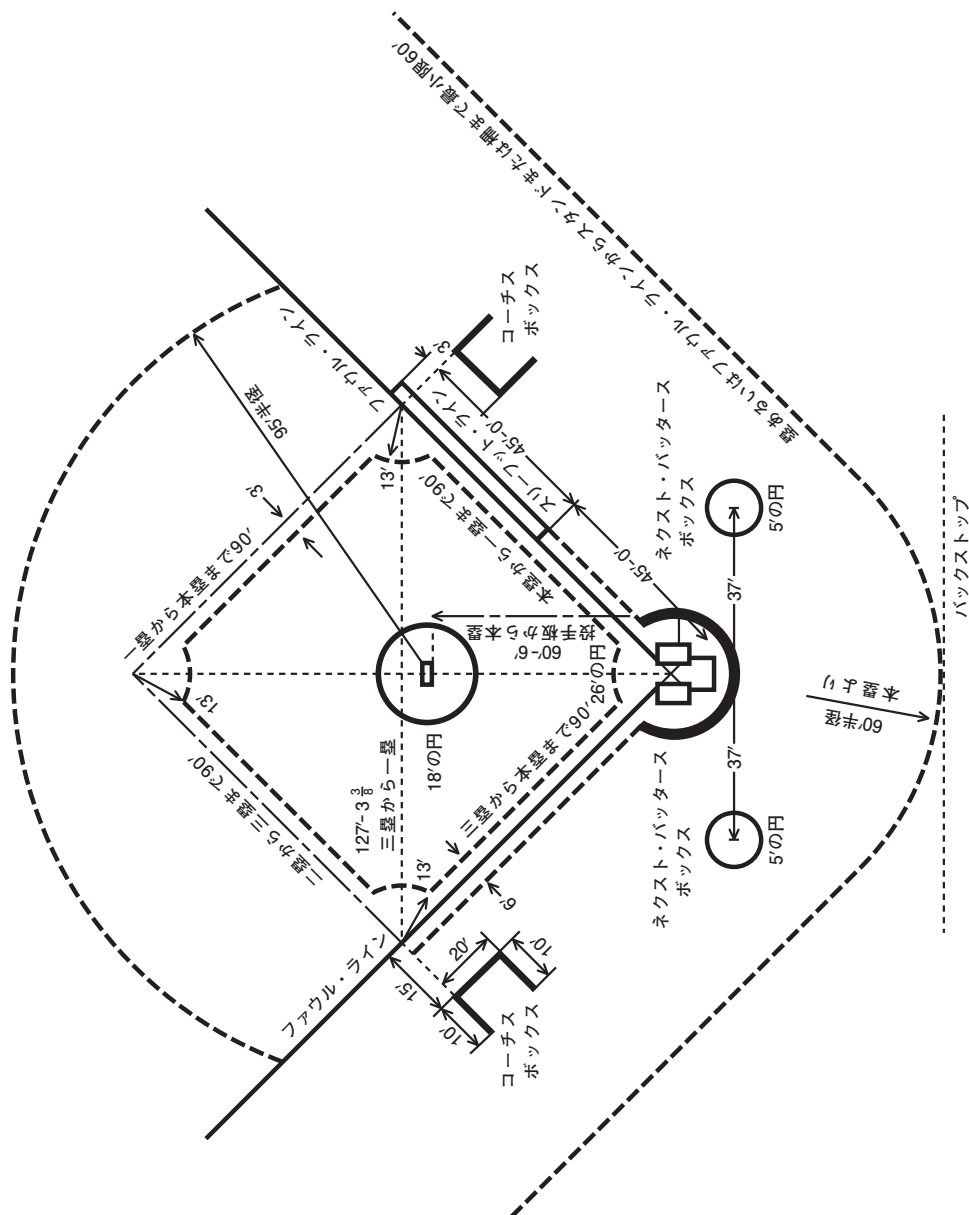
△「ダートサークル」の描き方

ホームベースの頂点を中心に13フィート (≒3 m 96.2 cm) の円を描く。

この円は、ファウル・ラインと交わらず、3フィート空けておく。

凡 例

- ベース・ライン、バッタース・ボックス、キャッチャー・ボックス、ファウル・ライン
- コーチス・ボックス、投手板、本塁、スリーフット・ライン
- 塁間の線 (一塁～二塁 二塁～三塁)
- 芝生の線
- 長さの寸法を示す線
- 長さの寸法を示す線



日本高野連発第W5327号 平成 19 年 1 月 17 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 野球場施設の安全対策について（お願い） 今般日本アマチュア野球規則委員会では、アマチュア野球各団体が大会などで使用する野球場で、フェンスやダグアウト、さらにはバックネットなどの安全対策上のラバーフェンスや傷害予防のための緩衝材が設備されているか、再度留意をするよう呼びかけることになりました。 過去には緩衝ラバーのないフェンスに頭部をぶつけて死亡した例もあります。その事故後、各都道府県高等学校野球連盟から施設管理者に対し、緩衝ラバーの敷設を要望してからすでに20年が経過します。 フェンスに緩衝ラバーを施設するのには多額の経費を要するため、予算面で完備することが難しい場合があると思われますが、大会主催者がこうしたことに留意をせず、漫然と運営するのは許されないことと思われます。 平素借用する施設に対し、安全上の問題点があれば具体的に改善要望をお願いし続けることが大切です。 こうした主旨から、今回日本アマチュア野球規則委員会では、別紙の要望書を作成し、関係団体がそれぞれ施設管理者に要望していくことを申し合わせました。 つきましては、添付の様式で、貴連盟の名称をご記入の上当該施設管理者にこの要望書をお渡しいただきたく、よろしくお願い申し上げます。 以 上	平成19年 1 月 野球場施設管理者 様 日本アマチュア野球規則委員会 日 本 高 等 学 校 野 球 連 盟 都 道 府 県 高 等 学 校 野 球 連 盟 施設の安全対策維持、管理のお願い（要望書） 平素はわが国の野球振興と普及のため、格別のご理解とご協力を賜り、関係者一同深く感謝申し上げます。 さて、近年アマチュア野球各団体並びに所属チームでは、プレイ中の選手の安全管理に格別の注意を払ってきているところ です。 ところで今から20年前の昭和62年に、埼玉県の高校野球部が公営施設を借りて練習試合中、外野飛球を追って背走した選手が、フェンスの基礎コンクリート部分に倒れ掛かって頭部を打撲、2週間後に死亡するという事故がありました。 この事故の前にもプロ野球選手が重傷を負う事故が数件あり、野球界挙げて施設管理者の皆様には緩衝ラバーの設置をお願いしました。緩衝ラバーの設置には多額の経費を要する事業でしたが、関係方面のご理解により全国の主な野球場で設置が次々と実現しました。 しかしながら、現在では緩衝ラバー設置から相当年数経過している施設もあり、本来の緩衝機能を有しているか懸念される施設も数多く見受けられます。 緩衝ラバーは使用されている素材やその後の衝撃による影響などで耐用年数は一様ではありませんが、安全対策上の維持管理についてご点検ないしは補修改善を是非実施していただきたく、お願い申し上げます。 どうか貴施設におかれましては、施設利用者の安全な環境づくりに格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。
日本高野連発第W5687号 平成 19 年 4 月 6 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 投手の受傷事故防止について（通達） 加盟各校には日頃からプレイに起因する負傷事故について、細心の注意を払っておられることと 思います。 資源保護と経済性の観点から導入した金属製バットも平成13年から実施した新基準以後、反発性能の抑制には一定の効果が見られるものの、木製バットは反発性能においてまだ違いがあります。 当連盟では平成13年に練習時における投手のヘッドギア着用を義務付けるなど、打撃投手の事故防止を呼びかけてきました。また、今春製品安全協会が胸部打撲による心臓震とう防止用の保護パッドの安全基準を制定、各メーカーもこれにより防護用品の開発、販売に着手しています。 ところで先月、当連盟に報告された投手の受傷事故が3件ありました。1件は練習試合中の投手に打球が顔頭部に当たったものの、ついで選抜大会参加中の2チームの試合日以外の練習中、打撃投手の頭頂部と、前頭部に打球が当たる事故がありました。 いずれも幸い重大な事故となりませんでした。しかし練習中の前頭部に当たった事故ではヘッドギアが使用されていませんでした。 練習時の打撃投手には必ずヘッドギアを着用するよう、今一度ご指導くださるよう、お願い します。 一方当連盟では、投手の利き目と利き腕との関係に着目、双方に左右の違いがある場合、投手に向けた打球の処理に一瞬の遅れが出ないか、という主旨で実態調査をしました。 この実態調査は、今回の選抜大会出場校の投手89人について調査したほか、東京6大学野球連盟と関西学生野球連盟の協力を得て、加盟各大学野球部に在籍する投手全員について調査しました。このデータを下に専門医にも分析を依頼しています。今後は投手が打球処理に要する反応時間の調査も計画しています。 利き目と利き腕の違いが打球処理の反応時間にどれだけ影響するかは現時点で不明ですが、別紙資料を注意喚起の意識付けの参考として部員にご指導くださるよう、よろしく お願い します。 以 上	日本高野連発第W6137号 平成 19 年 5 月 7 日 県高等学校野球連盟 会 長 殿 財団法人 日本高等学校野球連盟 会 長 脇 村 春 夫 投手の打球事故防止について（通達） 今般、春季大取府大会で投手の胸に打球が当たり、その場に倒れて心臓停止状態となりました。これまで警戒していた心臓震とうによるものと思われます。試合会場は学校の敷地内のグラウンドで、保健体育科の教員である監督が心臓マッサージなどを始めました。たまたま観戦していた消防署の救急救命士が駆け寄り、代わって心肺蘇生法を行うと共に学校事務室脇に設置してあったAED（自動体外式除細動器）を動作させて救命に成功しました。 AEDは事故現場から約1分の場所にあり、作動は事故発生からおよそ3分と見られています。心臓震とうに対するAEDの作動は5分以内が救命の目途とされており、今回は関係者の迅速な処置が功を奏したもので、打球が当たって心臓停止状態となってAEDによる初の救命例となりました。 つきましては、この機会に貴連盟加盟校に対し、以下の点に注意するようご指導いただき、投手の事故防止に努めていただきたいと思います。 なお貴連盟におかれましては、引き続き役員、審判員、指導者に対し、AEDを使った救急救命講習会の受講を促進させると共に、大会使用会場管理者にAED設置の要望をしてくださるよう、よろしく お願い いたします。 記 1. 投手は打者に一番近い野手で、常に打球の処理を頭に入れ、打球後の守備態勢をとること。 2. 打撃練習時の投手は、必ずヘッドギアを装着すること。 3. 複数打席で打撃練習をするときは必ず時間差を設け、打球を処理する投手、野手に危険がないよう留意すること。 4. 指導者はAEDを使った救急救命講習会を受講し、不慮の事故に備えること。 5. 練習や試合を行う会場付近でAEDの設置場所を必ず確認し、野球部員にも周知させておくこと。 6. 心臓震とう予防の胸部保護パッドが開発、市販されています。危害予防に活用ください。 以 上

平成19年9月12日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 脇 村 春 夫

中学生の練習参加に対する安全対策について

日本高等学校野球連盟では、平成14年3月の全国理事会で、「中高一貫の中等教育学校で、中学校大会終了後、いわゆる中学3年生が、高校の部で当該校の校長の承認があれば練習に参加することができる」としました。

今回、大阪府PL学園高校で、この緩和措置により参加した同校中学部3年生の野球部員が、初めて参加した高等部の練習中、2塁手の守備に入っていたところ、3塁手から転送されたノックのボール回しの球を胸に受け死亡する事故が発生しました。

事故後、現場で指導に当たっていた指導者らで、心臓マッサージなどの救急救命措置などがとられましたが、搬送先の病院でおよそ7時間後死亡しました。

硬式野球は常に危険がつきまとう競技ではありますが、今回の事故を教訓として以下の安全対策について、加盟各校の留意をお願いいたします。

記

1) 自動体外式除細動器（AED）を使った救急処置講習会受講のお願い

平成17年8月にも全国の加盟校と連盟役員に救急処置講習会の受講を要請しましたが、改めて野球部指導者の自動体外式除細動器（AED）を使った救急処置講習会受講をお願いします。また、すでに受講された方についても、適宜反復訓練をされるようお願いいたします。

2) 自動体外式除細動器（AED）設置場所の確認

胸部を打撲したときに起きる心臓震とうでは、自動体外式除細動器（AED）の使用が救命率を高めるとされています。現在すべての学校、施設での設置が実現されていませんが、野球部の活動をされる場合、身近な場所に設置されているかどうか、常に確認するよう習慣付けてください。

3) 胸部保護パットの活用

胸部の打撲に有効な胸部保護パットの開発が、スポーツメーカーの間で実現、すでに市販されています。中学生が高校の硬式野球の練習に参加する場合、胸部保護パットの積極的な着用を奨励します。

以 上

平成 27 年 3 月 30 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定

加盟校ではこの時期、入学試験に合格し新たに高等学校野球部に入部を希望する生徒に対し、条件を満たしたうえで自校の練習に参加を許可している学校も多いと思われます。

当連盟は、下記の通り「高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定」を定めております。

この規定につきまして、内容を変更したわけではありませんが、その趣旨について再度徹底を致したく通達致します。

新入生徒にとっては、中学校を卒業し高等学校へ入学するうえで、非常に大切な時期です。

各加盟校におかれましては下記の規定を遵守し、トラブルなく新入生徒を受け入れていただくよう、ご指導よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。したがって対外試合（練習試合・公式試合）への参加も入学式終了後とする。ただし、中高一貫校などで入学式がない場合は、4月当初の始業日以降とする。
- (2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。
ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。
なお、3月25日から31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用がうけられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
- (3) 2項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
- (4) この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。
ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

以 上

日本高野連発第W6425号

平成 19 年 12 月 11 日

都道府県高等学校野球連盟 会 長 殿
軟 式 部 加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 脇 村 春 夫

全国高校定時制通信制軟式野球連盟加盟校との対外試合について

高等学校野球連盟加盟校（軟式部）と加盟校以外との対外試合は行えない規定となっておりますが、今般、全国高校定時制通信制軟式野球連盟から加盟校が少ないため練習試合の機会に恵まれず、この規定を緩和して欲しいとの要望がありました。

当連盟傘下の軟式部加盟校も地域によっては、対外試合を行うのに苦慮している現状があることから、下記の通り軟式部に限りこの規定を一部緩和することとしました。

記

◇対外試合を行うまでの手続きについて

- ① 年度初めに、全国高校定時制通信制軟式野球連盟から加盟校一覧を日本高等学校野球連盟に提出。
- ② 日本高等学校野球連盟から、全国高校定時制通信制軟式野球連盟の加盟校一覧を都道府県高等学校野球連盟に伝達。
- ③ 都道府県高等学校野球連盟から軟式部加盟校に伝達。
- ④ 軟式部加盟校は、一覧に記載されている全国高校定時制通信制軟式野球連盟の加盟校と都道府県高等学校野球連盟に事前に届け出て承認を得た上、試合を行うことができる。

以 上

都道府県高等学校野球連盟

会 長 殿

理 事 長 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

都道府県高等学校野球連盟HPの協賛広告について

先に都道府県高等学校野球連盟から、運営しているホームページの経費負担軽減を図るため、協賛広告導入の是非について問い合わせがありました。

これまで各連盟が発行する大会パンフレットやプログラムなど、印刷物を制作したり、委託する場合に、すでに協賛広告導入の実績があり、それを元に本日開催した全国理事会でホームページについても一定の条件を定め、これを容認することにしました。

ただご承知のことと思いますが、協賛広告の導入は、連盟専用ドメイン利用連盟に限られますのでご注意ください。

また本規定では、協賛広告の大きさを規定する単位として画素を意味する「ピクセル」が使われ、「バナー」「バッジ」などの種別が規格として挙げられていますが、他にも様々な種別があり、その導入に当たっては、規定の仕様を参考に、同程度の内容のものであれば採用は差し支えないこととしています。

日進月歩の分野の取り決めですから、今後の運用に当たって新たな疑問や支障が生じたときは当連盟までご相談ください。

なお、本規定を定める課程で「加盟校」が導入する協賛広告にも話題が及びましたが、学校当局が制作するホームページに制限を加えることはできないと思いますが、野球部独自のものには制限が必要だとの意見が出されました。加盟校野球部のホームページの取り扱いは、改めて検討してまいりたいと思いますのでご承知おきください。

〔都道府県高等学校野球連盟ＨＰの協賛広告内規〕

平成20年 5 月22日全国理事会決定

（目 的）

第1条 この規定は、都道府県高等学校野球連盟のＷＥＢサイト（以下都道府県連盟ＨＰという）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類および範囲）

第2条 都道府県連盟ＨＰに掲載する広告は、広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、都道府県高等学校野球連盟に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性または宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (3) 社会的観点および教育的観点から見て適切でないもの
- (4) 次に掲げる広告
 - ア) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
 - イ) 法令、規則に違反するもの
 - ウ) アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告
 - エ) あたかも高等学校野球連盟が推奨しているような表現のもの
 - オ) 都道府県連盟ＨＰの一部であると混同する恐れのあるもの

（広告の規格）

第3条 広告の規格は原則として次の通りとする。

- (1) 広告の大きさは次のいずれかとする。
 - ア) スモールバナー 縦33ピクセル、横224ピクセル
 - イ) レギュラーバナー 縦60ピクセル、横468ピクセル
 - ウ) スモールバッジ 縦60ピクセル、横120ピクセル
 - エ) レギュラーバッジ 縦90ピクセル、横120ピクセル
- (2) 広告を掲載する枠数は5枠までとする。

（広告の対価）

第4条 広告の対価の合計金額は、都道府県連盟ＨＰの年間運営費に相当する額を超えてはならない。

（広告の期間）

第5条 広告を掲載する期間は契約後最長1年間とし、以後の掲載については毎年契約を更新するものとする。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は日本高等学校野球連盟が都道府県高等学校野球連盟と協議して定める。

第7条 この取り扱いに疑義あるときは、日本高等学校野球連盟と都道府県高等学校野球連盟が協議して対処する。

第8条 この規定は平成20年5月22日より施行する。

以 上

平成 20 年 11 月 28 日

都道府県高等学校野球連盟 会 長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 脇 村 春 夫

海外から留学する生徒の取り扱いについて

当連盟では、海外から日本の高等学校に進学を希望し、野球部に在籍する生徒の大会参加資格について、今後の取り扱いを審議しました。

その結果、大会参加者資格規定第5条2項の年齢制限、3項の転校生の取り扱い、5項の在籍年数の制限の各項について慎重に検討の結果、これまでの審査基準に沿った取り扱いを、下記の通り改めて確認しました。

なお、大会に出場できる資格について、入学前に十分当該生徒に説明することを新たに規定に追加しましたので、よろしくご指導ください。

記

1) 途中入学について

海外のいわゆる高校に一旦進学した後、日本の高校に再入学した場合、「在籍3年以下」の規定は海外のすべての高校在籍を加えることとし、緩和措置はとらないことにした。

2) ブラジルの教育制度

ブラジルでは高校入学が、日本の中学3年生に当たることから、同国の生徒のみブラジルの高校在籍1年目は在籍期間に算入しないこととした。今後同様のケースはその都度審議する。

3) 高校の途中入学生扱い

台湾が6月卒業で、当該年の7月から日本の高校1年生に入学する事例があった。高校の入学許可は学校長の専決事項で、出席日数や単位取得の可能性を考慮したものであれば連盟として制限することはできないとして当面は容認、今後の経過を慎重に見守ることとした。

4) 入学前に大会参加者資格を確認させる義務について

外国から入学する生徒について、入学後初めて大会参加資格を確認していると、本人にとって不利益な情報が事前に伝わらなかったことによるトラブルが起きるため、「海外からの転入学生の大会参加者資格の取り扱いについては、当該校において事前に調査の上、所属連盟に予め確認し、入学許可前にその生徒の大会参加者資格の内容を説明、理解させておくこと」を大会参加者資格規定に追加することとした。

以 上

日本高野連発第11-0035号

平成 23 年 6 月 30 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

高校野球特待生制度の制定について

日本高等学校野球連盟では、平成19年11月の全国理事会で、特待生問題有識者会議の提言に基づき、「高校野球特待生制度に関する取り扱いについて」を定め、21年度から3年間で加盟校の実態調査を実施し、その結果に基づいて公正・公平な大会実施の観点から、改めて24年度以降に入学する生徒に適用する高校野球としての特待生制度の取り扱いを決定することとしました。

その間、貴連盟ならびに加盟校に協力いただいた実態調査結果を踏まえて、特待生問題私学検討部会九地区代表者会議、当連盟の特待生問題研究委員会でも意見交換を重ね、高校野球特待生制度の原案を作成し、先に開催された平成22年度評議員会で承認され制定にいたしましたので、加盟校への周知をよろしくお願いいたします。

以 上

高校野球特待生制度

平成 23 年 5 月 27 日

日本高等学校野球連盟

平成21年度から3年間の実態調査の結果を踏まえて、次の通り、高校野球特待生制度を制定することとする。ついては下記の項目を厳守すること。

記

1. 生徒募集要項または学校のホームページに「野球特待生・野球奨学生制度」があることを明示し、公開すること。
2. ブローカーなどの第三者の介在を排除し、かつ中学校の進路指導に好ましくない影響を与えないようにするために、出願時に中学校校長の推薦を必ず求めること。
3. 単に野球技術・能力が優秀であることにとどまらず、中学校時代の学業成績と生活態度がともに良好であることを、特待生とするための条件とすること。
4. 入学金や授業料の免除または軽減はよいが、寮費などの生活費、その他の支援は認めない。
5. 特待生の人数は1学年につき、5人以内とすること。
6. この制度は平成24年度入学生から適用する。

以 上

日本高野連発第12-0084号

平成 25 年 2 月 6 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

指導者の金品授受について

都道府県高等学校野球連盟におかれましては、野球を通じて健全な青少年を育成するという基本的な目的に沿って、常日頃より加盟校へのご指導をいただき誠にありがとうございます。

さて先般、ある加盟校の指導者が進路決定やお世話になった謝礼として保護者から現金や商品券を受け取ったという報道がなされました。

当連盟において、当該加盟校および当該の高等学校野球連盟の調査、報告に基づいて、上記報道に係る事案について審議したところ、当該指導者は、進路指導に関して生徒の希望進路先に同行する際には、年次有給休暇を充当し、交通費や宿泊費も自己負担しており、また、受け取った謝礼についても、私物購入など個人的消費の事実が確認されなかったことなどから、当連盟は上記事案については、措置をしない旨の決定をしました。

しかしながら結果として、当該指導者の行動は周囲から誤解を招きかねない行動であったことは否めません。

そこで、当連盟では今回の事象を踏まえて、本通達を出すこととしました。

指導者が、進路指導に伴い必要とする経費（交通費や宿泊費など）を受領する場合は、領収書など、これを証する資料を呈示し、請求すること。

つきましては、この件につき、ご指導の徹底のほど、よろしくお願いいたします。

以 上

群馬県高等学校野球連盟記録方法

(スコアブックの記入)

1. 投球の記号

・ ボール ○ ストライク - ファウル

2. 各種記号

(1) 赤字記入

$\diagup 8$ 安打 $\diagup 5$ 内野安打 $\diagup 5$ 強襲安打 $\diagup 5$ バント安打
 $\diagup$ 二塁打 $\diagup$ 三塁打 $\diamond$ 本塁打 B 四球
 IB 申告故意四球 HP 死球 WP 暴投 (ワイルドピッチ)
 BK ボーク S 盗塁 DS 重盗 (ダブルスチール)
 FC 野選
 ○ 自責点にならない得点 → ○の中は打点を上げた選手の打順
 ◎ 自責点になる得点 → ◎の中は打点を上げた選手の打順

(2) 黒字記入

K 三振 (見逃し) (K) 三振 (空振り) $\overline{K}$ 三振 (スリーバント失敗)
 M 振り逃げ → 記録は三振と暴投、または三振と捕逸 (Eをつける場合あり)
 PB 捕逸 (パスボール) DP 併殺
 TO タッチアウト E 失策
 2IF 妨害出塁 → 捕手に失策 (打数に入らない)
 X 守備妨害 (インターフェア) → 打者 (走者はアウト)
 OB 走塁妨害 (オブストラクション) → 妨害した野手に失策
 ~ 交代記号 (投手) } 交代記号 (代打)
 A 一塁を示す B 二塁を示す C 三塁を示す D 本塁を示す
 I ワンアウト II ツーアウト III スリーアウト ℓ 残塁
 ~ ゴロ () フライ F9 ファウルフライ
 IF4 インフィールドフライ — ライナー ~ バント
 [5-3] 犠打 (バント) 9 犠飛 (フライ)
 ✓✓✓ 関連記号 (S DS WP PB BKなどと投球記号の関連を示す)

3. 記入例

(1) 1 番、四球で
 出塁し、2 番打
 者の 2 球目に盗
 塁成功し、右前
 安打で生還。3
 番の初球に盗塁
 を試み捕手の悪
 送球で三進し、
 打者のレフトフ
 ライで生還。
 4 番の遊ゴロを
 一塁へ高投する
 が二塁でタッチ
 アウト。

(一)	
(二)	
(三)	
(四)	

(2) 5 番打者、右
 中間の二塁打。 (五)
 6 番打者 2 球目
 を三塁前にバン
 ト。7 番打者の
 初球スクイズが
 成功し、野選と
 なる。
 8 番の一塁ゴロ
 で併殺となる。 (七)

(五)	
(六)	
(七)	
(八)	

【タイブレーク適用後のスコア記入方法（例）】

失策	打順	守備位置	打ち方	先攻 桜学園 高 園	背番号	1 2	1 3	1 4	1 5
	1	6			6	② ⑥	(3) ○ TR ⑥		
	2	4	L	野 田	4	Ⅱ K	↓ (3) ○ TR ⑥		
	3	8		大 場	8		Ⅰ 3-1		
	4	5		宮 西	5		Ⅱ K		
	5	1	L	芝	1		↓ ⑥ B		
	6	9		浜 野	9		② ⑨		
	7	7	L	阪 田	7		Ⅲ 4-3		
	8	3		神 川	13	Ⅰ 4	↓		
	9	2		土 村	2	Ⅱ K			

タイブレーク適用開始イニング(13回)左に太線記入。

※ TR … タイブレークランナー

○ … 得点

⊙ … 得点（相手投手の自責点）

投球数の解釈

(a) 走者がいればバークになる場合

(投球数に○含む、×含まない)

		走者あり		走者なし		
①	反則投球 (1) 投手板に触れずに投球した (2) クイックピッチをした	ボーク (※2)	×	「ボール」とカウントされる (実際に投げているので)		○
②	正規の投球動作に違反 (投球動作中に一時停止した)			違反しながら 投球した	「ボール」	○
				途中でやめる	ノーカウント	×
③	投球動作中にボールを落とし、 ファウルラインを越えなかった (※1)			ノーカウント		

(※1) ファウルラインを越えた場合は投球となり、ストライクゾーンを通過していないので「ボール」(球数に含む)

(※2) バークが宣告された時点で、投球ではなく送球と考えるので投球数に含まない
ただし、次の場合は球数に含む。

バークにもかかわらず打者が安打、失策、四死球、その他(振り逃げなど)で一塁に達し、かつ、他の全ての走者が少なくとも1個の塁を進んだときはバークに関係なくプレイは続く。この場合バークはなかったことになるので投球数に含む。

(b) 規則違反で「ストライク」もしくは「ボール」が宣告された場合

④	打者がバッターボックス内で打撃姿勢をとろうとしなかった場合、「ストライク」を宣告する 5.04(b)(3)	投球させずに 「ストライク」を宣告		×
⑤	塁に走者がいないとき投手が12秒以内に投球しなければ、「ボール」を宣告する 5.07(c)	12秒を超えて投球した	「ボール」	○
		投球しなかった		×

(c) その他

⑥	打撃妨害出塁	○	実際に投げているので
⑦	申告制の故意四球	×	ただし、申告までに投球していたものは投球数に含む
⑧	投球カウントの誤りを、遡って訂正 (三振もしくは四球に気付かず投球を続けても、次打者に1球を投じる前であれば、三振もしくは四球に訂正できる)	×	実際に投げてはいるが、遡って訂正しているので <u>その間の投球はなかったことになる</u>

加盟校野球部創立年度

No.	部創立年	学 校 名	(旧学校名)	No.	部創立年	学 校 名	(旧学校名)
1	明治30年	前 橋	(前 橋 中)	41	昭和51年	榛 名	
2	〃 31年	高 崎	(高 崎 中)	42	〃 〃	西 邑 楽	
3	〃 33年	太 田	(太 田 中)	43	〃 〃	前 橋 南	
4	〃 35年	富 岡	(富 岡 中)	44	〃 〃	太 田 市 商	
5	年	群 馬 師 範		45	〃 52年	渋 川 青 翠	(渋 川 西)
6	大正 9 年	前 橋 商		46	〃 〃	桐 生 南	
7	〃 〃	勢 多 農 林		47	〃 53年	渋 川 工	(渋川市工)
8	〃 〃	沼 田	(沼 田 中)	48	〃 54年	高 崎 北	
9	〃 10年	高 崎 商		49	〃 55年	前 橋 東	
10	〃 〃	館 林	(館 林 中)	50	〃 〃	桐 生 西	
11	〃 11年	桐 生	(桐 生 中)	51	〃 56年	常 磐	
12	〃 〃	伊 勢 崎 商	(伊 勢 崎)	52	〃 57年	前 橋 西	
13	〃 13年	伊 勢 崎 工		53	〃 58年	太 田 東	
14	昭和 2 年	前 橋 工		54	〃 〃	富 岡 実	(甘 楽 農)
15	〃 〃	渋 川	(渋 川 中)	55	〃 〃	明 和 県 央	
16	〃 〃	藤 岡	(藤 岡 中)	56	〃 59年	高 崎 東	
17	〃 11年	桐 生 工		57	〃 60年	桐 生 第 一	(桐 丘)
18	〃 20年	高 崎 工		58	〃 〃	館 林 商 工	
19	〃 21年	興 陽	(佐 波 農)	59	〃 62年	藤 岡 北	
20	〃 22年	大 泉	(小 泉 農)	60	〃 63年	尾 瀬	(武 尊)
21	〃 〃	安 中 実	(蚕 糸)	61	平成元年	中 之 条	
22	〃 24年	利 根 実	(利 根 農)	62	〃 〃	嬬 恋	
23	〃 28年	桐 生 市 商		63	〃 2 年	下 仁 田	
24	〃 32年	松 井 田		64	〃 4 年	安 中 場	
25	〃 35年	関 学 大 附	(関東学園)	65	〃 5 年	万 場	
26	〃 36年	大 間 々		66	〃 〃	市 伊 勢 崎	
27	〃 37年	東 農 大 二		67	〃 7 年	高 経 大 附	
28	〃 〃	太 田 工		68	〃 12年	市 前 橋	
29	〃 38年	中 央		69	〃 13年	健 大 高 崎	
30	〃 〃	群 馬 高 専		70	〃 16年	商 大 附	
31	〃 39年	新 田 暁	(新 田)	71	〃 17年	伊 勢 崎	
32	〃 〃	前 橋 育 英		72	〃 〃	藤 岡 中 央	
33	〃 〃	伊 勢 崎 東		73	〃 〃	伊 勢 崎 清 明	
34	〃 〃	玉 村		74	〃 18年	安 中 総 合	
35	〃 〃	上 武 一	(新 町)	75	〃 19年	中 央 中 等	(中 央)
36	〃 40年	藤 岡 工		76	〃 22年	長 野 原	
37	〃 41年	利 根 商		77	〃 24年	四 ツ 葉	
38	〃 46年	樹 徳		78	〃 27年	市 立 太 田	(太田市商)
39	〃 49年	板 倉		79	〃 30年	吾 妻 中 央	
40	〃 50年	吉 井		80	令和 3 年	桐 生 清 桜	

歴 代 会 長

初 代	内 藤 由己男	校 長	(高 崎)	昭和23年 4 月～昭和25年 3 月
2 代	沼 賀 健 次	校 長	(高 崎 商)	昭和25年 4 月～昭和36年 3 月
3 代	門 伝 誠 吾	校 長	(高 崎 工)	昭和36年 4 月～昭和37年 3 月
4 代	岩 根 義 成	校 長	(桐 生)	昭和37年 4 月～昭和38年 3 月
5 代	井 関 保	校 長	(高 崎 商)	昭和38年 4 月～昭和40年 3 月
6 代	松 本 朝日出	校 長	(桐 生)	昭和40年 4 月～昭和41年 3 月
7 代	小 池 愼	校 長	(前 橋 工)	昭和41年 4 月～昭和44年 3 月
8 代	鎧 塚 与 吉	校 長	(桐生市商)	昭和44年 4 月～昭和45年 3 月
9 代	長 嶋 武四郎	校 長	(前 橋 工)	昭和45年 4 月～昭和47年 3 月
10 代	加 藤 義 平	校 長	(桐 生 工)	昭和47年 4 月～昭和50年 3 月
11 代	曾 根 誠	校 長	(前 橋 工)	昭和50年 4 月～昭和53年 3 月
12 代	中 野 敏 宗	校 長	(高 崎)	昭和53年 4 月～昭和55年 3 月
13 代	吉 原 貞 隆	校 長	(前 橋 工)	昭和55年 4 月～昭和60年 3 月
14 代	関 口 登	校 長	(前 橋 工)	昭和60年 4 月～平成元年 3 月
15 代	樋 口 寿	校 長	(桐 生)	平成元年 4 月～平成 3 年 3 月
16 代	中 澤 和 夫	校 長	(桐 生 西)	
			(前 橋 工)	平成 3 年 4 月～平成 5 年 3 月
	(同時に、日本高等学校野球連盟副会長、及び関東地区高等学校野球連盟会長)			
17 代	菅 野 清	校 長	(前 橋 工)	平成 5 年 4 月～平成 8 年 3 月
18 代	田 村 功	校 長	(前 橋 工)	平成 8 年 4 月～平成10年 3 月
	(平成 9 年 4 月～平成10年 3 月 関東地区高等学校野球連盟会長)			
19 代	今 野 秀 克	校 長	(前 橋 工)	平成10年 4 月～平成12年 3 月
	(平成10年 4 月～平成11年 3 月 関東地区高等学校野球連盟会長)			
20 代	曾 我 亮 二	校 長	(前 橋 工)	平成12年 4 月～平成14年 3 月
21 代	加 藤 健 一	校 長	(前 橋 工)	平成14年 4 月～平成16年 3 月
22 代	村 田 敬 一	校 長	(前 橋 工)	平成16年 4 月～平成18年 4 月
23 代	菊 地 丞 示	校 長	(太 田 工)	平成18年 4 月～平成19年 3 月
24 代	塩 崎 猛 雄	校 長	(前 橋 南)	平成19年 4 月～平成21年 3 月
25 代	飯 野 洋 一	校 長	(前 橋 工)	平成21年 4 月～平成23年 3 月
26 代	松 下 繁 一	校 長	(前 橋 工)	平成23年 4 月～平成26年 3 月
27 代	吉 井 均	校 長	(前 橋 工)	平成26年 4 月～平成29年 3 月
28 代	高 田 勉	校 長	(前 橋 工)	平成29年 4 月～平成31年 3 月
29 代	二 渡 諭 司	校 長	(前 橋 工)	平成31年 4 月～令和 2 年 3 月
	(平成31年 4 月～令和 2 年 3 月 関東地区高等学校野球連盟会長)			
30 代	中 西 信 之	校 長	(前 橋 工)	令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
	(令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月 関東地区高等学校野球連盟会長)			
31 代	森 英 也	校 長	(前 橋 工)	令和 4 年 4 月～
	(令和 4 年 4 月～ 関東地区高等学校野球連盟会長)			

歴 代 理 事 長

初 代	藤 生 宣 明	(前 橋)	昭和23年 4 月～昭和24年 3 月
2 代	石 原 勝三郎	(高 崎 工)	昭和24年 4 月～昭和26年 3 月
3 代	岡 野 政 一	(前 橋)	昭和26年 4 月～昭和27年 3 月
4 代	阿 部 精 一	(桐 生 工)	昭和27年 4 月～昭和28年 3 月
5 代	市 川 清	(高 崎)	昭和28年 4 月～昭和31年 3 月
6 代	石 原 勝三郎	(高 崎 工)	昭和31年 4 月～昭和39年 3 月
7 代	阿 部 精 一	(桐 生 工)	昭和39年 4 月～昭和47年 3 月
8 代	原 弘	(桐 生)	昭和47年 4 月～昭和47年11月
9 代	岡 田 由 重	(高 崎)	昭和47年12月～昭和52年 3 月
10 代	中 澤 和 夫	(前 橋 工)	昭和52年 4 月～昭和61年 3 月
11 代	寺 沢 哲 夫	(前 橋 工)	昭和61年 4 月～昭和62年 9 月
12 代	田 端 穰	(高 崎)	昭和62年10月～代行 昭和63年 4 月～平成 5 年 3 月
13 代	今 井 輝 次	(前 橋 工)	平成 5 年 4 月～平成11年 3 月 (平成 7 年 4 月～平成11年 3 月 関東地区高等学校野球連盟理事長)
14 代	市 川 勝 義	(伊勢崎工)	平成11年 4 月～平成13年 3 月
15 代	富 澤 渉	(前 橋 工)	平成13年 4 月～平成21年 3 月
16 代	樽 見 尚 人	(前 橋 工)	平成21年 4 月～平成30年 3 月
17 代	城 田 雅 人	(前 橋 工)	平成30年 4 月～ (平成31年 4 月～ 関東地区高等学校野球連盟理事長)

硬式野球部員

抹消
追加

登録届

学校名				所在地			
入学年月	学年	氏名	生年月日		出身中学名 卒業年月日		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		
.			. .		. .		

※資格審査を経た者は欄外に合格の日付を記載する。

令和 年 月 日

校 長



大会出場選手登録名簿（群馬県高等学校野球連盟）

令和 年度 春 秋 } 季関東地区高校野球大会群馬県予選

学 校 名		高 等 学 校			所 在 地						
責 任 教 師					監 督				主 将		
背番号	入 学 年 月	学年	位 置	氏 名		生 年 月 日		出 身 中 学 名 卒 業 年 月 日			
1	・		投 手			・ ・					
2	・		捕 手			・ ・					
3	・		一 塁 手			・ ・					
4	・		二 塁 手			・ ・					
5	・		三 塁 手			・ ・					
6	・		遊 撃 手			・ ・					
7	・		左 翼 手			・ ・					
8	・		中 堅 手			・ ・					
9	・		右 翼 手			・ ・					
10	・		補 欠			・ ・					
11	・		〃			・ ・					
12	・		〃			・ ・					
13	・		〃			・ ・					
14	・		〃			・ ・					
15	・		〃			・ ・					
16	・		〃			・ ・					
17	・		〃			・ ・					
18	・		〃			・ ・					
	・		記 録 員			・ ・					

※主将には背番号に◎をつける。
※大会名は不要の文字を抹消する。
※資格審査を経た者は欄外に合格の日付を記載する。

以上の選手は参加資格規定に相違ないことを証明致します。

令和 年 月 日

校 長

印

大会出場選手登録変更届

令和 年度 春 } 季関東地区高校野球大会
秋 }

学 校 名				所 在 地		
責 任 教 師			監 督			主 将
背 番 号	旧 登 録		新 登 録			
	氏 名	学 年	氏 名	学 年	生 年 月 日	出身中学校名
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	

選手は参加資格規定に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

校 長

校長印

- ※資格審査を経た者は欄外に合格の日付を記載する。
 ※校長印は必ず学校長の校印をご捺印ください。
 ※算用数字で記入してください。
 ※大会名は不要の文字を抹消する。
 ※春、秋季大会は選手健康証明書は不要です。

大会出場選手登録変更届

全国高等学校野球選手権 群馬大会

学 校 名					所 在 地				
責 任 教 師				監 督			主 将		
背 番 号	旧 登 録		新 登 録				(夏大会のみ記入)		
	氏 名	学年	氏 名 フリガナ	学年	生 年 月 日	出身中学校名	投・打 (右・左記入)	身長	体重
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				

選手は参加資格規定に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

校 長

校長印

選 手 健 康 証 明 書

上の者、いずれも健康診断の時点では異常のないことを証明いたします。

令和 年 月 日

校 医

校医印

※資格審査を経た者は欄外に合格の日付を記載する。
※校長印は必ず学校長の校印をご捺印ください。
※算用数字で記入してください。
※大会名は不要の文字を抹消する。
※春、秋季大会は選手健康証明書は不要です。

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟会長 様

学 校 名

校 長

印

責 任 教 師 ・ 監 督 変 更 届

下記のとおり、責任教師・監督を変更いたしますので
お届けいたします。

記

1.	変 更 事 項	責任教師 ・ 監 督 (いずれか○)
2.	旧 登 録 氏 名	
3.	新 登 録 氏 名	
4.	変 更 期 間	1. 令和 年 月 日以後 2. 令和 年 月 日より 月 日まで 3. 令和 年 月 日のみ

※ 責任教師は教諭に限る。

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟会長 様

高等学校

校長

印

県外試合開催承認申請書

下記の県外試合のご承認をお願い致します。

日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
場 所	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校
対 戦 校 (県 名)			
宿 泊	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
特 記 事 項			
日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
場 所	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校
対 戦 校 (県 名)			
宿 泊	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
特 記 事 項			
日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
場 所	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校	本 校 ・ 対 戦 校
対 戦 校 (県 名)			
宿 泊	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
特 記 事 項			

記入上の注意

- ① 開催15日前までに提出すること。
- ② 特記事項の欄は、アー場所欄の（本校・対戦校）以外で開催する場合、その場所を記入。イー経費負担方法について招待側負担の場合は、その経費負担者を記入。ウーその他特記すべき事項を記入。
- ③ 他都道府県との試合で宿泊を伴うものについては実態把握のため経費の負担状況（個人負担の概算）を連盟に提出する場合があります。

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟

会長 様

() 高等学校

校長 印

大会参加者資格審査願

標記の件について、下記生徒の大会参加資格をご承認下さいますよう
よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申請者氏名 学年

生年月日 平成 年 月 日生 満 才

2. 転校理由

3. 添付書類 ①

②

③

④

⑤

令和 年 月 日

群馬県高等学校野球連盟

会長 様

() 高等学校

校長 印

大会参加者資格審査願

標記の件について、下記生徒（大会参加者資格規定第4条7項該当者）の資格をご承認下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請者氏名 学年

生年月日 平成 年 月 日生 満 才

2. 就学遅れの理由

3. 添付書類
- ① 出身中学校の卒業証明書
 - ② 本校在学証明書
 - ③ 不就学証明書

令和 年度 練習試合審判実績表

No. _____

_____ 高等学校 作成責任者
(野球部顧問) _____

月／日	対 戦 校	担 当 審 判			特 記 事 項
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			
／		球			

- 記入上の留意点
- ① ホームゲームのみ記入（変則ダブルは３ゲームとも会場校が記入）
 - ② 地区リーグはその球場の所在する地区の学校が記入、両校同一地区の場合は１塁側が記入
 - ③ 正規審判員のみとし、姓名を正確に記入
 - ④ 特記事項欄は、特記ある場合のみ記入。

応援団入場許可申請書

群馬県高等学校野球連盟

会長

様

高等学校

引率責任教師名 _____ 印

下記のとおり応援団の入場許可を申請いたします。

記

上毛新聞敷島球場 1・3 塁側

高崎城南球場 1・3 塁側

桐生球場 1・3 塁側

生徒数 _____ 名 教職員数 _____ 名

----- キ リ ト リ -----

令和 年 月 日

応援団入場許可証

高等学校 様

群馬県高等学校野球連盟

会長

下記のとおり応援団の入場を許可いたします。

記

上毛新聞敷島球場 1・3 塁側

高崎城南球場 1・3 塁側

桐生球場 1・3 塁側

生徒数 _____ 名 教職員数 _____ 名

* 応援団の服装・マナー及び清掃についての指導に御協力ください。

年度		月	日	曜	回戦		――		TEAM		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
春・夏・秋		大会 球場																					
No.	P	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	得	打	安	点	振	球	犠	盗	残	失
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
長	打	得														打	安						
本塁打		打														得	安						
三塁打		点																点					
一塁打		振																	振				
		球																		球			
		犠																			犠		
		盗																				盗	
		残																					残

[illegible]

検 算 表								
	打数 + 四死球 + 犠打 + 妨害出 = 得点 + 残塁 + OUT数							

開始時間	.
終了時間	.
所要時間	時間 分

[illegible][illegible]

備考		先攻 捕逸	タイム数	攻 守
		後攻 捕逸	タイム数	攻 守

審判	球 審	1 塁	2 塁	3 塁

記録者 (

